

直送済

平成 26 年（行ケ）第 23 号 衆議院議員選挙無効請求事件  
原告 A 外（以下、「選挙人」又は「選挙人ら」という）  
被告 東京都選挙管理委員会 外（以下、「国」ともいう）

## 準 備 書 面（1）

平成 26 年 12 月 24 日

東京高等裁判所第10民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 田 辺 克 彦

同 弁護士 石 渡 進 介

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

## 目次

第1部 平26/12/14衆院選（小選挙区）（以下「本件選挙」ともいう）は、違憲無効である（本書1～14頁）	1
1 平成25年大法院判決（衆）（本書1～4頁）	1
2 いわゆる「0増5減」の「改正法」下の選挙区割りの最大の一票の格差は、1.988倍（平成22年〈2010〉年国勢調査に基づく）：（本書4～5頁）	4
3（小括）	5
4 本件選挙の投票日（平成26〈2014〉年12月14日）の時点で、いわゆる『合理的期間』は、既に徒過している：（本書6～8頁）	
5 (i) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、「区画審設置法」という）4条には、「1年以内」の定めがあること及び(ii) 緊急是正法附則3条3項が選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が緊急是正法の施行日から6ヶ月以内に行われることを予定していること：（本書8～12頁）	8
6 【区画審設置法4条の「1年以内」の定め】：（本書12～13頁）	12
7 米国連邦地裁の「命令」（Order）の日から9日間で、選挙区割り法改正法成立（本書14頁）	14
第2部 ①憲法56条2項、②憲法前文第1文、③憲法1条は、人口比例選挙を定めている（本書15～23頁）	15
I 【①憲法56条2項、②憲法前文第1文、③憲法1条による、人口比例選挙の保障】の発見（本書15～16頁）	15
II ①憲法56条2項、②憲法前文第1文、③憲法1条の文理解釈（本書17～20頁）	17
【補遺1】（本書21～22頁）	21
【補遺2】（本書23頁）	23
第3部 反論不能状態（本書24～42頁）	24
I 4つの最高裁大法院合議体／45の高裁合議体は、選挙人の【『憲法56条2項、同1条、同前文第1文は、人口比例選挙を要請している』との文理解釈】に対して、反論不能の状態に陥っている（本書24～42頁）	24
第4部 <b>主位的主張（その1）</b> ：『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、違憲無効である：（本書43～53頁）	43
1 憲法98条1項	43
2 「合理的期間の判例法理」（本書43～44頁）	43
3 「合理的期間の判例法理」は、憲法98条1項に基づき、「違憲無効」で	

ある：	45
4 平成 26 年大法院判決の『合理的期間の判例法理』：	45
5 無免許運転の例え話：(本書 48～51 頁)	48
6 今の日本は、法治国家ですらない：(本書 52～53 頁)	52
第 5 部 <b>主位的主張(その 2)</b> ：『事情判決の判例法理』は、憲法 98 条 1 項後段に基づき、違憲無効である：(本書 54～56 頁)	54
第 6 部 <b>予備的主張</b> ：「…多くの議員の身分にも直接関わる事項であり…」(平成 25 年大法院判決 13 頁 5 行) <b>私益</b> ：(本書 57～63 頁)	57
第 7 部 最高裁が「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨の【違憲無効最高裁判決】を言渡した場合、社会的混乱は、零である(本書 64～69 頁)	64
第 8 部 平成 23 年大法院判決・12 頁の「…できるだけ速やかに」の 8 文字は、撤回不可能である：(本書 70～71 頁)	70
第 9 部 平成 25 年大法院判決文の「着実に」(同判決文・16 頁 10 行)の意味(本書 72～75 頁)	72
第 10 部 10 名の最高裁判事は、「違憲」の意見であろう(予測)：(本書 76～89 頁)	76
第 11 部 裁判例(本書 90～181 頁)	90
I 7 個の人口比例選挙判決(本書 90～100 頁)	90
II 山本最高裁判事、鬼丸最高裁判事：(本書 101～105 頁)	101
III 平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの 15 違憲高裁判決(衆)(本書 106～156 頁)	106
第 1 15 違憲高裁判決(衆)(その 1)(本書 106～108 頁)	106
第 2 平 25/3/6～平 25/4/11 に言渡された 15 の違憲高裁判決(その 2)(但し、『合理的期間』について)(本書 109～156 頁)	109
IV 平 25/11/28～平 25/12/25・言渡しの 1 つの違憲無効・人口比例高裁判決(参)と 2 つの違憲違法高裁判決(参)(但し、国の立証責任負担を認める)(本書 157～170 頁)	157
1 広島高裁岡山支部判決(平 25/11/28)(片野悟好裁判長)(甲 25)	157
2 大阪高判(平 25/12/18)(山田知司裁判長)(甲 26)	161
3 東京高判(平 25/12/25)(鈴木健太裁判長)(甲 27)	166
V 昭和 51 年大法院判決(事情判決)(衆院選)の 6 判事の反対意見(違憲無効)(本書 171～181 頁)	171
第 12 部 5 の論点(本書 182～193 頁)	182



<b>最後に</b> (本書 247 頁) .....	247
<b>【補遺 1】</b> (本書 248 頁) .....	248
<b>【補遺 2】</b> (本書 249 頁) .....	249
<b>【補遺 3】</b> (本書 249～253 頁) .....	249
<b>【補遺 4】</b> (本書 254～255 頁) .....	254
<b>【補遺 5】</b> (本書 256～258 頁) .....	256

# 第 1 部 平 26/12/14 衆院選（小選挙区）（以下「本件選挙」

ともいう）は、違憲無効である（本書 1～14 頁）

## 1 平成 25 年大法廷判決（衆）（本書 1～4 頁）

- (1) いわゆる「0 増 5 減」の衆院選選挙制度に関する改正法（以下、「改正法」ともいう）について、平成 25（2013）年 11 月 20 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 25 年大法廷判決」（衆）ともいう）は、その判決文・9 頁 3～9 行、13 頁 5 行～15 頁 10 行で、夫々、

「平成 25 年改正法は同月 28 日に公布されて施行され、同改正法による改正後の平成 24 年改正法中の上記 0 増 5 減及びこれを踏まえた区画審の上記改定案に基づく選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定はその 1 か月後の同年 7 月 28 日から施行されており、これにより、各都道府県の選挙区数の 0 増 5 減 とともに上記改定案のと通りの選挙区割りの改定が行われ、平成 22 年国勢調査の結果による 選挙区間の人口の最大較差は 1. 998 倍 に縮小されている。」（強調 引用者）、

「イ そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

本件旧区割基準中の 1 人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、前掲最高裁平成 19 年 6 月 13 日大法廷判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法廷の判断が示されたのは、平成 23 年 3 月 23 日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったという

べきである。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現していくことは、多くの議員の身分にも直接関わる事柄であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものということができ、立法の経緯等にも鑑み、国会における合意の形成が容易な事柄ではないといわざるを得ない。また、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を収れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難い。そうした中で、平成22年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限を経過した後、まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定の削除と選挙区間の人口較差を2倍未満に抑えるための前記0増5減による定数配分の見直しが行われたものといえる。

このような上記**0増5減**による定数配分の見直しの内容を現に実施し得るものとするためには、1人別枠方式の廃止及び定数配分と区割り改定の枠組みを定める法改正の後、新たな区割基準に従い区画審が選挙区割りの改定案の勧告を行い、これに基づいて新たな選挙区割りを定める法改正を行うという二段階の法改正を含む作業を経る必要があったとこ

る、前者の改正を内容とする平成24年改正法が成立した時点で衆議院が解散されたため、平成23年大法廷判決の言渡しから約1年9か月後に施行された本件選挙は従前の定数と選挙区割りの下において施行せざるを得なかったことは前記のとおりであるが、本件選挙前に成立した平成24年改正法の定めた枠組みに基づき、本来の任期満了時まで、区画審の改定案の勧告を経て平成25年改正法が成立し、定数配分の上記0増5減の措置が行われ、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように、平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものといえることができる。

もとより、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」（強調 引用者）

と判示する（甲3）。

- (2) 上記(1)（本書1～3頁）の平成25年大法廷判決（衆）の各判示によれば、最高裁大法廷は、



『いわゆる「0増5減」の「改正法」の選挙区割りは、「憲法の投票価値の  
平等の要求に反する状態」にある、と判断している』

と解される。

2 いわゆる「0増5減」の「改正法」下の選挙区割りの最大の一票の格差は、1.  
●●●●  
988倍（平成22年〈2010〉年国勢調査に基づく）：（本書4～5頁）

(1) 平成25（2013）年6月、小選挙区を「0増5減」する選挙区割り改正法が成立した。国勢調査に基づく、全ての衆院小選挙区（295選挙区）で最大の一票の格差は、**1.998倍**（ $1.998 \div 581,677$ 人〈東京16区・最大人口〉 $\div 291,103$ 人〈鳥取2区・最少人口〉）であった（甲5。平成22（2010）年国勢調査に基づく。法務省ホームページ「衆議院小選挙区の区割の改正等について」「改正内容の概要（チラシ）」）。

(2) 2014年11月20日東京新聞朝刊29頁は、

「今年1月1日現在の住民基本台帳を基にした総務省の試算では、2倍以上の選挙区は計14に上った。」

と報じ、

更に、

「

順位	選挙区	該当地域	格差(倍)
1	兵庫6区	伊丹、宝塚、川西市	2.109
2	北海道1区	札幌市(中央・南・西区)	2.060
3	愛知12区	岡崎、西尾市、額田郡	2.051
4	兵庫7区	西宮、芦屋市	2.045
5	東京23区	町田、多摩市	2.029
6	埼玉3区	草加、越谷市	2.029
7	東京19区	小平、国分寺、国立、西東京市	2.028
8	神奈川13区	大和、海老名、座間、綾瀬市	2.024
9	静岡5区	三島、御殿場、裾野市、富士市の一部、伊豆の国市の一部、田方郡、駿東郡の一部	2.017
10	東京3区	品川区、大田区の一部、島しょ部	2.010
11	東京5区	目黒区、世田谷区の一部	2.009
12	埼玉2区	川口市	2.007
13	東京22区	三鷹、調布、狛江、稲城市	2.002
14	東京16区	江戸川区の一部	2.000
295	宮城5区	石巻、東松島市、大崎市の一部、遠田、牡鹿郡	1.000

最小選挙区との格差が2倍以上の選挙区

最小選挙区 □は首都圏 小数点以下第4位を四捨五入

表のデータは、総務省が1月1日現在の住民基本台帳を基に試算した。選挙権のない未成年を含めた人口から算出している。今回の衆院選の有権者数は、投開票後に総務省が発表する。

」

と報じた（甲6。2014年11月20日付東京新聞29面）。

### 3（小括）

上記1～2（本書1～5頁）の次第であるので、平成25年大法院判決（衆）（但し、「0増5減」の据置では、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない）と判示。）に照らしてさえ、いわゆる「0増5減」の「改正法」に基づいて施行された、平成26年12月14日施行衆院選（小選挙区）の選挙区割り（以下、「本件選挙区割り」という）は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する」（＝「違憲」）と解される。

4 本件選挙の投票日（平成 26（2014）年 12 月 14 日）の時点で、いわゆる『合理的期間』は、既に徒過している：（本書 6～8 頁）

選挙人は、下記第 4 部、1～6（本書 43～53 頁）に示すとおり、

「(i)平成 23（2011）年大法廷判決（衆）、(ii)平成 24（2012）年 10 月 17 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 24 年大法廷判決」（参）ともいう）、(iii)平成 25（2013）年大法廷判決（衆）、(iv)平成 26（2014）年 11 月 26 日最高裁大法廷判決（以下、「平成 26 年大法廷判決」（参）ともいう）、の『合理的期間の判例法理』自体が、憲法 98 条 1 項により、「その効力を有しない」」

と主張する。

仮に、万一この選挙人の主張が当裁判所により採用されないと仮定しても、選挙人は、下記(1)～(5)（本書 6～8 頁）の理由により、本件選挙日（平成 26（2014）年 12 月 14 日）の時点で、本件『合理的期間』は、既に徒過している、と主張する。

(1) 平成 23（2011）年大法廷判決（衆）は、その判決文 11 頁下 4 行～12 頁 3 行で、

「本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち 1 人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、本件区割基準規定及び本件区割規定が憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。」（強調 引用者）

と判示する（甲1）。

即ち、平成23（2011）年大法廷判決（衆）は、

「本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に<sup>●●●●</sup>反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に<sup>●●●●</sup>反するに至っていた」

と明確に判断している。

平成26（2014）年大法廷判決（参）（甲4）の12頁下8～下6行の「選挙区間における投票価値の不均衡は、……違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態に至っていた」の文言の意義は、選挙区間の投票価値の不均衡は、「憲法の投票価値の平等に<sup>●●●●</sup>反するに至っており」と同義である、と解される。

けだし、上記平成23年大法廷判決（衆）の「本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に<sup>●●●●</sup>反するに至っていた」の文言の文脈に照らし、【そのように解すること】が、自然だからである。

(2) 更に、平成25（2013）年大法廷判決（衆）は、その判決文15頁3～10行で、平成24（2012）年12月16日施行衆院選（小選挙区）につき、

「上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、……1人別枠方式の<sup>●●●●</sup>構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。」

と判示している（甲 3）。

- (3) 本件選挙（平成 26（2014）年 12 月 14 日施行衆院選〈小選挙区〉）は、平成 23 年大法廷判決（衆）、平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 1）が、ともに、

『一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する』旨

判断済であるにも拘らず、本質的にみて、当該一人別枠方式を廃止していない、  
いわゆる「0 増 5 減」の「改正法」の下に、施行された。

- (4) そして、本件選挙投票日（平成 26（2014）年 12 月 14 日）は、平成 23 年大法  
廷判決日（平成 23（2011）年 3 月 23 日）以降、既に **3 年 8 ヶ月**  
**22 日間**、経過している。

- (5) （小括）

上記(1)～(4)（本書 6～8 頁）の次第であるから、本件選挙日（平 26/12/14）の時点で、当該『合理的期間』は、既に徒過している、と解される。

- 5 (i) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、「区画審設置法」という）4 条には、  
**「1 年以内」** の定めがあること及び(ii) 緊急是正法附則 3 条 3 項が選挙区  
割りの改定案に係る区画審の勧告が緊急是正法の施行日から **6 ヶ月以内** に  
行われることを予定していること：（本書 8～12 頁）

- (1) 下記ア～イに示すとおり、選挙区の改正は、**●●●●●●●●** **何も特別の事態ではない。**

ア 区画審設置法 4 条によれば、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法 5 条 2 項本文の規定により 10 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から 1 年以内に行うものとされている。

イ 緊急是正法附則 3 条 3 項によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から 6 か月以内に行われることを予定している。

(2) 上記(1)ア～イに示すとおり、

【区画審設置法 4 条により、区画審による選挙区の改正案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間は、10 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が、最初に官報で公示された日から 1 年以内に行うものとされていること】、さらには、

【緊急是正法附則 3 条 3 項においても、選挙区割りの改正案に係る区画審の勧告が同法の施行日から 6 ヶ月以内に行われることを予定していること】を考察すると、

●●●●  
さすがに、国会が一人別枠方式が違憲状態であることを知った【平成 23 年大法廷判決の判決日（平 23/10/23）】から 3 年 8 ヶ月 22 日後たる、本件選挙日（平 26/12/14）に於いては、

【『合理的期間』の末日は、徒過済である】

と解される。

- (3) 東京高判平成 25 年 3 月 6 日（難波孝一裁判長）（甲 11）は、その判決文・  
19 頁下 6 行～22 頁 4 行で、

「国会が、1 人別枠方式の合理性が失われており、本件選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反する状態に至っていたものと認識できたのは、平成 23 年大法廷判決が言い渡されたときと認めるのが相当である。そうだとすると、国会が、平成 23 年大法廷判決が言い渡された後、憲法上要求される合理的期間内にこれを是正しないときには、選挙制度の具体的仕組みの決定について国会が有する裁量権の限界を超えると判断され、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反すると評価されるに至るものと解するのが相当である。」そこで、国会が、平成 23 年大法廷判決が言い渡された時点から本件選挙時までの 1 年 8 か月余の間に、憲法上要求される合理的期間が経過したにもかかわらず、国会が上記状態を是正しないまま本件選挙時に至ったかどうかについて検討する。

イ 被告は、平成 23 年大法廷判決の指摘に従い、1 人別枠方式を廃止して選挙を行うためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするのに匹敵する検討と作業を要するものであるから、是正を行うについての国会における審議等には、かなりの期間を要し、選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反し違憲であるとされた過去の事例に比較して、より以上の期間を要すると主張する。

確かに、本件選挙区割りについて、1 人別枠方式の廃止を反映する是

正を行うためには、全ての都道府県に1人ずつ配分された定数の再配分を行った上で、定数の変更が行われる都道府県内の選挙区割りを見直すことが必要となる（なお、小選挙区選挙についても、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには限界があるとされる場合には、それ自体の見直しが必要になることについては、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決（最高裁HP）の説示するとおりである。）。しかし、平成23年大法廷判決によって、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが違憲の状態にあることが確定された状況下では、早期にこれを是正することが要請されるのであり、選挙区割りを決定する上での憲法上の基本的な要請である投票価値の平等の見地に従って上記再配分を行うことに特段長期の期間を要するとは考え難い。都道府県別の選挙区の定数の配分について、従前の配分の基準を規定していた本件区割基準において考慮されていなかったその余の事情を新たに考慮することによって違憲状態の是正を遅らせることは、選挙制度の仕組みの具体的決定について、国会が裁量を有すること考慮しても許容されるものではない。また、都道府県内の選挙区割りの見直しについて、対象となる選挙区数が相当数に上ることは容易に予想されるものの、選挙区の改定は特別の事態ではなく、区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から**1年以内**に行うものとされていること（区画審設置法4条）、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が前記のとおり同法の施行日から**6か月以内**に行われることを予定していること（緊急是正法附則3条3項）に照らせば、国会において、本件選挙



時まで、区画審による改定案の策定、勧告の手続を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であったと認めるには足りないというべきである。

なお、被告は、最高裁判所の判例上、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態について憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと判断された判例である昭和51年大法廷判決及び昭和60年大法廷判決を挙げて、是正に要する期間として長期間が必要であると主張する。しかし、これらの判例において参照されている8年余等の期間は、問題とされた選挙の直前における選挙区割規定（公職選挙法）の改正が行われた時点から当該選挙までの期間であり、選挙区割りが憲法に反する状態であることを国会において認識し得た時点からのものではない（各事案に鑑みれば、是正そのものに必要な期間としてではなく、選挙区間の人口較差が次第に拡大する過程で、国会において、選挙区間の投票価値の較差が違憲状態に至ったと判断するために必要な期間として、相当な期間を要することを念頭に認定されたものと解することが相当である。）から、これをもって、本件において、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態が憲法上要求される合理的期間内に是正されたかどうかを認定するための根拠とすることは相当ではない。よって、被告の上記主張は採用することができない。」（強調 引用者）

と判示する（甲11）。

同判決は、上記(2)と同旨である。

## 6 【区画審設置法4条の「1年以内」の定め】：（本書12～13頁）

- (1) 平成24年12月16日衆院選（小選挙区）について、平成25年3月6日～同年4月11日の間に言渡された17個の高裁判決のうち、

違憲高裁判決は、15 個であり、  
違憲状態判決は、僅か2 個であった。

この点を、下記第 11 部、Ⅲ（本書 106～156 頁）で、詳述する。

(2) もし仮に、裁判所が 3 年 8 ヶ月 22 日の経過後でも尚、『合理的期間』は徒過していないと判決するでしょう。

その場合、裁判所の『合理的期間』が徒過か、未徒過かの認定に於いて、【区画審設置法に於いて、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法 5 条 2 項本文の規定により 10 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から 1 年以内に行うものとされていること】（区画審設置法 4 条）は、選挙区割りの立法準備作業のために必要とされる期間の基準として、**実質的に見て**、何らの**規範的意味**を持ち得ないことになる。

もし万一裁判所が、このような認定をするようでは、もはや、今の日本は、

# 法治国家

とは言えない。

（以下、余白）

## 7 米国連邦地裁の「命令」(Order) の日から9日間で、選挙区割り法改正法成立

(本書 14 頁)

米国連邦地裁 (ペンシルバニア州中部地区) が、**2002 年 4 月 8 日**に最大人口較差・**19 人**の当時の選挙区割り法を「違憲」と決定し、**3 週間以内**に、米国連邦憲法に沿った選挙区割り法案を提出するよう命じたところ、**State** (州/国) 議会は、同命令日の**9 日後 (2002 年 4 月 17 日)**に、最大人口較差・**1 人** (= **646,372 人** (最大人口の小選挙区) - **646,371 人** (最少人口の小選挙区)) の新しい「選挙区割り改正法」を立法した (甲 28 の 1 及び 2)。

- (i) 【この一票の住所差別問題に対する米国連邦地裁の命令の認めた『立法改正のための猶予期間』が、僅か**3 週間以内**であったこと】と、
- (ii) 【**State** (州/国) の議会がその命令に対応して、

# 9 日間

で最大人口差 **1 人**の選挙区割り改正法を立法したこと】の  
迫力満点の **2 つの事実**は、日本の裁判所が、『合理的期間』とは、どの程度の長さが合理的に必要な長さとして認められるかを判断する際の、一つの**参考事例**となろう。

(以下、余白)

## 第2部 ①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、 ③憲法 1 条は、人口比例選挙を定めている (本書 15~

23 頁)

### I 【①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条による、人口比例選挙の保障】の発見 (本書 15~16 頁)

1 過去、衆院選で言えば、「1 票の格差 (=1 票の住所差別) は、2 倍未満ならば、合憲」が、一般的であった。

しかし、

【人口比例選挙が、

- ① 憲法 56 条 2 項 (「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」、
- ② 憲法前文第 1 文 (「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」「主権が国民に存する」) および
- ③ 憲法 1 条 (「主権の存する日本国民」)

によって、ガチガチに保障されているという真実】が発見された。

# 大発見

である。

2 この発見により、【1票の格差の問題】は、

(1) 「1票の格差は、2倍未満程度なら合憲だ」、「いや、1.6倍未満程度なら合憲だ」等々といった、過去50年間続いている、

「法の下での平等」（憲法14条）を巡る

# 匙加減さじの議論

から

(2) 「人口比例選挙」は、①憲法56条2項、②憲法前文第1文、③憲法1条によって保障されているか、否か、という、

①憲法56条2項、②憲法前文第1文、③憲法1条の

# 文理解釈の議論

へ、

# コペルニクスの転換

がなされた。

II ①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の文理解釈 (本書 17～20 頁)

1 ①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条 (本書 17～20 頁)

第 1 に、憲法前文第 1 文は、「主権が国民に存する」と定めている (但し、憲法第 1 条も同旨)。

ここで、主権とは、【国政のあり方を決める権力】である。

第 2 に、憲法前文第 1 文は、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」と定めている。

換言すれば、「(主権者たる) 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて (国政のあり方を決めるべく) 行動し、」である。

ここで、上記文中の「行動し、」の **主語** は、あくまでも、「日本国民」であって、「国会における代表者」ではない。

この点が、**重要** である。

そして、【日本国民(が)、正当に選挙された国会における代表者を通じて (国政のあり方を決めるべく) 行動 (する) 『手続』】の基本的条項が、憲法 56 条 2 項である。

第 3 に、憲法 56 条 2 項は、「両議院の議事は、・・・出席議員の過半数でこれを決し」と定めている。

① 非「人口比例選挙」では、

(i) 必ず、【多数 (=過半数。以下、同じ。) の国民】が、【少数 (=半数未満。以下、同じ。) の国会議員】を選出し、その裏返しとして、

(ii) 必ず、少数の国民が、多数の国会議員を選出する。

非「人口比例選挙」の結果、

【多数の国会議員】の意見と

【多数の国民】の意見（但し、多数の国民から選出された国会議員の意見）が

**対立** する場合が生じ得る。

その意見の対立の場合、憲法 56 条 2 項の下では、

【多数の国会議員】の意見が、

必ず、【多数の国民】の意見に **勝利** する。

これでは、

**「主権者は、国会議員」**

ということになる。

かかる【非「人口比例選挙」の帰結】は、憲法 1 条の「主権の存する日本国

民」（強調 引用者）の定めに反する。

結局、『国民主権』（憲法前文第1文、憲法1条）を前提とする以上、【「両議院の議事」を決する『過半数の「出席議員」』を選出する主権者】の数は、必ず、【全「出席議員」を選出する主権者】の数の過半数でなければならない。

② 全「出席議員」の過半数が、必ず、【全「出席議員」を選出する国民（主権者）】の過半数から選出されるようにするためには、

選挙が、『全「出席議員」の過半数が、必ず、全「出席議員」を選出する主権者（国民）の過半数から選出されるようにする【変換ソフト】』でなければならない。

そして、その【変換ソフト】は、

# 人口比例選挙

以外に無い。

第4に、国民の多数（＝過半数）が、「現政権政党」を支持せず、政権交代を求めて、次回選挙で、非「現政権政党」に投票したとしよう。

その場合、選挙が「非人口比例選挙」であるとする、国民の過半数の投票が、国会議員の過半数の選出に結びつかないため、国民の過半数の投票によっては、



# 政権交代がおきない。

非「人口比例選挙」の下では、政権政党は、過半数の国民の意見に反して国政を行っても、次の選挙で政権を失わないので、政権政党は、過半数の国民の意見に反する国政を強行し得る。

これは、①憲法 56 条 2 項、②憲法前文第 1 文、③憲法 1 条の定める『国民主権』・『代議制民主主義』に反する。

## 2 2014 年 12 月衆院選挙区選挙（「本件選挙」）

2014 年衆院選で、全有権者（約 1 億 0425 万人）の中の約 4377 万人（41.9%）が、選挙対象の小選挙区選出議員（295 人）の中の 148 人（51%）を選出し、残余の約 6047 万人（58.1%）の有権者が、残余の 147 人（49%）の選挙区選出議員を選出した（総務省資料より。2013 年 9 月 2 日現在 訴状別紙 1、甲 29）。

即ち、少数の有権者（約 1 億 425 万 2935 人の中の 4377 万 5161 人（41.9%））が、多数の選挙区選出参院議員（295 人の中の 148 人（51%））を選出した。

よって、2014 年衆院小選挙区選挙は、**非**「人口比例選挙」である。

（以下、余白）

【補遺 1】(本書 21～22 頁)

憲法前文第 1 文の「正当(な)選挙」:

憲法前文第 1 文の「日本国民は、**正・当・に・選・挙・さ・れ・た・国・会**における代表者を通じて行動し、」(強調 引用者)の中の「**正・当・(・な・)・選・挙**」の意義を考察してみよう。

【質問】:

- ①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、
- ②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、  
仕組みの選挙】は、はたして、「正当(な)選挙」であろうか?

【回答】:

1. この質問に対し、小学生は、【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】は、「正当(な)選挙」ではない、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

小学生は、その逆の、【多数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、少数の選挙人が少数の被選挙人を選出する仕組みの選挙】こそが、「正当(な)選挙」である、と迷うことなく、明確に答えるであろう。

2. 1 クラス 50 人の小学生の学級委員選挙を仮想して、具体的に議論を進めよう。

全 50 人のクラスメートの中の 20 名が、学級委員選挙で、全 5 名の学級委員の中の 3 名を選出し、残り 30 名が、残り 2 名の学級委員しか選出できないとしよう。

小学生は、直感的に、その学級委員選挙は、「正当(な)選挙」ではない、と考えるであろう。

小学生の、この「正当(な)選挙」は何であり、「正当でない選挙」は何であるかの直感的判断は、小学生の【何が「正当」で、何が「正当でない」かの

全人格的判断】から生まれるものである。

3. 仮に、先生が、

【①少数の選挙人が多数の被選挙人を選出し、

②多数の選挙人が少数の被選挙人を選出する、仕組みの選挙】

が「正当」ですよ、

と、幾ら、繰り返し、繰り返し、小学生に教えたとしても、小学生は、先生のこの教えに、「ストーン」と納得することはないであろう。

何故ならば、先生のこの教えそのものが、

## 小学生でも分かる不条理

だからである。

4. そして、裁判官も又、合理的理由を示して説明しようと試みたとしても、【この小学生の直感的判断が誤っていること】を【小学生に納得させること】は、不可能であろう。

(以下、余白)

【補遺 2】 (本書 23 頁)

もし仮に、「人口比例選挙」であったなら、秘密保護法は、不成立であった：

1. 「人口比例選挙」によって選出された【参院比例代表選出議員】(定員：96 人) の中で、自民・公明の参院議員は、41 人 ( $43\%=41 \text{ 人} \div 96 \text{ 人}$ ) でしかない。  
非「自民・公明」の議員は、残余の 55 人 ( $55 \text{ 人}=96 \text{ 人}-41 \text{ 人}$ 、 $57\%=55 \text{ 人} \div 96 \text{ 人}$ ) である。
2. 非「自民・公明」の 55 名の【比例代表選出議員】(維新、みんなの党の議員を含む) は、【該国会期間中の秘密保護法の可決】に賛成しなかった。  
しかし、(非「人口比例選挙」により選出される【選挙区選出議員】を含む) 全参議院議員数では、自民、公明の議員が、過半数であった。
3. 即ち、秘密保護法の参院採決では、【全参院出席議員の過半数】の意見と【国民の過半数 (=57%)】から選出された【比例代表選出議員】の意見が対立した。
4. そして、参院の出席議員の過半数の意見が、国民の過半数 (=57%) から選出された議員の意見に勝利し、同法案は可決された。
5. この【(非「人口比例選挙」選出議員を含む) 参院決議】の帰結は、

# 国会議員主権

であって、国民主権ではない (憲法 1 条、憲法前文第 1 文後段の各違反)。

## 第3部 反論不能状態 (本書 24～42 頁)

### I 4 つの最高裁大法廷合議体／45 の高裁合議体 は、選挙人の【『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前 文第 1 文は、人口比例選挙を要請している』との 文理解釈】に対して、反論不能の状態に陥ってい る (本書 24～42 頁)

#### 1 『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』(＝『主権者の多数決論』)

(上記 **第 2 部** (本書 15～23 頁) 記載のとおり。)

選挙人は、

- (i) 平成 23 年 3 月 23 日最高裁大法廷判決 (以下、「平成 23 年大法廷判決」  
(衆) ともいう。甲 1)
- (ii) 平成 24 年 10 月 17 日最高裁大法廷判決 (以下、「平成 24 年大法廷判決」  
(参) ともいう。甲 2)
- (iii) 平成 25 年 11 月 20 日最高裁大法廷判決 (以下、「平成 25 年大法廷判  
決」(衆) ともいう。甲 3)
- (iv) 平成 26 年 11 月 26 日最高裁大法廷判決 (以下、「平成 26 年大法廷判  
決」(参) ともいう。甲 4)

の 4 の各人口比例選挙裁判で、

- 『①憲法 56 条 2 項に従って、主権者の多数意見で、国政を決めるという  
規範；
  - ②憲法 1 条；
  - ③憲法前文第 1 文
- の三つが、人口比例選挙を要請している。』

との『主権者の多数決論』（＝『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解  
釈論』）（即ち、上記第 2 部（本書 15～23 頁）記載のとおり。）を、主張している。

## 2 各大法廷判決

### (1) 平成 23 年大法廷判決（衆）（甲 1）

選挙人の『主権者の多数決論』に対し、平成 23（2011）年大法廷判決（衆）は、

「（２） 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を  
要求しているものと解される。しかしながら、投票価値の平等は、選  
挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮す  
ることのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に  
実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところはその裁量  
権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価  
値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、やむを得  
ないものと解される。

そして、憲法は、衆議院議員の選挙につき全国を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員 1 人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることを求めているというべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することを許容しているものといえる。

具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行

政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる。

以上は、前掲各大法廷判決の趣旨とするところであって、これを變更する必要は認められない。」(判決文7頁下9行~8頁下6行)(強調 引用者)

と判決した(甲1)。

## (2) 平成25年大法廷判決(衆)(甲3)

更に、同様の選挙人の『主権者の多数決論』に対し、平成25年大法廷判決(衆)は、

「 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ(43条2項、47条)、選挙制度の仕組みの決定について国会に**広範な裁量**が認められている。」(判決文9頁下9行~下3行)(強調 引用者)

「 以上は、衆議院議員の選挙に関する最高裁昭和49年(行ツ)第75号同51年4月14日大法廷判決・民集30巻3号223頁以降の累次の大法廷判決

の趣旨とするところであって

(略)、

これを変更する必要は認められない。」(判決文 10 頁下 8 行~11 頁 3 行)

と判決した。

### (3) 平成 26 年大法廷判決 (参) (甲 4)

選挙人の『主権者の多数決論』(=『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』)(即ち、下記第 2 部 (本書 15~23 頁) 記載のとおり。) に対し、平成 26 年大法廷判決は、

「 3 憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら、憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は、それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記 2(1)においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは、このような観点から、参議院議員について、全国選出議員(昭和 57 年改正後は比例代表選出議員)と地方選出議員(同改正後は選挙区選出議員)に分



け、前者については全国（全都道府県）の区域を通じて選挙するものとし、後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである。昭和 22 年の参議院議員選挙法及び同 25 年の公職選挙法の制定当時において、このような選挙制度の仕組みを定めたことが、国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということとはできない。しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不断に生ずる人口変動の結果、上記の仕組みの下で投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には、当該定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は、昭和 58 年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり、基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。」（判決文 7 頁下

2 行～9 頁 4 行）（強調 引用者）

と判示する。

#### (4) （小括）

即ち、上記 2 記載の各大法廷判決は、いずれも、投票価値の平等の問題を、平成 25 年 3 月名古屋高裁金沢支部判決（甲 10）の指摘する

- ① 投票価値の平等の問題と
- ② その他の選挙制度の問題

の 2 つに二分して論ずることなく、

上記の①と②の 2 つの問題を同列に論じて、

『国会には、「選挙に関する事項」（憲法 47 条）について、広範な立法裁量権があるので、憲法は、厳格な人口比例選挙を要請していない』旨

判断した。

3 **詭弁** (=違憲状態議員 (=憲法 98 条 1 項に基づく【国政の無資格者】) に、  
立法裁量権を認める【詭弁】)

(1) 「平成 23 年大法廷判決」(衆)、「平成 25 年大法廷判決」(衆)、「平成 26 年大法廷判決」(参) は、いずれも、最高裁が既に「違憲状態」と判断済の「違憲状態選挙」で当選した「違憲状態議員」(=憲法 98 条 1 項に基づく国政の無資格者) に、投票価値の平等を調整するための立法裁量権を認めている。

(2) **しかしながら**、憲法 98 条 1 項後段は、【**違憲状態の選挙** (=憲法 98 条 1 項後段に基づく、無効の選挙) で選ばれた「**違憲状態国会議員**】が、立法行為をすることなど、全く予定していない。

(以下、余白)

(3) 『**違憲状態議員**が、憲法 43 条 2 項、47 条に基づき、選挙区割りに関する立法をするために、広範な立法裁量権を有する』とする平成 25 年大法廷判決（衆）の【判断枠組み】は、

# 詭弁

である。

詭弁：

広辞苑 「道理にあわぬ抗弁。理を非にいいまげる弁論。

こじつけの議論」（強調 引用者）

岩波国語辞典 「道理にあわない、言いくるめの議論。

ごまかしの議論」（強調 引用者）

（強調 引用者）

(4) この『**違憲状態の選挙**（＝憲法 98 条 1 項後段に基づく、**無効の選挙**）で選ばれた「国会議員」（＝【憲法 98 条 1 項後段に基づく**国政の無資格者**】）は、国会で投票する資格が有る訳がないし、いわんや、立法裁量権など有る訳がない』という選挙人の主張する道理は、

**小学生**でも、ストンと納得できる。

仮に、

小学生が、

『裁判官の中には、この道理が分からない裁判官がいる』

と知ったとしよう。

その時、小学生は、驚くであろう。

そして、小学生は、大人に対する尊敬の気持ちを失うであろう。

#### 4 **完全沈黙**

- (1) 更に、上記の 3 つの大法廷判決は、夫々の判決文の中で、『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』(但し、下記第 2 部 (本書 15~23 頁) に示す) について、一言も触れていない。

(2)

45

下記(注6) (本書33~35頁)

(i)

の高裁・裁判体と

4

(ii)

の最高裁大法廷・裁判体

- ① 平成23年大法廷判決(衆)、
- ② 平成24年大法廷判決(参)、
- ③ 平成25年大法廷判決(衆)、
- ④ 平成26年大法廷判決(参)は、

**全て**、上記1(本書24~25頁)の選挙人の主張(=『憲法56条2項、同1条、同前文第1文の**文理解釈**』(=『主権者の多数決論』)(下記第2部(本書15~23頁)記載)に対して、その各判決文の中で、  
**完全に**

**沈黙**

している。

(注6) 45 の高裁裁判体 「一人一票訴訟の判決一覧」

	判決日	裁判所	判断	甲
	<b>【平 21 衆院選】</b>	<b>高裁：違憲・違法(4) 違憲状態(3) 合憲(2)</b>		
1	平 21/12/28	大阪高裁	違憲・違法	
2	平 22/1/25	広島高裁	違憲・違法	
3	3/9	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
4	3/11	東京高裁	合憲	
5	3/12	福岡高裁	違憲・違法	
6	3/18	名古屋高裁	違憲・違法	
7	4/8	高松高裁	違憲状態	
8	4/27	札幌高裁	合憲	
	平 23/3/23	最高裁大法廷	違憲状態 (一人別枠廃止)	1
	<b>【平 22 参院選】</b>	<b>違憲・違法(3) 違憲状態(12)</b>		
9	平 22/11/17	東京高裁	違憲・違法	
10	12/10	広島高裁	違憲状態	
11	12/16	東京高裁	違憲状態	
12	12/16	広島高裁岡山支部	違憲状態	
13	12/24	仙台高裁	違憲状態	
14	平 23/1/25	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
15	1/25	高松高裁	違憲・違法	
16	1/25	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
17	1/26	広島高裁松江支部	違憲状態	
18	1/28	大阪高裁	違憲状態	
人口比例 1	1/28	福岡高裁	違憲・違法 (「人口比例選挙」判決)	7
19	1/28	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
20	2/24	札幌高裁	違憲状態	
21	2/24	名古屋高裁	違憲状態	
22	2/28	名古屋高裁金沢支部	違憲状態	
	平 24/10/17	最高裁大法廷	違憲状態 (①参院選の1票の投票価値は、衆院選のそれと同一、②都道府県単位の否定)	2

【平 24 衆院選】		高裁：違憲・違法(13) 違憲状態(2) 違憲・無効(2)		
人口比例 2	平 25/3/6	東京高裁	違憲・違法 (「人口比例選挙」判決) (0増5減不十分)	11
23	3/7	札幌高裁	違憲・違法 (0増5減不十分)	12
24	3/14	仙台高裁	違憲・違法 (0増5減不十分)	
25	3/14	名古屋高裁	違憲状態 (0増5減不十分)	24
人口比例 3	3/18	福岡高裁	違憲状態 (「人口比例選挙」判決) (0増5減不十分)	23
人口比例 4	3/18	名古屋高裁金沢支部	違憲・違法 (「人口比例選挙」判決) (0増5減不十分)	10
26	3/22	高松高裁	違憲・違法 (0増5減不十分) (「人口比例選挙 (は) ……一つの理想ないし目標」)	13
人口比例 5	3/25	広島高裁 (山口先生 G)	違憲・無効 (実質的な「人口比例選挙」判決：「国会の広範な裁量権は、…民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受ける」)	9
27	3/25	広島高裁松江支部	違憲・違法	
人口比例 6	3/26	広島高裁岡山支部	違憲・無効 (「人口比例選挙」判決) (0増5減不十分)	8
28	3/26	福岡高裁宮崎支部	違憲・違法	19
29	3/26	福岡高裁那覇支部	違憲・違法	15
30	3/26	広島高裁	違憲・違法	20
31	3/26	大阪高裁	違憲・違法	22
32	3/27	仙台高裁秋田支部	違憲・違法	21
	平 25/11/20	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事：「人口比例選挙」意見)	3
【平 25 参院選】		高裁：違憲・違法(2) 違憲状態(12) 違憲・無効(1)		
人口比例 7	平 25/11/28	広島高裁岡山支部	違憲・無効 (「人口比例選挙」判決)	25
33	12/5	広島高裁	違憲状態	
34	12/6	札幌高裁	違憲状態	
35	12/16	名古屋高裁 金沢支部	違憲状態	
36	12/16	高松高裁	違憲状態	
37	12/17	福岡高裁那覇支部	違憲状態	
38	12/18	大阪高裁	違憲・違法	26
39	12/18	名古屋高裁	違憲状態	
40	12/19	福岡高裁	違憲状態	
41	12/20	福岡高裁宮崎支部	違憲状態	
42	12/20	東京高裁	違憲状態	
43	12/20	仙台高裁	違憲状態	

44	12/25	広島高裁松江支部	違憲状態	
45	12/26	仙台高裁秋田支部	違憲状態	
	平 26/11/26	最高裁大法廷	違憲状態 (鬼丸判事：「人口比例選挙」意見、 山本判事：「人口比例選挙」意見)	4

(以下 余白)



俗な言葉で言えば、45の高裁・合議体、4の最高裁大法廷・合議体は、

ウ

ン

とも、

ス

ン

とも

言わない。

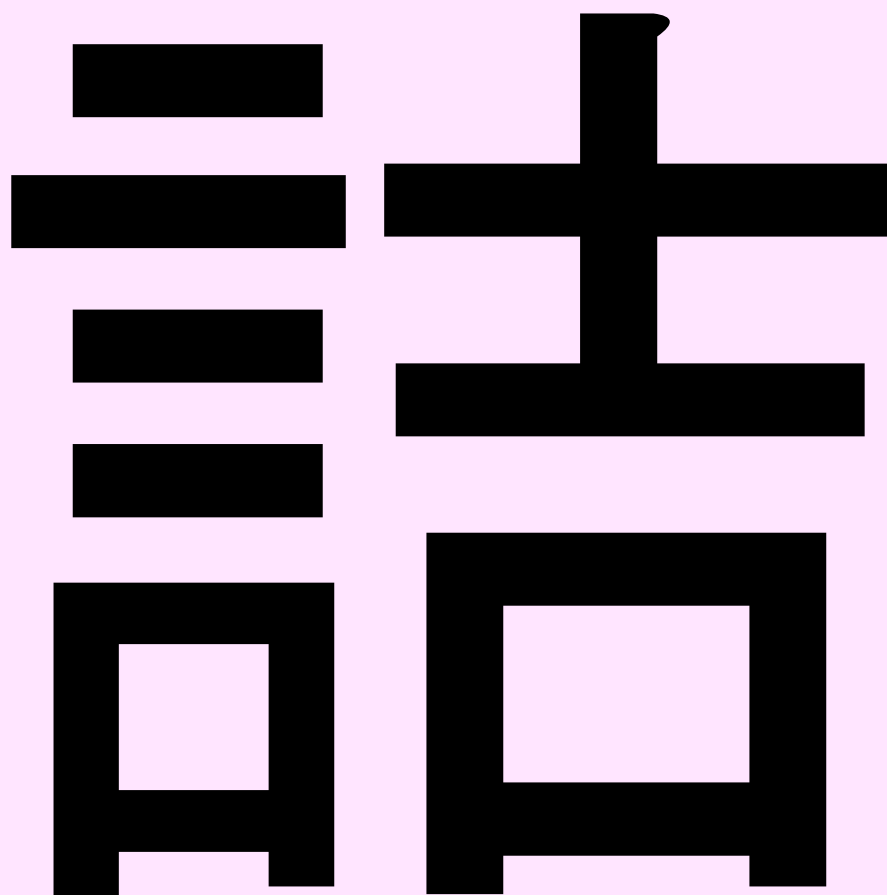
これは、

異様

である。

(以下、余白)

将棋で言えば、



んでいる。

ここで、投了しなければ、見苦しい。

裁判官は、堂々と、

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』をもってしては、選挙人の『**憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論**』（=『**主権者の多数決論**』）（**下記第 2 部**（本書 15~23 頁）記載のとおり）に対して、全く反論できないという、**【法律論の完敗】**を認め、アッサリと**兜を脱ぐ**べきである。

「お祖父さん、お祖母さんを尊敬し続けたい」という、**【孫の精一杯の期待】**を裏切ってはいけない。

45 の高裁裁判体と 4 つの最高裁大法廷裁判体の当該**完全沈黙**が示すとおり、**【違憲状態議員**（=憲法 98 条 1 項に基づく**【国政の無資格者】**）による、立法裁量権行使の**憲法上の正当性】**を憲法の各条文の文理解釈に基づいて根拠付けること**】**が、不可能である以上、

裁判官は、今、昭和 51 年大法廷判決の**【判断枠組み】**の

# 判例変更

を明言する判決を下す、**憲法 99 条の【憲法尊重擁護義務】**を負っている。

## 5 黄金律

ある争点の法律論争では、論者が、相手方論者の主張に反論できない事  
態に至った場合は、【該論者が、該争点の法律論争に負けたこと】を意味する。

これは、  
法律論争の

# 黄金律

である。

法律家である裁判官は、該黄金律から逃れるこ  
とは、できない。

(以下、余白)

## 6 大学入試の問題 (科目：社会) で、次の質問が出たとしよう。

[質問] ある論者は、次のとおり、主張している。

「①憲法 56 条 2 項は、「国会議員の多数決で、国会の議事を決する」と定めている。

②憲法 1 条は、「主権者は国民」と定めている。

③憲法前文 1 文は、「国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し」と定めている。

ところが、非人口比例選挙が行われているため、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、国会で、議員の多数決で、立法している。

以上の次第であるから、非人口比例選挙は、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文に違反し、違憲である」と。

憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文についての自らの解釈を示したうえで、この論者の「選挙は違憲・無効」の主張が正しいか否かを論ぜよ。

大学入試の受験生が、この質問に対し、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文に一言も触れることなく、

「憲法 43 条 2 項、47 条により、国会には選挙の立法裁量権があるから、非人口比例選挙は、合憲である。憲法は、人口比例選挙を定めていない。」

と回答したとしよう。

この答案は、**零点**である。

なぜなら、同回答は、質問の憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文の文理解釈をすることなく、「選挙は、合憲である。」と答えているからである。

質問に答えない答案是、高校入試であれ、大学入試であれ、入試では、

零 点

である。

(以下、余白)

## 第4部 主位的主張（その1）：『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、違憲無効である：（本書43～53頁）

(i)違憲状態判決言渡し行為、(ii)事情判決言渡し行為は、いずれも「（憲法98条1項）に反する…国務に関するその他の行為」（憲法98条1項）に該当する。（本書43～53頁）

### 1 憲法98条1項

#### (1) 憲法98条1項は、

「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する…国務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」

と定める。

#### (2) 選挙は、憲法98条1項の「国務に関するその他の行為」の一つである。

従つて、憲法の条規に反する状態の選挙（即ち、違憲状態の選挙）は、憲法98条1項の定めにより、「その効力を有しない」ハズである。

### 2 「合理的期間の判例法理」（本書43～44頁）

#### (1) ところが、最高裁は、憲法の条規に基づくことなく、判例として、『合理的期間の判例法理』を生み出した。

#### (2) この『合理的期間の判例法理』は、

是正立法のための【合理的期間】の末日が、投票日の時点で未経過であれば、



【最高裁が、「本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する」と判断済の選挙】（＝「国務に関するその他の行為」の一つ）を、憲法 98 条 1 項後段末尾の「その効力を有しない」の定めとは逆に、「有効」としてしまふ、判例法理である。

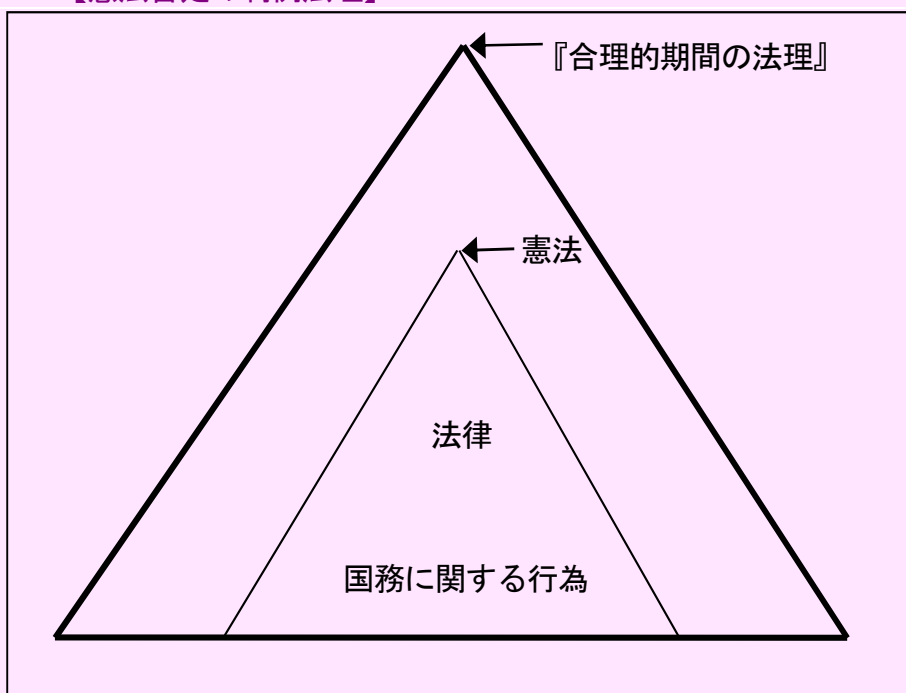
(3) このように、『合理的期間の判例法理』は、憲法 98 条 1 項の明文に反するという点で、

- ① 憲法の最高法規性（憲法 98 条 1 項前段）を否定し、
- ② 自ら（＝『合理的期間の法理』）を【憲法に優越する『最高法規』】とする、

## 憲法否定の判例法理

である（注1）。

（注1）【憲法否定の判例法理】



3 「合理的期間の判例法理」は、憲法 98 条 1 項に基づき、「違憲無効」である：

(1) 違憲状態判決は、この『合理的期間の判例法理』を用いて、「本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する」と判示する選挙を、憲法 98 条 1 項の「その条規に反する…その他の国務に関する行為…は、**その効力を有しない**」の明文に反して、「有効」とする。

(2) 【判決言渡し行為】は、勿論、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」に該当する。

(3) よって、この【違憲状態判決の言渡し行為】は、憲法 98 条 1 項後段（「その条規に反する…国務に関するその他の行為…は、その効力を有しない」）に基づき、

**無効**

である。

4 平成 26 年大法廷判決の『合理的期間の判例法理』：

(1) 最高裁大法廷は、その平成 26 年大法廷判決・判決文 13 頁下 5 行～14 頁下 4 行で、

「(2)ア 参議院議員の選挙における投票価値の較差の問題について、当裁判所大法廷は、これまで、①当該定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡が、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っているか否か、②上記の状態に至っている場合に、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとして当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断の枠組みを前提として審査を行ってきており、こうした判断の方法が採られてきたのは、憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来するものと考えられる。すなわち、裁判所において選挙制度について投票価値の平等の観点から憲法上問題があると判断したとしても、自らこれに代わる具体的な制度を定め得るものではなく、その是正は国会の立法によって行われることになるものであり、是正の方法についても国会は幅広い裁量権を有しているので、裁判所が選挙制度の憲法適合性について上記の判断枠組みの下で一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて自ら所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法上想定されているものと解される。このような憲法秩序の下における司法権と立法権との関係に照らすと、上記①において違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っている旨の司法の判断がされれば国会はこれを受けて是正を行う責務を負うものであるところ、上記②において当該選挙までの期間内にその是正がされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なもので、あったといえるか否かという観点に立って評価すべきものと解される（最高裁平成 25 年（行ツ）第 209 号，第 210 号，第 211 号同年 11 月 20 日大法廷判決・民集 67 卷 8 号 1503 頁参照）。」（強調 引用者）

と判示する（甲4）。

- (2) 同判示は、最高裁が、「違憲状態」と判断済の選挙で当選した<sup>●●●●</sup>違憲状態国会議員（＝憲法98条1項に基づく**国政の無資格者**）が、合理的期間の満了時迄、国会で、国政活動に有効参画することを認める判例法理である。

該『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項（「(憲法)の条規に反する・・・国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」）の明文に反する

# 違憲無効

の判例法理

である。

(以下、余白)

5 無免許運転の例え話：(本書 48~51 頁)

憲法 98 条 1 項：この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない

(1)(イ) 【平成 24 年 12 月衆院選 (小選挙区)】は、上記の憲法 98 条 1 項の「**国務に関するその他の行為**」である。

(ウ) ところで、最高裁は、ズバリ、『**本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態**』と判示した (平成 25 年大法廷判決 = 「違憲状態判決」)。

よって、【平成 24 年 12 月衆院選 (小選挙区)】は、憲法に反する状態の「**国務に関するその他の行為**」である。

(エ) 従って、平成 24 年 12 月衆院選 (小選挙区) は、**憲法98条1項に基づき**、「その効力を有しない」 (=無効である)。

(ウ) そのため、【平成 24 年 12 月衆院選 (小選挙区)】で当選した議員は、**憲法98条1項に基づき**、【憲法の要求する選挙に当選したことにならない人】 (即ち、【国政の無資格者】) でしかない。

(オ) 結局、違憲状態議員たる違憲状態首相は、**憲法98条1項に基づき**、

# 国政の無資格者

である。

(2)(7) ところが、平成 25 年大法廷判決は、大要、

【本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態である。しかし、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとは言えないので、選挙は、有効である。】旨判決した（「違憲状態判決」）。

(4) 比喩として、【平成 24 年衆院選挙（小選挙区）】を自動車運転免許試験に当てはめて考えてみれば、この「違憲状態判決」の

は た ん  
破 綻

がよく分かる。

(4) 即ち、裁判所は、

『1』【平成 24 年 12 月の運転免許試験】（但し、平成 24 年 12 月の衆院選〈小選挙区〉の比喩）の正規の合格基準ルールは、【100 点満点で 90 点】であった。

ところが、平成 24 年 12 月の運転免許試験の合格基準は、45 点であった。

この【45 点の合格基準】は、正規の【90 点の合格基準ルール】に反

している。

- ② しかし、平成 24 年 12 月の試験日の時点では、未だ【45 点の合格基準】を是正するための裁量期間が満了していないので、都道府県公安委員会は、今後の合理的期間内に、この【45 点の合格基準】を是正できる。

- ③ よって (???)。上記②は、全く理由になっていない!!!)

【平成 24 年 12 月の運転免許試験】の 45 点の受験者に発行した運転免許証は、有効である』旨

判決したようなものである。

- (I) 小学生ですら、平成 24 年 12 月の試験で、100 点満点で 45 点の人が、「運転免許証」をもらって、一般道を走行するのは、

怖～しい!

と考える。

(3) 【違憲状態首相】は、憲法 98 条 1 項に照らし、いわば、【1 億 2500 万人強が乗っている超大型バスの】の

# 無免許

運転手

である。

無免許運転手が、一般道で、警察官の制止を振り切って、走行を続けたら、即、

# 逮捕

である。

即ち、無免許運転は、これ程迄に許せない【違法行為】である。



6 今の日本は、法治国家ですらない：(本書 52~53 頁)

(1) 違憲状態首相(=憲法 98 条 1 項に基づく【国政の無資格者】)が、今、憲法の定める「首相」であるかの如く、行政権を行使している。

今の日本は、

# 法治国家

ですらない。

(2) 平成 23 年大法院判決(衆)は、「本件選挙区割も、憲法の投票価値の平等の要求に反する」(同判決文・11 頁下 2~末行)と判示したにも拘らず、

## 憲法98条1項に違反して、

「本件選挙区割基準規定及び本件区割基準が憲法 14 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということとはできない」(同判決文・12 頁 1~2 行)

と結論する、違憲状態判決(=【憲法を否定する判決】)であった。

最高裁判所がこのような【憲法を否定する判決】を言渡すようでは、

この国は、

# 法の支配の国

ではない。

(3) 憲法 99 条は、

「・・・裁判官は、・・・憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

と定める。

裁判官が、「違憲状態判決」又は「事情判決」を言渡す場合は、裁判官は、憲法 99 条の

「・・・裁判官は、・・・憲法を尊重し擁護する義務を負う。」

の明文に違反する。

# 重大である。

(以下 余白)

第5部 **主位的主張（その2）**：『**事情判決の判例法理**』は、憲法98条1項後段に基づき、**違憲無効**である：（本書54～56頁）

1 **『事情判決の判例法理』**も、上記第4部（本書43～53頁）に示す【『合理的期間の判例法理』が、憲法98条1項違により**無効**である理由】と同じ理由で、憲法98条1項により**無効**である。

よって、事情判決の言渡し行為は、  
憲法98条1項前段（「この憲法は、国の最高法規であつて、」）に違反し、  
憲法98条1項後段の「その条規に反する・・・国務に関するその他の行為」  
に該当するので、憲法98条1項後段末尾の「その効力を有しない」の明文に  
基づき、

**無効**

である。

2 【裁判官が、判決に当って、『事情判決の判例法理』を採用すること】は、【行政事件訴訟法31条の準用の排除を明記する公選法213条】を否定するので、

憲法 76 条 3 項（裁判官の法律遵守義務）違反である：

(1) 昭和 51 年大法廷判決 判決文 6 頁 10～下 21 行は、

「そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたものではあるが、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるのである。もつとも、行政事件訴訟法の右規定は、公選法の選挙の効力に関する訴訟についてはその準用を排除されているが（公選法二一九条）、これは、同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利益に適合するとの立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効としない旨の判決をする余地はない。しかしながら、本件のように、選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとするべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一

般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいいきれないのである。」(強調 引用者)

と記述する。

(2)ア 同判示によれば、同判決は、『公選法 219 条 1 項の訴訟については、行政事件訴訟法 31 条を準用しない』旨の公選法 219 条 1 項の<sup>●●●●</sup>明文の定めにも拘らず、<sup>●●●●</sup>真逆にも、該当行政処分が違法であっても、これを取消することが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所において、これを取消さないとする【一般的な法の基本原則】を該当選挙に適用して、憲法 98 条 1 項後により「無効」となるべき、該当選挙を「有効」とした。

イ 同判決を言渡した裁判官は、「すべての裁判官は、…この憲法及び<sup>●●</sup>法律にのみ拘束される」との憲法 76 条 3 項に違反する。

ウ これは、重大な

# 憲法違反

である。

第6部 **予備的主張**：「…多くの議員の身分にも直接関わる事項であり…」（平成25年大法院判決13頁5行）←  
**私益**：（本書57～63頁）

選挙人は、

上記第4部（「**主位的主張（その1）**：『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、**違憲無効**である」（本書43～53頁）」）を主張し、かつ

上記第5部（「**主位的主張（その2）**：『事情判決の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、**違憲無効**である」（本書54～56頁）」）を主張する。

更に、選挙人は、本第6部（「**予備的主張**：「…多くの議員の身分にも直接関わる事項であり…」（平成25年大法院判決13頁5行）← **私益**：（本書57～63頁）」）を主張する。本第6部は、あくまでも、上記第4部の「**主位的主張（その1）**：『合理的期間の判例法理』は、憲法98条1項後段に基づき、**違憲無効**である」（本書43～53頁）」の主位的主張が立たない場合の予備的主張である。

- 1 平成25年大法院判決は、その判決文・13頁5行～15頁下10行で、

「イ そこで、本件において、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったといえるか否かについて検討する。

本件旧区割基準中の1人別枠方式に係る部分及び同方式を含む同区割基準に基づいて定められた選挙区割りについては、前掲最高裁平成19年6月13日大法院判決までは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていないとする当審の判断が続けられており、これらが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているとする当裁判所大法院の判断が示されたのは、平成23年3月23日であり、国会においてこれらが上記の状態にあると認識し得たのはこの時点からであったというべきである。

これらの憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を解消するためには、旧区画審設置法3条2項の定める1人別枠方式を廃止し、同条1項の趣旨に沿って平成22年国勢調査の結果を基に各都道府県への選挙区の数すなわち議員の定数の配分を見直し、それを前提として多数の選挙区の区割りを改定することが求められていたところである。その一連の過程を実現し

ていくことは、多くの議員の身分にも直接関わる

事柄であり、平成6年の公職選挙法の改正の際に人口の少ない県における定数の急激かつ大幅な減少への配慮等の視点から設けられた1人別枠方式によりそれらの県に割り当てられた定数を削減した上でその再配分を行うもので、制度の仕組みの見直しに準ずる作業を要するものといえることができ、立法の経緯等にも鑑み、**国会における合意の形成が容易な事柄ではない**といわざるを得ない。また、このような定数配分の見直しの際に、議員の定数の削減や選挙制度の抜本的改革といった基本的な政策課題が併せて議論の対象とされたことも、この問題の解決に向けての議論を収れんさせることを困難にする要因となったことも否定し難い。そうした中で、平成22年国勢調査の結果に基づく区画審による選挙区割りの改定案の勧告の期限を経過した後、まず憲法の投票価値の平等の要求に反する状態の是正が最も優先されるべき課題であるとの認識の下に法改正の作業が進められ、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項の規定の削除と選挙区間の人口較差を2倍未満に抑えるための前記0増5減による定数配分の見直しが行われたものといえる。

このような上記**0増5減**による定数配分の見直しの内容を現に実施し得るものとするためには、1人別枠方式の廃止及び定数配分と区割り改定の枠組みを定める法改正の後、新たな区割基準に従い区画審が選挙区割りの改定案の勧告を行い、これに基づいて新たな選挙区割りを定める法改正を行うという二段階の法改正を含む作業を経る必要があったところ、前者の

改正を内容とする平成24年改正法が成立した時点で衆議院が解散されたため、平成23年大法廷判決の言渡しから約1年9か月後に施行された本件選挙は従前の定数と選挙区割りの下において施行せざるを得なかったことは前記のとおりであるが、本件選挙前に成立した平成24年改正法の定めた枠組みに基づき、本来の任期満了時まで、区画審の改定案の勧告を経て平成25年改正法が成立し、定数配分の上記0増5減の措置が行われ、平成22年国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口較差を2倍未満に抑える選挙区割りの改定が実現されたところである。このように、平成21年選挙に関する平成23年大法廷判決を受けて、立法府における是正のための取組が行われ、本件選挙前の時点において是正の実現に向けた一定の前進と評価し得る法改正が成立に至っていたものといえることができる。

もとより、上記0増5減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県については、本件旧区割基準に基づいて配分された定数がそのまま維持されており、平成22年国勢調査の結果を基に1人別枠方式の廃止後の本件新区割基準に基づく定数の再配分が行われているわけではなく、全体として新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備が十分に実現されているとはいえず、そのため、今後の人口変動により再び較差が2倍以上の選挙区が出現し増加する蓋然性が高いと想定されるなど、1人別枠方式の構造的な問題が最終的に解決されているとはいえない。しかしながら、この問題への対応や合意の形成に前述の様々な困難が伴うことを踏まえ、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、今回のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも、国会の裁量に係る現実的な選択として許容されているところと解される。」(強調)

引用者)



と「判示」し、更に、同 15 頁下 3 行～16 頁 2 行で、

「前記アにおいて述べた司法権と立法権との関係を踏まえ、**前記のよ  
うな考慮すべき諸事情**に照らすと、国会における是正の実  
現に向けた取組が平成 23 年大法廷判決の趣旨を踏まえた立法裁量権の行  
使として相当なものでなかったということはできず、本件において憲法上  
要求される合理的期間を徒過したものと断ずることはできない。」(強調 引用  
者)

と「判示」する。

2 即ち、上記 1 の各「判示」は、大要、

『(i) 「それを前提として — 多数の選挙区の区割りを改定することが求められて  
いたところである。その一連の過程を実現していくことは、

**多くの議員の身分にも直接関わる事項であ**(強調  
引用者) **る。**

(ii) 【選挙区割りの改定が、議員の身分にも直接関わるため、国会の選挙区割  
りの改定の問題への対応や合意の形成が困難となっている。

(iii) このような困難が伴うことを踏まえて、「新区画審設置法 3 条の趣旨に沿っ  
た選挙制度の整備については、今日のような暫定的な見直しを重ねること  
によってこれを実現していくことも、**国会の裁量に係る現  
実な選択として許容されている**ことと解される。」(強  
調 引用者)

(iv) よって、本件選挙に於いては、『合理的期間』を徒過していない。』

と説いている。

- 3(1) 国会議員は、(i)憲法 43 条 1 項、(ii)同前文第 1 条の定めるとおり、「日本国民によって、正当に選挙された全国民を代表する国会における代表者」（＝国家機関）である。
- (2) 憲法に定められている国会議員は、国家機関であって、正に、【公的な存在】である。  
国会議員は、決して、【私的な存在】ではない。
- (3) 憲法 43 条 1 項は、国会議員が、全国民を代表して、国会の活動をすることを要求しており、国会議員が自らの個人的利益（＝私益）のために、国会の活動をすることを禁止している（憲法 99 条）。
- (4) よって、選挙区割りの改正立法のための国会での活動において、国会議員は、国家機関（＝公的機関）として、それが自己の身分の喪失に関わり得る事項であつても、一切

# 私益

に依ることなく、公益（＝全国民の利益）のために、選挙区割りに関する立法裁量権の行使を遅滞なく、合理的に行使するよう、要求されている。

- (5) よって、【国会議員が、当該立法裁量権の行使を、当該【私益】のために、遅延させること】は、憲法 99 条（憲法尊重擁護義務）に違反する、**重大な違法行為**である。

#### 4 上記 1（本書 57～60 頁）の各「判示」は、

【国会議員（＝公的機関＝国家機関）が、私益（＝新しい選挙区割りの下での選挙で、自己の身分の喪失（＝落選）のリスクを含む新選挙区割り法案に反対するという私益）の理由から、憲法の要求する新選挙区割りの合意形成を、遅滞なく、合理的に行わないために、【平成 23 年大法院判決の【国会は、1 人別枠制廃止の抜本的選挙制度見直しの改正法を速やかに立法しなければならない】という規範】から見て、徒に浪費されている時間】

を、『合理的期間』の一部として、容認している。

よって、上記 1 の各「判示」（平成 25 年大法院判決・判決文・13 頁 5 行～16 頁 2 行）は、

- (i) 憲法 99 条、
- (ii) 同 56 条 2 項、
- (iii) 同 1 条、
- (iv) 同前文第 1 文、
- (v) 同 43 条 1 項

を真正面から否定する、

# 暴論

である。

平成 25 年大法院判決（衆）の法廷意見の各最高裁判事は、上記 1 の当該各「判示」に賛成しているが故に、憲法 99 条（憲法尊重擁護義務）に違反する。

けだし、当該各最高裁判事は、当該各「判示」を根拠として、『『合理的期間』は、未来徒過である』旨認定し、最高裁が「違憲状態」と既に認定済の平成 24/12/16 衆院選を、憲法 98 条 1 項後段に違反して、「有効」と判決したからである。

## 第7部 最高裁が「憲法は、人口比例選挙を要求している」旨の【違憲無効最高裁判決】を言渡した場合、社会的混乱は、零である (本書 64～69 頁)

- 1 ここで、最高裁が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決を言渡した、と仮定しよう。

その場合、果たして、社会的混乱が生じるのであろうか？

- (1) 衆院の解散・総選挙に於ては、新たに衆院議員が選出され、新内閣総理大臣が指名・任命され、新大臣が任命される。
- (2) 全小選挙区選挙が違憲無効となった場合、全小選挙区選出議員の地位は失われ、再選挙が行われ、再選挙後、新たに国会議員が選出される。

- (3) 現憲法の下で、衆議院は、戦後、多くの場合、任期満了前に解散されている。  
そして、国民も、マスコミも、解散によって生じる、総理大臣、各大臣の各地位の喪失、全衆院議員の地位の喪失、解散後の選挙の実施、新総理大臣の指名・任命、新各大臣の任命を、憲法に則った国政行為と捉え、それらを

# 社会的混乱

とは、些かでも、捉えていない。

そうである以上、全 295 小選挙区選挙の違憲無効確定判決による、

- (i) 全 295 小選挙区選出議員の失格、
- (ii) 総理大臣、各大臣の失格、

(iii) 公選法に基づく再選挙に関する各条項に基づく新国会議員の選出、  
(iv) 新内閣総理大臣の指名・任命（但し、場合によって、必要とあれば）、  
(v) 新各大臣の任命（但し、場合によって、必要とあれば）は、  
国民にとって、憲法と公選法の再選挙に関する各条項に従った、法治国家での、  
全く当り前の出来事であって、いかなる意味であれ、「社会的混乱」で  
はあり得ない。

2 下記(1)～(5)で、仮想シナリオを設けて、この論点を検証してみよう。

(1) 『憲法は、人口比例選挙を要求する』旨の最高裁判決の言渡し後、国会は、直ちに、第三者委員会を設けて、同第三者委員会に同最高裁判決に従った、選挙区割り案を作成させる。

(2) 国会は、同第三者委員会作成の選挙区割り案に基づく選挙制度改革法案の是非を審議し、「是」と判断すれば、これを可決して、人口比例選挙区割りに基づく選挙制度改革新法（＝「選挙制度改革新法」）を成立させる。

実例を挙げると、衆院選（小選挙区）0増5減改正法は、2012年11月15日、衆院で、その法案が可決され、翌16日に、参院でも、同法案が可決され、その結果、僅か2日間で、同法は、成立した。

實際上、国会が「選挙制度改革新法」を審議・可決するために必要な期間は、2日間で足りたのである。

(3) 上記(2)の「選挙制度改革新法」に基づいて、国は、衆院選（小選挙区）の総選挙を行う（公示日～投票日＝12日間。公選法31条4項。）。

(4) 衆院、参院ともに、比例代表選出議員が、存在する。

よって、全小選挙区選出衆院議員（295人）が、全員（295人）本件選挙の違憲無効・確定判決により失格した場合、（比例代表選挙議員（180人）のみから成る）衆院は、憲法に定める衆院の活動を100%行うことができる。

(5) 最高裁大法廷判決昭和51（1976）年4月14日（衆院選／事情判決）は、要旨、

『選挙違憲無効最高裁判決によっては、同判決日以降、選挙無効選挙で当選した議員が、同判決日以降、議員資格を失うのみである（即ち、将来効のみである）。

同判決によって、過去の法律が、遡って、無効になるわけではない。』旨

判決した。

よって、選挙違憲無効の最高裁判決により、過去の法律が、遡って無効となることはない。

## (6) 【(1)～(5)の小括】

上記(1)～(5)に示すとおり、最高裁が、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決を言渡しても、社会的混乱は、全く生じない。

### 3の高裁判決

- (i) 平成25年3月25日広島高裁〈筏津順子裁判長〉〈甲9〉、
- (ii) 平成25年3月26日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉〈甲8〉、
- (iii) 平成25年11月28日広島高裁岡山支部〈片野悟好裁判長〉〈甲25〉は、

既に、違憲無効判決を言渡した。

(7) 仮に、本件選挙が、憲法に反する場合、最高裁判所は、

- (i) 「違憲状態」判決を言渡すか、又は「違憲違法」判決を言渡す選択肢（「第1の選択肢」）と
- (ii) 「違憲無効」判決を言渡す選択肢（「第2の選択肢」）

の2つの選択肢を有する。

**第1の選択肢**：【295人の違憲状態衆院議員（小選挙区）又は違憲違法衆院議員（小選挙区）（=いずれも、憲法98条1項に基づく国政の無資格者）が、衆院活動に参画する。】

憲法は、この**第1の選択肢**を予定していない。

ただし、この**第1の選択肢**は、憲法前文第1文の「日本国民は、正当に選挙された国会議員を通して行動する」との定めを否定だからである。

**第2の選択肢**：【(比例代表選出議員からなる)衆院が、衆院の活動を行う】

憲法は、**第2の選択肢**を予定している。

ただし、**第2の選択肢**は、憲法の予定する国政の方法の1つであるからである。

#### 【(7)の結論】

裁判官は、憲法尊重擁護義務（憲法99条）を負担するので、上記2択のうち、

**第2の選択肢**を取る義務を負っている。

(8) 全日本国民（1億2000万人強）は、全員（選挙人代理人も含む）、

『全小選挙区選出議員（295人）全員が、本件選挙の「違憲無効」の確定判決



で、失格するなどという、想像するだけでも、**恐ろしい**出来事など、起こり得ない。』

と考えてきた。

しかしながら、冷静に憲法の条規を丁寧に一つ一つ検討すると、法律家は、全員、上記【(7)の結論】に反論し得ないし、そのため上記【(7)の結論】を支持せざるを得ない、と解される。

(9) 最高裁は、昭和 51 年大法廷判決以来、今日迄、国会に投票価値の平等（＝一人一票＝人口比例選挙）を、【調整】という名の下で、滅殺する立法裁量権を国会に認めてきた。

そのため、国会は、立法裁量権の行使の方法・程度につき議論を重ね、昭和 51 年～今日迄、38 年間超の日数を費やしたが、未だ、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める【人口比例選挙の選挙区割り】の立法に成功していない。

現在の選挙区割りの法律の下で、当選している国会議員は、その現状の選挙区割りの直接の利害関係者である。

【この直接の利害関係者（現在の国会議員）に現在の選挙区割りの変更の立法を期待すること】は、そもそも合理的ではない。

最高裁が、

(i) 『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙を要求している』旨明言する判決を言渡し、

(ii) 『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙を要求している』旨の規範を国会に明示し、

(iii) **違憲状態の国会に立法裁量権を与えなけれ**

ば、

国会は、同判決日から数ヶ月以内に、

- (i) 第三者委員会に、人口比例選挙に基づく選挙区割り案と、そのための改正法案を作成させ、
- (ii) それを考慮したうえで、人口比例に基づく改正法を立法し得る。

(10) 最高裁が、『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は、人口比例選挙を要求している』旨の違憲無効判決（以下、「人口比例選挙判決」という）を言渡せば、国会は同判決日より数ヶ月以内に、人口比例選挙に基づく改正法を立法する、と合理的に推察される。

(11) 「人口比例選挙」判決は、過去 5 年間の選挙裁判の歴史から見ると、一見、極めて非現実的に見える。

しかしながら、冷静に本件裁判の論点を再考すると、

法律家は、

『国会に立法裁量権を与えない「人口比例選挙」判決の言渡しこそが、

**迅速かつ容易に**、国会をして、憲法 56 条 2 項、

同 1 条、同前文第 1 文の定めるとおり、人口比例選挙の選挙区割り立法を

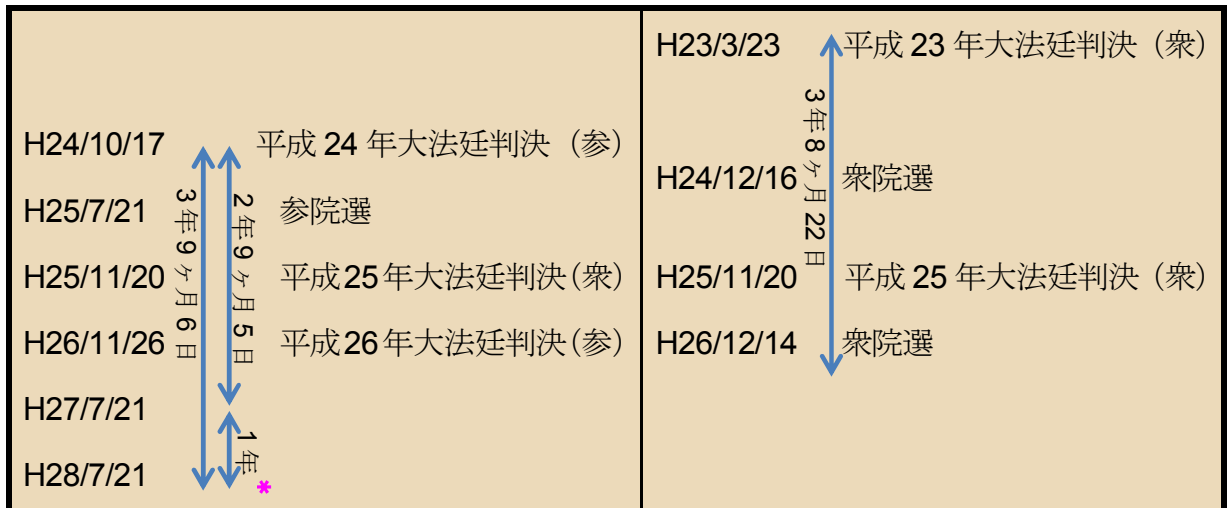
行わせ得ること』

を容易に知り得る。

(以下、余白)

## 第8部 平成23年大法院判決・12頁の「…

できるだけ速やかに」の8文字は、撤回不可能である：（本書70～71頁）



\* 周知期間（1年）

1 平成23年3月23日大法院判決は、その判決文・12頁4～下7行で、

「（5）国民の意思を適正に反映する選挙制度は、民主政治の基盤である。変化の著しい社会の中で、投票価値の平等という憲法上の要請に応えつつ、これを実現していくことは容易なことではなく、そのために立法府には幅広い裁量が認められている。しかし、1人別枠方式は、衆議院議員の選挙制度に関して戦後初めての抜本的改正を行うという経緯の下に、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであり、その経緯を離れてこれを見るときは、投票価値の平等という憲法の要求するところとは相容れないものといわざるを得ない。衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが

求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、**できるだけ速やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」(強調 引用者)

と判示する。

即ち、平成23年3月23日大法廷判決は、

「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、**できるだけ速やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」(強調 引用者)

と「明言」している。

平成23年3月23日大法廷判決の上記「明言」の中でも、

# 「できるだけ速やかに」

(同判決文・12頁下9行)の8文字は、**特に重要**である。

(以下 余白)

## 第9部 平成25年大法院判決文の「着実に」(同判決文・16頁10行)の意味(本書72～75頁)

- 1 平成25年11月20日大法院判決は、その判決文・16頁8～11行で、

「投票価値の平等は憲法上の要請であり、1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、新区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が**着実**に続けられていく必要があるというべきである。」(強調引用者)

と「判示」する。

上記判示の中の【**着実に**】という3文字は、【平成23年大法院判決の「**できるだけ速やかに**」を、**些かも、否定**するような意味】を含むと解すべきではなく、

【「**できるだけ速やかに**かつ**着実に**」

という意味である】、

と解釈すべきである。

けだし、平成23年大法院判決の説示するとおり、【「国民の意見を適正に反映

する選挙制度は、民主主義の**基盤**である」一人別枠方式の廃止は、憲法の「**厳格な要請**」(平成 23 年大法院判決文・12 頁下 11 行。甲 1) であること】

に照らし、

【国会に於いて、然るべき改正法の立法は、実行可能であるにも拘らず、平成 26 年大法院判決の「**着実に**」の 3 文字を言い訳に使って、同改正法の立法の遅延を許すこと】は、「**投票価値の不均衡の是正は、…国民全体のために優先して取り組むべき**

# 喫緊の課題

というべきものである」との 5 最高裁判事(櫻井判事、金築判事、岡部判事、山浦判事、山崎判事)の補足意見(平成 26 年大法院判決・判決文 20 頁下 9～下 5 行。甲 4)に、矛盾するからである。

2 旧区画審設置法 3 条 2 項は、

「② 前項の改正案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、1 に、公職選挙法(昭和 25 年法律第百号)第 4 条第 1 項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。」(強調 引用者)

と定めている。

平成 23 年大法廷判決が説示するとおり、憲法の要求に従って、同 3 条 2 項の中から一人別枠方式に関する文字を削除すると、同 3 条 2 項の文言は、

「② 前項の改正案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、公職選挙法（昭和 25 年法律第百号）第 4 条第 1 項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数を人口に比例して各都道府県に配当した数とする。」

に改正される。

かような改正法は、忠実に平成 23 年大法廷判決の規範に従うだけの立法であるが故に、国会に於いて、

2 日

で可決しうることである。

(以下 余白)

但し、選挙人は、

『憲法 56 条 2 項、同 1 文、同前文 1 文は、人口比例選挙を要求している』

と主張している。

よって、選挙人は、

『平成 23 年大法廷判決の「1 人別枠方式を廃止して、小選挙区選出議員の数を、都道府県を単位として、人口比例で配当する」との規範は、尚、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の人口比例選挙の要求に反する』

と主張する。

(以下、余白)



## 第 10 部 10名の最高裁判事は、「違憲」の意見であらう（予測）：（本書 76～89 頁）

### 1 各判事の意見（本書 76～88 頁）

- ア 山本庸幸判事は、平成 26 年大法廷（参）（甲 4）・判決文・55 頁 4 行～61 頁末行で、反対意見（**違憲無効**）（但し、『憲法は、人口比例選挙を要請する』旨の意見）を記述する。
- イ 鬼丸かおる判事は、同判決文・33 頁下 2 行～43 頁末行で、反対意見（**違憲違法**）（但し、『憲法は、人口比例選挙を要請する』旨の意見）を記述する。
- ウ 大谷剛彦判事は、平成 25 年大法廷判決・判決文・27 頁 6 行～33 頁下 3 行（甲 3）で、下記の反対意見（**違憲違法**）を記述する。

「裁判官大谷剛彦の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件選挙は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回の選挙と同じ本件区割規定により実施されたもので、本件選挙区割りも憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったというべきであり、また、多数意見と異なり、本件選挙時まで区割規定の是正が実施されなかったことは、憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったとして、本件区割規定が憲法の規定に違反するに至っていたといわざるを得ず、したがって本件選挙は違法であるが、いわゆる事情判決の法理により、違法を宣言することとどめ、本件選挙を無効としないこととするのが相当と考えるものである。以下、その理由を述べる。

1 選挙区間の投票価値の較差を問題とする選挙無効訴訟における憲法上の違法、無効の審査は、累次の大法廷判決で示されてきた多数意見 3（3）

アの①から③までの段階を経た判断枠組みに従って行われてきており、このような判断枠組みは、本件選挙制度においても、基本的に維持されるべきものとする。

まず、第1段階の定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（以下「違憲状態」という。）にあったか否かの点については、多数意見が3（2）で述べる所と全く同様、本件選挙区割りは違憲状態にあったといわざるを得ない。

2 そこで、第2段階の、本件選挙時の区割規定について、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったとして、憲法の規定に違反するに至っていたか否かについて検討する。

この合理的期間内の是正の法理とその適用の在り方はこれまで累次の大法廷判決において形成されてきたものであるが、従前の判例法理についての私の理解するところは、次のとおりである。すなわち、従前の判例においては、一般に制定当時憲法に適合していた法律がその後の事情の変化により合憲性の要件を欠くに至ったときは、原則として憲法違反の瑕疵を帯びることになるが、投票価値の平等の較差により違憲状態が生ずるような場合は、そもそも違憲状態の生じた時期が明瞭ではなく、人口異動により較差は絶えず変動する一方では是正に要する立法の作業や手続には多くの時間や負担を伴うので、直ちにまた頻繁に是正の措置を求めることは必ずしも实际的でも相当でもないことから、違憲状態が生じたとしても、事柄の性質上必要とされる合理的期間については直ちに定数配分規定又は区割規定を違憲と断ずることなく、時間的な猶予が置かれてきたものと解される。そして、従来の判例は、この趣旨から、憲法上要求される合理的期間について、基本的には、投票価値の較差が違憲状態に陥ってからこれが継続している期間（国会として是正が求められている期間）の長さに重きを置き、その間の較差の変動やその間にとられた是正措置の有無なども踏まえなが

ら、求められる是正内容に要するであろう立法の作業や手続の時間を、是正内容の事柄の性質上必要とされる合理的期間として考慮し、これらの点を客観的に評価して判断を行ってきているものと解される。このように、合理的是正期間の法理においては、立法の憲法適合性の審査としての客観的な合理性に基づく判断が求められているのであって、こうした点からも従前の判例の評価、判断の在り方は首肯できるように思われる。

上記の判例法理を前提に検討すると、国会は、投票価値の不平等の是正方法について、その時期、範囲（総定数の見直しとの関係など）、手法（漸次的、段階的、計画的是正など）等について広範な立法裁量権を有しているが、立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている違憲状態を解消させる責務を負うのであって、この裁量権を考慮するにしても、時期的、時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があると考えられる。人口異動による選挙区間の投票価値の較差の是正についていえば、前の選挙時においてその較差が違憲状態に至っていたとすれば、人口異動に関する国勢調査の結果やその時期も踏まえ、（衆議院では解散のあり得ることも想定の上）次回の選挙時までには何らかの是正が求められ、次回の選挙時において区割規定に実効的な是正が施されていなかったとすればそのことに  
正当な理由が求められることになろう。

平成21年に実施された前回の選挙に関する平成23年大法院判決の判示は多数意見2（4）、3（2）のとおりであるところ、同判決は、遅くとも前回の選挙時には本件旧区割基準及び本件選挙区割りには違憲状態に至っていたとし、合理的是正期間の法理を適用して違憲の判断を控えた上で、是正方策の照準も示して違憲状態の速やかな解消を求めている。そして、平成22年10月に実施された国勢調査の結果は、いずれも投票価値の較差の拡大を示しており、また、区画審としては国勢調査に基づく

選挙区の改定に関する勧告の期限を平成24年2月に迎えたが、各都道府県への定数配分の枠組みも定まらないため、勧告がないまま期限を経過し、事態は多数意見2(5)のとおり推移した。この時点までに、1人別枠方式を廃し、旧区画審設置法3条1項による定数配分の枠組みが定められ、選挙区の改定の勧告に至っていれば、漸次的な改定であるにせよ平成25年改正後の新区割規定のような改定は、事柄の性質上必要な作業的、手続的な期間を考慮してもなお実施が可能であったと考えられる。

本件において求められた是正は、投票価値の平等の観点から選挙区間の較差を是正することであるが、今回は1人別枠方式という区割基準を廃止した上、人口比例に基づく区割基準により都道府県への定数の配分及び区割りの改定を行うことが求められ、これまでの人口異動による較差の是正と比べ、改定のための立法の作業や手続にそれに応じた時間を要することは容易に理解される。しかし、区割基準の改廃といっても、新たな基準を検討するものではなく、旧区画審設置法3条2項の特例を廃止して、同条

1項の原則的な**人口比例を基本**とする基準で定数配分を見直す作業であり、これに基づく区割規定の見直しは、人口異動による見直しと本質的には大きく異なるものではないといえよう。区割規定の改正には区画審の勧告手続が必要とされ、手続に時間を要する上、議員の利害等が関係し、合意形成や議院の審議に相当な時間を要すること、衆議院では解散があり得ることなどは、これを見込んで実施可能な工程が考えられるべきであり、このような工程に基づけば、本件選挙時までには、少なくとも漸次的な是正策である上記の新区割規定への改正を了することは可能であったと考えられる。

もとより国会は是正の方法について広範な立法裁量権を有しており、また、本件において、国会が是正の必要性を認識して意識的に是正に取り組んだことは評価されるべきものである。これに対し、様々な政治的要請や

優先課題が存在したことなど、国会情勢や政治情勢上速やかに合意を形成することが容易ではない事情があったことも認められるが、**これらの諸事情は、事柄の性質に照らして通常必要とされる合理的期間を超えて区割規定の是正を行わなかったことを許容する正当な理由となり得るとはいい難いと思われる。**

以上のとおり、従来の判例法理の趣旨及びその評価の観点からすると、本件においては、憲法上要求される合理的期間内の是正は可能であったのに、これを行わなかったものと評価せざるを得ず、今回の選挙時における本件区割規定は、憲法の規定に違反するに至っていたと考える。」(強調 引用者)

との反対意見（**違憲違法**）を記述している。

エ 大橋正春判事は、平成 26 年大法廷判決・判決文・27 頁 10 行～35 頁下 3 行で、反対意見（**違憲違法**）を記述する。

オ 木内道祥判事は、同判決文・44 頁 1 行～55 頁 3 行で、反対意見（**違憲違法**）を記述する。

#### カ 5 判事の補足意見

(7) 平成 26 年大法廷判決の 5 名の判事（(i)櫻井龍子、(ii)金築誠志、(iii)岡部喜代子、(iv)山浦善樹、(v)山崎敏充の 5 判事）は、平成 26 年大法廷判決の中の補足意見として、同判決文・19 頁下 4 行～20 頁 3 行で、

「公職選挙法の改正法（平成 24 年改正法）が、その附則において、平成 28 年に施行される参議院議員の通常選挙（以下「平成 28 年選挙」という。）

に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする旨を定めているのも、同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す**改正法を早期に成立させ、平成 28 年選挙から実施すること**を、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明したものであるということができよう。」

と「記述」し、同判決文・20 頁下 19 行～21 頁 1 行で、

「しかし、投票価値の不均衡の是正は議会制民主主義の**根幹に関わり**、国権の最高機関としての国会の活動の**正統性**を支える基本的な条件に関わる**極めて重要な問題**で、あって、**違憲状態を解消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のために優先して取り組むべき喫緊の課題**というべきものである。様々な政治的困難を伴う作業であるとはいえ、国会自身が平成 24 年改正法の上記附則において主権者である国民に対して自らの責務の遂行の方針として宣明したとおり、今後国会において具体的な改正案の集約と収斂に向けた取組が着実に実行され、同附則の前記の定めに従って、平成 24 年大法廷判決及び本判決の趣旨に沿った選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置が**できるだけ速やかに**実現されることが**強く望まれる**ところである。」(強調 引用者)

と「記述」している。

- (イ) 上記 5 判事の補足意見の中の上記 2 か所の「記述」に照らし、  
上記 5 判事は、

【国会は、平成 24 年 12 月 17 日大法廷判決の「参院選は、違憲状態である」  
旨の判示を知悉しているので、国会が、平成 28 年 7 月 21 日迄に（遅くとも）、選挙制度を抜本的に見直す改正法を立法して、同改正法の下に平成 28 年 7 月の参院選を実現すること】

を強く望んでいる、と解される。

- (ウ) 同改正法の下での選挙を平成 28 年 7 月に実現するためには、【立候補予定者が、  
新選挙区の各有権者に、新改正法下の新選挙区での選挙を周知させるためには、  
【周知期間】として、1 年が、合理的に見て、必要である、と解される。

因みに、平成 22 (2010) 年 5 月、故西岡武夫参議院議長 (昭 11 (1936) .2.12~平  
23 (2011) .11.5) は、東京都霞が関所在の参議院議長・応接室で、選挙人代理人の  
3 弁護士 (升永英俊弁護士、久保利英明弁護士、伊藤眞弁護士) に対して、

『選挙制度抜本の見直し改正法の下で選挙を行うためには、新選挙民への  
【周知期間】として、1 年間が必要である。そのため、同改正法は、選挙  
投票日の 1 年前に、立法されていることが必要である』

と述べた。

(イ) ところで、平 23/3/23 大法廷判決の判決日～平 26/12/14 の期間は、

**3 年 8 ヶ月 22 日**

である。

(オ) 他方で、平 24/10/17 大法廷判決の判決日～平 28/7/21 の期間は、

**3 年 9 ヶ月 6 日**

である。

(カ) 平成 28 年 7 月の参院選挙についていえば、上記(ウ)の【周知期間・1 年】を考慮に入れると、遅くとも、平成 27 年 7 月 21 日迄に、選挙制度の抜本的改正法が、立法されていなければならない。

(キ) 上記 (7) (80～81 頁) の上記 5 判事の補足意見に照らし、【上記 5 判事は、

【憲法は、平 24/10/7 大法廷判決の判決日から 3 年 9 ヶ月 6 日後の平成 28 年参院選の投票日 (平 28/7/21。予測) には、【憲法に従った選挙制度の抜本的改正法】の下に、平成 28 年参院選が、実施されることを要求している】

と解している】

と理解される。

よって、【上記 5 判事は、平 23/3/23 大法廷判決の判決日から 3 年 8 ヶ月 22 日  
後の平 26/12/14 の時点で、本件選挙は、その『合理的期間』が、既に徒過してお



り、「違憲」である、と判断する】

と推察される。

換言すれば、平 26/12/14 施行の本件選挙について言えば、

【上記 5 判事は、

『憲法上、合理的に要求される【周知期間・1年】を考慮すると、1人別枠方式を廃止する、選挙制度抜本の見直しの改正法は、憲法上、本件選挙投票日（平 26/12/14）の1年前の平 25/12/14 迄に立法されていなければならなかったはずであり、本件選挙（平 26/12/14）は、同1人別枠方式を廃止した、抜本選挙制度見直しの改正法に従って、施行されるべきであった』旨

解するであろう】

と推察される。

(以下、余白)

(7) 公選法の平成 24 年改正法・附則③についての、5 判事の意見の詳説

A 平成 24 年改正法・附則③

平成 24 年 11 月に成立した公職選挙法の改正法(平成 24 年改正法)(平 24.11.26 法 94) の附則③は、

「(検討)

3 平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。」(強調 引用者)

と記述する。

B 当該「記述」は、

『平成 28 年に施行される参議院議員の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い結論を得るものとする』旨

述べているにすぎない。

C よって、上記 A の当該附則の記述の文言自体からは、

「同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す改正法を早期に成立させ、平成 28 年選挙から実施する

ことを、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に宣明した  
ものということができる。」(強調 引用者)

との上記5判事の意見(平成26年大法廷判決(参)・判決文(19頁末行~20頁  
3行)を導くことは、**困難**である。

**ハッキリ**言って、上記Aの当該附則の記述の文言に反する解釈である。

D それにも拘らず、上記5判事は、上記Cの意見を同判決文の中に明確に記述し  
た。

E ということは、上記5判事は、同「附則③(検討)」(強調 引用者)の文言が存在す

るにも拘らず、**敢えて、**

「同判決の趣旨に沿って選挙制度の仕組み自体を抜本的に見直す**改正  
法を早期に成立させ、平成28年選挙から実  
施すること**を、正に国会自身が上記責務の遂行の方針として具体的に  
に宣明したものということができる。」(上記C。強調 引用者)

との意見であるということである。

F 換言すれば、上記5判事は、

**【憲法は、規範として、**平成24年大法廷判決(参)の

判決日(平24/10/17)より3年9ヶ月6日後の平成28年参院選(平28/7/21)には、選挙制度の仕組みを抜本的に見直した改正法の下に、施行されることを要求している】

との意見である、と推察される。

G 上記5判事は、平成26年大法廷判決(参)・判決文20頁下9～下5行で、

「しかし、投票価値の不均衡の是正は議会制民主主義の根幹に  
関わり、国権の最高機関としての国会の活動の正統性を支える基  
本的な条件に関わる極めて重要な問題で、あって、違憲状態を解  
消して民意を適正に反映する選挙制度を構築することは、国民全体のため  
に優先して取り組むべき喫緊の課題というべきものである。」(強調  
引用者)

と記述する。

上記記述は、衆院選、参院選の双方に、同じく当てはまる。

H そうだとすると、上記5判事は、

【衆院選については、上記Aの平成28年参院選についての公選法附則③(検討)に相当する公選法の附則は、存在しないが、

【憲法は、衆院選についても、平23/3/23大法廷判決日から3年9ヶ月6日後前後に、衆院選が、【選挙制度を抜本的に見直す改正法】の下で、施行さ

れることを要求している】

との意見である、と推察される。

I 本件選挙投票日（平 26/12/14）は、平成 23 年大法廷判決日（平 23/3/23）から  
**3 年 8 ヶ月 22 日**後である。

J よって、上記 5 判事は、

『本件選挙の『合理的期間』の末日は、本件選挙の投票日（平 26/12/14）には、既に徒過している。』

との意見であろう、と推察される。

2 上記 1（本書 76～88 頁）に照らし、選挙人は、上記ア～カの 10 判事

- (i) 山本庸幸判事、
- (ii) 鬼丸かおる判事、
- (iii) 大谷剛彦判事、
- (iv) 大橋正春判事、
- (v) 木内 道祥判事、
- (vi) 櫻井龍子判事、
- (vii) 金築誠志判事、
- (viii) 岡部喜代子判事、
- (ix) 山浦善樹判事、
- (x) 山崎敏充判事)

は、本件裁判で、

『合理的期間』は、本件選挙日（平成 26/12/14）の時点で、既に徒過済である』

と判断するのであろう、と推察する。

(以下、余白)

## 第 11 部 裁判例 (本書 90～181 頁)

### I 7 個の人口比例選挙判決 (本書 90～100 頁)

1 下記のとおり、【『憲法は、【できる限りの人口比例選挙】を要求している』旨判示する人口比例選挙判決】は、既に

# 7 個

に達している。

- (1) 平成 23 年 1 月 28 日福岡高判（廣田民生裁判長） (甲 7)
- (2) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長、  
檜皮高弘、濱谷由紀） (甲 8)
- (3) 平成 25 年 3 月 25 日広島高判（筏津順子裁判長） (甲 9)
- (4) 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長） (甲 10)
- (5) 平成 25 年 3 月 18 日福岡高判（西謙二裁判長） (甲 23)
- (6) 平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長） (甲 11)
- (7) 平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部（片野悟好裁判長、  
濱谷由紀、山本万起子） (甲 25)

(以下、余白)

(1) 平成 23 年 1 月 28 日福岡高判（廣田民生裁判長）（甲 7）

同判決は、その判決文・12 頁 14 行～13 頁 1 行（甲 7）で、

「しかしながら、憲法は、上記の点については、参議院議員につき三年ごとの半数改選を定めているにすぎず、都道府県単位の選挙区の設定及び定数偶数配分制は憲法上に根拠を有するものではない。さらに、憲法は制度としての地方自治を定めているが、都道府県がその憲法上保障される地方自治制度自体に該当しないことは憲法の解釈上明らかである。また、現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過しており、その間の交通・通信の手段の発達、産業規模や構造や国民の生活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布の変化等により、必ずしも都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は、消失ないしは希薄化していることは明らかなところである。その都道府県を基準とする選挙区割と議員定数の偶数配分制に拘泥するあまり、居住地によって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。前記のとおり憲法上の要請ではない都道府県単位の選挙区を維持するために、憲法上の要請である投票価値の可能な限りでの平等の実現を妨げることになっていて、許容しがたい現状にある。」（強調 引用者）

と判示する。

(2) 平成 25 年 3 月 26 日広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長）（甲 8）

同判決は、その判決文・8 頁末行～9 頁下 6 行（甲 8）で、

「 1 憲法は、「主権が国民に存する」、「日本国民は、正当に選挙された国会



における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。国民主権の下において、主権者としての国政は、1人1人が平等の権利をもって国政に参加する権限を有するところ、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加する。したがって、その代表者の選出に当たっては、国民1人1人が平等の権利を有するといふべきである。また、国民1人1人が平等の権利でもって代表者を選出するからこそ、国民の多数意見と国会の多数意見が一致し、国民主権を実質的に保障することが可能となる。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から、憲法の要求するところである。

2 国民の代表者である両議院の議員の選挙については、憲法は、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（43条2項、47条）、両議院の議員の各選挙制度をどのような仕組みにするかについて国会に裁量を認めている。上記1のような国民主権・代表民主制の原理の趣旨にかんがみれば、投票価値の平等は、最も重要な基準とされるべきであり、国会は、選挙に関する事項を法律で定めるに当たり、選挙区制を採用する際は、投票価値の平等（すなわち、選挙区（国民の居住する地）によって投票価値に差を設けないような人口比例に基づく選挙区制）を実現するように十分に配慮しなければならない。したがって、投票価値の平等に反する選挙に関する定めは、合理的な理由がない限り、憲法に違反し無効といふべきである。」（強調 引用者）

と判示する。

(3) 平成 25 年 3 月 25 日広島高判（筏津順子裁判長（甲 9）

同判決は、その判決文・27 頁下 5 行～28 頁末行（甲 9）で、

「しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ（前提事実（7）イ（エ）、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから（前提事実（7）イ（イ）～（エ）。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしていること〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号一頁〕とは、大きく異なっているのである。）、憲法が、国民主権を宣明した上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与

していることに照らすと、国会の広範な裁量権は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて高度の必要性から、制約を受けるところとなったものというべきであり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるといふ喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国民に対して負うことになったと解するのが相当である（この点で、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとするのが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争点一の被告の主張②〕は、採用することができない。）」（強調 引用者）

と判示する。

(4) 平成 25 年 3 月 18 日名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長）（甲 10）

同判決は、その判決文・14 頁 13 行～15 頁下 7 行（甲 10）で、

「ウ 選挙制度の仕組みを定めることについての国会の裁量権について注意を要する点は、①議員の定数を何人にするか、選挙制度を比例代表制にするのか、選挙区制にするのか、この両者を組み合わせるのか、組み合わせる場合の方法をどのようにするか、選挙区の大きさをどのようにするか等の問題と、②上記のようにして定められた選挙制度の仕組みの下において議員定数の配分をどのようにするか（小選挙区制を採る場合においては、その区割りをどのように定めるか）の問題とを区別して考える必要がある

点である。

①の問題について、国会に広範な裁量権が認められる。これに対し、②の問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、国会には、投票価値の平等を損なうような裁量権の行使は原則として認められないというべきである。そして、投票価値の平等に最も忠実な定数配分は、人口に比例して定数を配分する人口比例原則であるから、定数の配分に当たり非人口的要素を考慮することが許容されるのは、それが投票価値の平等を損なうことを正当化するに足りる合理性を有する場合に限られるといわなければならない。本件の問題が、第二院である参議院に比べて投票価値の平等が強く求められる第一院である衆議院の議員選挙に関するものであること、歴史的に見ても、衆議院議員の定数配分については、衆議院議員選挙法により普通選挙が実施された大正14年以来人口比例原則が採られ、昭和25年に制定された公職選挙法においてもこれを踏襲して、選挙区の区分及び定数配分が行われたこと、その後の選挙区の区分及び定数の改正は、人口の都市集中化等の人口の変動に伴う措置であって、人口の増加した選挙区を分割し、また、人口の減少した地域の定数を減じ、これを人口の増加した地域の定数の増加に充て、あるいは、全体の定数を増加させることにより、人口の増加した地域の定数に充てるというものであったこと、人口比例原則という公職選挙法制定当時の仕組み自体は維持されたが、定数の見直しが急激な人口変動に追いつかなかったため、大きな較差が生じることとなったこと（以上につき、平成19年大法廷判決における「4裁判官の見解」参照）を併せ考慮すると、小選挙区制を採る場合の区割りは、実務上可能である限り人口に比例してされなければならない、許容される較差の程度はさほど大きなものではないというべきである。そして、実際の区割りに当

たり生じた較差を正当化するに足りる合理性が存するか否かは、その較差をもたらした規定の立法目的（例えば、市町村その他の行政区画を尊重しようとしたものか、人口が極めて少ない県が衆議院に代表を送ることができない事態を防ごうとしたものか。）及び手段（例えば、市町村その他の行政区画どおりに選挙区割りをしたのか、人口が極めて少ない県に対しても、最低1議席を配分したものか、それらの結果生じた較差はどの程度か。）といった点を考慮して判断されるべきである。」（強調 引用者）

と判示する。

(5) 平成25年3月18日福岡高判（西謙二裁判長）（甲23）

同判決は、その判決文・16頁下3行～18頁9行（甲23）で、

「もつとも、前提事実において明らかなように、最高裁判所は、①昭和51年大法廷判決において、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対4.99となった昭和47年12月10日の総選挙における選挙区割規定、②昭和58年大法廷判決において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差が1対3.94となった昭和55年6月22日の総選挙における選挙区割規定、③平成23年大法廷判決において、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の較差が1対2.304となった平成21年8月30日の総選挙における選挙区割規定が、それぞれ投票価値の平等の要求に反するに至っているなどと判示していることからすれば、投票価値の平等はより厳格に審査されるようになってきているものといえることができ、また、その後、最高裁判所が、平成22年7月11日施行の参議院議員通常選挙に対する選挙無効訴訟に関し、上記①ないし③を含む従前の衆議院議員選挙についての無効訴訟において国会の裁量権

の行使に合理性があるか否かを判断する際考慮され、参議院議員選挙に対する選挙無効訴訟において同様に考慮されていた都道府県という単位について、これを考慮することは必ずしも憲法上の要請ではない旨判示していること（最高裁平成23年（行ツ）第64号同24年10月17日大法院判決（最高裁判所ホームページ））、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められていることを併せ考えると、衆議院議員の選挙につき多数の選挙区を設けてこれに議員定数を配分するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とするとの趣旨は、憲法上、人口比例に基づく選挙を原則とし、できる限り投票価値の平等を確保しようとすることにあり、その志向するところは、人口比例選挙の保障に通ずるものとも解される。

そうすると、後記のとおり、選挙制度上投票価値に不均衡が生じた状況についてその是正を講ずべきところ、これを怠るなど、選挙制度に係る憲法秩序の下における国会の裁量権の限界を超えることは許されないものであり、この裁量権を逸脱した場合には、投票価値の平等が侵害されたものとしてだけでなく、統治機構の在り方からしても、当該選挙制度の仕組みが違憲となる余地はあるものと解される。

そして、上記のとおり、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するについて、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることを最も重要かつ基本的な基準とすることが憲法上の要請であることからすれば、選挙制度の具体的な仕組みにおいて投票価値の不平等の結果が生じている場合には、被告において、上記仕組みの決定

において考慮された政策目的ないしは理由が投票価値の不平等という結果をもたらしていることに対して合理性を有することを基礎付ける事実を主張立証しなければならないものというべきである。」（強調 引用者）

と判示する。

(6) 平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）（甲 11）

同判決は、その判決文・15 頁 3 行～16 頁 11 行（甲 11）で、

「二 原告の主位的主張について

原告の主位的主張に係る論理は必ずしも明らかではないが、投票価値の平等が憲法上保障される根拠として、憲法が国民主権の原理の下で、国民が選任した国会議員の多数決により政策上の意思決定を行う代表民主制の統治機構を採用していることから、このような意思決定を正当化する根拠として、当然に人口比例選挙、すなわち、選挙区の議員一人当たりの登録有権者（主権者）の数が同数であること（投票価値の等価値）も憲法によって要求されている旨主張するものと解される。そして、原告は、これを前提として、憲法上の要請以外の政策的目的ないしは理由によって投票価値の等価値を制限することは許されない旨を主張していると解される。

当裁判所も、投票価値の平等を可能な限り尊重し、人口比例の選挙に近づけていくことは、憲法上の要請である

と考えているものである。しかし、憲法が、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねている

と解すべきことは前記一で述べたとおりであり、国民主権の原理及び代表民主制の統治機構上の理念から、原告の主張するような厳格な投票価値の平等（人口比例選挙）の要請が論理必然的に導き出されると解することは困難である。また、これらの原理等から当然に、憲法が、憲法上の要請以外の理由による投票価値の平等に対する制限を容認していないと解することもできない。

よって、原告の上記主張は採用することができず、投票価値の平等は、憲法一四条一項に定める法の下での平等によって基礎づけられるものと解することが相当である。

### 三 本件選挙区割りを定める本件区割規定の合憲性について

(1) 前記のとおり、憲法は、両議院議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねており、国会は、選挙制度の仕組みの決定について裁量権を有している。もっとも、この裁量権の行使は、国会がこれを付与された趣旨に照らして合理的なものでなければならない。投票価値の平等は憲法の要求するところであるから、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないとしても、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにとどまるものではない。したがって、国会が決定する具体的な選挙制度において現実に投票価値の不平等の結果が生じる場合には、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができる

ものでなければならない、かかる合理性を基礎付ける事実は、**被告において主張立証しなければならない**と解するのが相当である。」（強調 引用者）

と判示する。



(7) 平成 25 年 11 月 28 日広島高裁岡山支部（片野悟好裁判長）（甲 25）

同判決は、その判決文・16 頁 6～下 9 行（甲 25）で、

「 1 憲法は、「主権が国民に存する」，「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」とし、国民主権及びこれに基づく代表民主制の原理を定めている。そして、国民主権に基づく代表民主制においては、国民は、その代表者である国会の両議院の議員を通じてその有する主権を行使し、国政に参加するものであるところ、国民主権を実質的に保障するためには、**国民の多数意見と国会の多数意見が可能な限り一致すること**が望まれる。

また、法の下での平等を定めた憲法 14 条 1 項は、選挙権に関しては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているものと解される。

このように、国政選挙における投票価値の平等は、国民主権・代表民主制の原理及び法の下での平等の原則から導かれる憲法の要請である。」（強調

引用者）

と判示する。

（以下、余白）

## II 山本最高裁判事、鬼丸最高裁判事：（本書 101～105 頁）

- 1 山本庸幸最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決（参）の反対意見（＝違憲無効）で、『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨判断した：（甲 4）。

山本庸幸最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決（参）の判決文・55 頁 5 行～57 頁下 11 行で、

「 1 日本国憲法は、その前文において「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、（略）主権が国民に存することを宣言し、（略）そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とし、代表民主制に支えられた国民主権の原理を宣明している。そして国を構成する三権の機関のうち、国会が国権の最高機関であり、国の唯一の立法機関と規定する（41条）。したがって、このような民主国家の要となる国会を構成する衆議院及び参議院の各議員は、文字どおり公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない。憲法43条1項が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定するのは、この理を表している。その中でも本件にも関わる「公平な選挙」は、憲法上必須の要請である。すなわち、いずれの国民も平等に選挙権を行使できなければ この憲法前文でうたわれている代表民主制に支えられた国民主権の原理など、それこそ画餅に帰してしまうからである。例えば国政選挙に際して特定の地域の一票の価値と他の地域の一票の価値とを比べて数倍の較差があったとすると、その数倍の一票の価値のある地域の国民が、もう一方の一票の価値が数分の一にとどまる地域の国民に対して、その較差の分だけ強い政治力を及ぼしやすくなることは自明の理である。これでは、せっかく主権が国民に存する

といっても、「その権力は国民の代表者がこれを行行使し、その福利は国民がこれを享受する。」とはとてもいえないと考える。その意味で、国政選挙の選挙区や定数の定め方については、法の下での平等（14条）に基づく投票価値の平等が貫かれているかどうか**唯一かつ絶対的な基準**になるものと解される。

2 なるほど多数意見のいうように「憲法は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるために選挙制度をどのような制度にするかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。」として国会の裁量を広く認める見解を採った上で、衆議院議員選挙の場合であれば2倍程度の一票の価値の較差を許容する考え方もある。しかし、国民主権と代表民主制の本来の姿からすれば、投票価値の平等は、他に優先する**唯一かつ絶対的な基準**として、あらゆる国政選挙において真っ先に守られなければならないものと考えられる。」(強調 引用者)

と記述し、

同 58 頁 7 行～59 頁 3 行で、

「このような場合、いわゆる事情判決の法理を用いて、当該「選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合であっても、それを理由として選挙を無効とする判決をすることによって直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえって憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる判示のような事情などが

あるときは、行政事件訴訟法 31 条 1 項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該選挙が違法である旨を主文で宣言すべきである。」(最高裁昭和 49 年(行ツ) 第 75 号同 51 年 4 月 14 日大法廷判決・民集 30 卷 3 号 223 頁の判決要旨) とする考え方がある。しかし、国政選挙という代表民主制を支える最も重要な制度の合憲性が争われる争訟において、裁判所がこれを違憲と判断しながら当該選挙を無効とせずに単に

違法の宣言にとどめるということが、法律上の明文の根拠もな  
く許されるものであるかどうか、私には甚だ疑問  
に思えてならない。現にこれまでの経緯を振り返ると、選挙区の

区割りや定数に関する幾たびかの法改正や国会における検討を経てもなお、一票の価値の平等という代表民主制を支える根幹の原理が守られておらず、その改善は遅々として進まないという状況にあって、選挙制度の憲法への適合性を守るべき立場にある裁判所としては、違憲であることを明確に判断した以上はこれを無効とすべきであり、そうした場合に生じ得る問題については、経過的にいかに取り扱うかを同時に決定する権限を有するものと考え

る。」(強調 引用者)

と記述する。

- 2 鬼丸かおる最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決(参)の反対意見(=違憲違法)で、『憲法は、【できる限りの人口比例選挙】を要求している』旨判断した：(甲 4)。

鬼丸かおる最高裁判事は、平成 26 年大法廷判決（参）の判決文・34 頁 7 行～35 頁 1 行で、

「(1) 日本国憲法は、その前文冒頭において、国会は主権者たる国民からの厳粛な信託により国民を代表して民主主義による国政を行うものであって、**代表者は正当に選挙されることを要請していること**、そして 13 条、14 条 1 項、15 条 1 項、44 条ただし書において、衆参両議院の議員の選挙における人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地、教育、財産又は収入による差別の禁止等を定めていることから、憲法は、両議院議員の選挙における国民の投票価値を平等とすることを基本原則としているというべきである。そして、両議院議員の選挙における投票価値の平等原則は憲法の要請であるから、国会はその有する立法権限の下に選挙制度を構築するに当たっては、投票価値の平等原則にのっとることが求められているのであって、投票価値に較差が生ずるについては、較差の存在及び較差の程度を是認するに足りる合理的な理由を要するというべきである。

(2) 参議院は、内閣総理大臣の指名、予算案の議決、条約の承認、法律案の再議決等については衆議院に優越されるものの(59 条ないし 61 条、67 条、69 条)、衆議院とともに立法機関として国民を代表して民主主義による国政を行うのであるから、**投票価値について衆議院議員の選挙と異にする理由はなく、参議院議員の選挙においても、原則として選挙人は 1 人 1 票の等価値の選挙権**を有するとすることが憲法の要請するところであると解する。」(強調 引用者)

と記述し、

同 35 頁下 9 行～36 頁 6 行で、

「 他方、当裁判所の過去の各判決及び本件判決の多数意見においては、投票価値の平等は国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるとされ、国会が具体的に定めたところはその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、各選挙時における選挙人の投票価値について1対1に近い等価値が憲法上求められるとまではされてこなかったが、私は、以下に述べるとおり、衆議院議員選挙と同様に、参議院議員選挙においても、投票価値の大きな較差を許容し得る合理的理由はなく、選挙区及び定数配分の具体的な設定に当たっても、前記1の基本原則のとおり、できる限り1対1に近い投票価値の平等の実現が憲法上求められると考えるものである。もっとも、投票価値の較差の最小化を図るべきとの憲法上の要請を前提にして国会が配慮を尽くしても、人口変動による選挙人の基礎人口の変化、特に新たな選挙区の単位とされる区域間の人口の増減といった、社会的な事情及びその変動に伴ういわば技術的に不可避というべき較差が生ずることとは許容せざるを得ないと考えるが、それでも毎回の選挙ごとにこれを最小化してできる限り投票価値を1対1に近づける努力が継続される必要があるというべきである。」(強調 引用者)

と記述する。

(以下、余白)

### Ⅲ 平 25/3/6～平 25/4/11・言渡しの 15 違憲高裁 判決（衆）（本書 106～156 頁）

#### 第 1 15 違憲高裁判決（衆）（その 1）（本書 106～108 頁）

【**15** 違憲高裁判決（衆）が **15** という事実】は、**重大**である。

#### 1 【判決日：平 25/3/6～平 25/4/11】

17 の 高裁判決（衆）	2 の <b>違憲・無効</b> 判決	①平成 25.3.26 広島高裁岡山支部判決（片野悟好裁判長） (甲 8) ②平成 25.3.25 広島高裁判決（筏津順子裁判長） (甲 9)
	13 の <b>違憲・違法</b> 判決	①平成 25.3.18 名古屋高裁金沢支部判決（市川正巳裁判長） (甲 10) ②平成 25.3.6 東京高裁判決（難波孝一裁判長） (甲 11) ③平成 25.3.7 札幌高裁判決（橋本昌純裁判長） (甲 12) ④平成 25.3.22 高松高裁判決（小野洋一裁判長） (甲 13) ⑤平成 25.4.11 東京高裁判決（設楽隆一裁判長）（本人訴訟） (甲 14) ⑥平成 25.3.26 福岡高裁那覇支部判決（今泉秀和裁判長） (甲 15) ⑦平成 25.3.26 広島高裁松江支部判決（塚本伊平裁判長） (甲 16) ⑧平成 25.3.26 東京高裁判決（奥田隆文裁判長） （山口弁護士グループ） (甲 17) ⑨平成 25.3.14 仙台高裁判決（宮岡章裁判長） (甲 18) ⑩平成 25.3.26 福岡高裁宮崎支部判決（横山秀憲裁判長） (甲 19) ⑪平成 25.3.26 広島高裁判決（小林正明裁判長） (甲 20) ⑫平成 25.3.27 仙台高裁秋田支部判決（久我泰博裁判長） (甲 21) ⑬平成 25.3.26 大阪高裁判決（小松一雄裁判長） (甲 22)
	2 の <b>合憲・違憲</b> 状態判決	①平成 25.3.18 福岡高裁判決（西謙二裁判長） (甲 23) ②平成 25.3.14 名古屋高裁判決（加藤幸雄裁判長） (甲 24)

2 平成 24 年 12 月 16 日衆院選（小選挙区）・「一人一票」裁判に於いて、平 25/3/6  
～平 25/4/11 に言渡された 17 の高裁判決のうち、15 の高裁判決は、「**違憲判決**」  
であった。

3 ところが、平成 25 年大法廷判決（衆）は、「**合憲・違憲状態判決**」であった。

4 平成 24 年衆院選（小選挙区）が「違憲」か、「合憲」かという、  
**【現国家権力の正当性の存否という重大問題】**につき、

【最高裁大法廷判決が、17 の高裁判決のうちの 15 の高裁判決の「**違憲判決**」を  
否定して、「**合憲判決**」（=**違憲状態判決**）を言渡すこと】は、

憲法 76 条 3 項（「すべての裁判官は、その**良心**に従い**独立**してその職権を行い、  
この**憲法**及び法律にのみ拘束される。」）に服する全地裁裁判官、全高裁裁判官、全  
最高裁裁判官の全てにより構成される**司法総体の【あるべき姿】**からみて、

# 異様

である。

最高裁大法廷は、上記第 2 部の【補遺 1】（本書 21～22 頁）に示したとおり、小学生  
ですら、およそストンと納得出来ない【訳の分からない理由】を付



して、【憲法 76 条、憲法 99 条に拘束される 15 高裁裁判体の45名の高裁裁判官】  
の言渡した、15の【違憲判決】を否定した。

# 不条理

である。

(以下、余白)

第2 平 25/3/6～平 25/4/11 に言渡された 15 の違憲高裁判決（その2）（但し、『合理的期間』について）（本書 109～156 頁）

『合理的期間』に関する部分の各判決文の抜粋

(1) 広島高裁岡山支部判決・平 25/3/26（片野悟好裁判長）（甲 8）

同判決は、その判決文・10 頁下 11 行～11 頁下 2 行で、

「(2) もっとも、憲法は、上記のとおり、選挙に関する事項の定めを国会の裁量に委ねていることから、本件区割規定が違憲状態に至っても、このことが、直ちに憲法に違反するということとはできず、違憲状態になった後、国会が合理的期間内にこれを是正しないときに初めて、憲法に違反するということができる。

国会は、遅くとも、本件区割基準が投票価値の平等に反する状態に至っている旨判断した平成 23 年大法廷判決が言い渡されたときには、本件区割規定が違憲状態にあると認識することができた<sup>と認められるところ</sup>、平成 23 年大法廷判決から本件選挙までは、1 年 9 か月弱（634 日）の期間が存在した（顕著な事実）。

被告は、抜本的な選挙制度改革のためには時間を要し、平成 23 年大法廷判決から 1 年 9 か月弱の期間は立法措置を講ずるには不十分でこの期間内に本件選挙制度を是正することは困難であり、国会は 1 人別枠方式の廃止と議員定数について「0 増 5 減」を内容とする緊急是正法を成立させるなど本件選挙制度是正のために努力したから、憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったと評価することはできない旨主張する。

しかし、国会議員は憲法擁護義務を負っており（憲法 99 条）、平成 23 年大法廷判決により、本件区割規定が違憲状態であると判断されたのであるから、国会は、直ちに是正措置を講ずるべきといえる。しかも、衆議院

議員の任期は4年で、**任期満了前に解散される可能性も**

**ある**こと（憲法45条）、平成23年大法廷判決は、できるだけ速やかに立法的措置を講ずる必要がある旨指摘したこと等も併せかんがみれば、衆議院議員の**任期の約2分の1**に相当する期間である**1年9か月弱**は、本件区割規定ないし本件選挙制度を改定するための合理的な期間として、**不十分であったと認めることは到底できない**。国会は、本件選挙の約1か月前にいわば駆け込み的に緊急是正法を成立させたのみで（なお、緊急是正法は、都道府県単位で最小選挙区数を2としており、平成23年大法廷判決が違憲であると判断した1人別枠方式による定数配分を基礎としたものにすぎず、投票価値の較差是正のための立法措置を行ったとは到底いいがたい。）、本件選挙施行までに改定された選挙区割りを作成し、これに基づいて本件選挙を施行しなかったことは、国会の怠慢であり、平成23年大法廷判決など司法の判断に対する甚だしい軽視というほかない。

したがって、国会は、合理的期間内に本件区割規定を是正しなかったというべきであるから、本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求（憲法が定める国民主権・代表民主制の原理、憲法14条、44条但し書など）に違反し、違憲といわざるをえない。」（強調 引用者）

と判示する。

## (2) 広島高裁判決・平 25/3/25（筏津順子裁判長）（甲 9）

同判決は、その判決文・26頁10行～32頁6行で、

### 「第三 当裁判所の判断

1 争点一（本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかった

ことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるか) について

(1) まず、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に**反する**状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるかを判断するに当たっては、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせていた本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、これを前提とする本件区割規定を是正するための憲法上要求される合理的期間の起算日をいつとするのかが問題になるところ、平成一九年判決においては、前々回選挙の時点における一人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたものであって、平成二三年判決において、初めて、前回選挙の時点における本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについて、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたこと（前提事実（6）イ、（7）イ（ア）～（エ））に照らすと、上記起算日については、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日とするのが相当である。

(2) ア 次に、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったといえるかにつき検討するに、上記合理的期間の経過の有無については、事柄の性質上、一義的に決定し得るものではなく、一人別枠方式の廃止及び本件区割規定の是正のために必要とされる立法等の内容及び過程に

係る諸事情を総合的に勘案して、個別具体的に判断するほかはないものと解される。

この点、確かに、両議院の議員の各選挙制度の仕組みについては、国会に広範な裁量が認められているところ（前提事実（7）イ（ア））、これを具体的に是正することは、一般的に、複雑かつ困難な問題というべきであり、そのためには、国会における十分な検討が必要になるというべきであるから、事柄の性質上、相応の期間を要することは、否定することができないというべきであるし、また、平成二三年三月一一日以降、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたのは、公知の事実であるから、本件の場合においては、通常の場合と比較して、ある程度長い期間を要することになっていたとしても、やむを得ないというべきである。

しかし、平成二三年判決が説示しているとおり、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならないところ（前提事実（7）イ（エ））、平成二三年判決は、国会が広範な裁量権を有していることに十分考慮しつつも、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件選挙区割りについては、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると断じた上で、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し、区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなどの投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があると具体的かつ明示的に説示しているのであるから（前提事実（7）イ（イ）～（エ））。この点で、参議院議員選挙の選挙無効訴訟において、最高裁判所が、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められる、事柄の性質上課題も多いためその検討に相応の時間を要することは認

めざるを得ないなどとした上で、単に一部の選挙区の定数を増減すること  
どまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式を  
しかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容  
とする立法的措置を講ずる必要があると幅を持った説示をしていること  
〔最高裁判所平成二四年一〇月一七日大法廷判決・裁判所時報一五六六号  
一頁〕とは、大きく異なっているのである。)、憲法が、国民主権を宣明し  
た上で、三権分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与している  
ことに照らすと、国会の広範な裁量権は、**憲法の投票価値の平等の要求に  
反する状態を是正し、民主的政治過程のゆがみを是正するという極めて  
高度の必要性から、制約を受けるところとなったもの**というべき  
であり、国会においては、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずると  
いう喫緊の課題に限って、まずもって優先的に実行する憲法上の義務を国  
民に対して負うことになったと解するのが相当である（この点で、本件区  
割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じよう  
とすることが、国会の裁量の範囲内であることを前提とする被告の主張〔争  
点一の被告の主張②〕は、採用することができない。).

そして、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題  
に限って、まずもって優先的に実行するとすれば、国会における一人別枠  
方式の廃止の審議と議決、区画審における審議と本件区割規定の是正の勧  
告、国会における本件区割規定の審議と議決を経ることが必要になると解  
されるところ、既に、平成二三年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上  
の義務を国民に対して負っていることが明らかにされている以上、国会の  
審議又は議決において、**なお紛糾が生ずるなど**ということは、憲法が三権  
分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、  
**憲法上予定されていない事態**というべきであるし、また、緊急是正法の施

行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、**六か月以内**においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのであるから（緊急是正法附則三条三項。なお、第一八〇回国会の平成二四年八月二三日の衆議院政治倫理委員会において、**田口尚文政府委員〔総務省自治行政局選挙部長〕**は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、**六か月以内**には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕）、通常の場合であれば、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から一年が経過する平成二四年三月二三日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から**一年半**が経過する平成二四年九月二三日までに、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内には是正されていなかったものといわざるを得ない（本件区割基準中の一人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正等に関しては、第一七七回国会〔会期平成二三年一月二四日から同年八月三一日まで〕においては、菅総理が、議会政治の根幹に関わる問題として、できるだけ早い時期の成案を目指すと表明し〔前提事実（9）ア〕、第一七八回国会〔会期同年九月一三日から同月三〇日まで〕においては、野田総理が、政治改革で最優先すべき課題であり、喫緊の課題であると表明し〔前提事実（9）イ〕、第一七九回国会〔会期同年一〇月二〇日から同年一二月九日まで〕においては、喫緊の課題として、同国会中に立法的措置を講ずることが目指され〔前提事実（10）ア〕、第一八〇回国会〔会期平成二四年一月二四日から同年九月八日まで〕においても、区画審が、勧告期限である同年二月二五日までに、勧告

を提出することができるように、立法的措置を講ずることが目指されていたもので〔前提事実（10）オ～ケ〕、後藤議員は、同年八月二四日の時点で、「もう合理的期間は十分過ぎた」と述べているのである〔前提事実（13）エ〕。なお、緊急是正法は、実質的に、僅か三日間の審議で成立しているのであるが〔前提事実（14）ア〕、平成二三年判決から本件選挙までの国会の会期の総日数は、四七九日に及んでおり〔法律時報八五巻二号三頁〕、この間には、極めて多くの政治的課題を抱えていた消費税増税を柱とするいわゆる社会保障・税一体改革関連法も成立しているのである。おって、当裁判所は、平成二五年二月六日の期日外積明三項をもって、被告に対し、上記合理的期間をどのように考えるかをただしたけれども、被告は、本件区割規定の改正等の立法的措置のみを講ずることを個別に取り上げて、上記合理的期間を論ずるのは相当ではないと述べるにとどまっている。〕。

しかるに、平成二三年判決の言渡しの日である平成二三年三月二三日から本件選挙の日である平成二四年一二月一六日までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されなかったのであるから、憲法上要求される合理的期間内に、本件区割基準中の一人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正はされなかったものといわざるを得ない。

そうすると、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法一四条一項等の憲法の規定に違反するものと断ぜざるを得ない(前提事実(7)イ(ウ)参照)。

イ 以上に対し、まず、被告は、①選挙制度の仕組みを全体としてどのように構築するかについては、国会の高度の政策的判断に委ねられる事柄であるから、平成二三年判決後も、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数削減等の立法的措置を講じようとすることは、国会の裁量の範囲内と解されるところ、本件区割規定の改正等の立法的措置と併せて定数



削減等の立法的措置を講ずることは、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えに匹敵する検討と作業を要する複雑かつ困難な問題であるから、事柄の性質上、その審議等にかかなりの期間を要することが明らかであるが、そのために必要な合理的期間というものを定量的に明らかにすることは困難であり、また、相当でもないこと（争点一の被告の主張②）、②国会は、平成二三年判決後、投票価値の較差是正に関する議論を行い、緊急是正法の成立に至っていること（争点一の被告の主張③）、③本件選挙当日の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差は、一对二・四二五であり、前回選挙時の一对二・三〇四から僅かに増大しているにすぎないこと（争点一の被告の主張④）などに照らすと、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態について、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったということとはできないなどと反論している。

しかし、①上記①の反論が前提を誤るものであり、採用することができないことは、前記ア第三段落に説示したとおりであること、②確かに、国会は、平成二三年判決後、各党協議会を設置し（前提事実（10）ア）、投票価値の較差是正等に関する議論を行い（前提事実（8）イ、（9）ア・イ、（10）ア～ケ、（11）イ～カ、（12）ア～ウ、（13）ア～カ）、緊急是正法の成立に至ってはいるけれども（前提事実（14）ア）、本件区割規定の改正等の立法的措置を講ずるという喫緊の課題に限定すれば、国会内に特に反対する意見は存在していなかったのに（前提事実（10）キ、（11）エ、カ、（12）ウ、（13）ウ）、それと併せて各政党間で意見の対立が激しかった定数削減等の立法的措置を講ずることまでを議論してしまったがために（前提事実（9）ア、（10）ウ～ケ、（11）ア～カ、（12）ア～ウ）、国会での議論が進まなくなるなどして（前提事実（1

3) エ)、本件選挙までの間に、本件区割基準中の一人別枠方式は廃止されたけれども、これを前提とする本件区割規定は是正されず、結局、本件区割規定の改正等の立法的措置を完遂することができなかったことは明らかであるところ、そのような紛糾が生ずるなどということは、前記ア第四段落に説示したとおり、憲法上予定されていない事態というべきであること、③選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の最大較差が、前回選挙当日において一对二・三〇四であったのに、本件選挙当日においては一对二・四二五に拡大していることは、投票価値の平等が憲法上の要求であることに照らすと、むしろ重大な事態というべきであるし、また、選挙人数の較差が二倍以上になっている選挙区も、前回選挙当日において四五選挙区であったのに、本件選挙当日においては七二選挙区に激増しているのであって（前提事実（16））、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、悪化の一途をたどっていると評価せざるを得ないことなどに照らすと、上記の被告の反論は、いずれも採用することができない。」（強調 引用者）

と判示する。

(3) 名古屋高裁金沢支部判決・平 25/3/18（市川正巳裁判長）（甲 10）

同判決は、その判決文・16頁9行～17頁11行で、

「2 争点（1）イ（合理的期間の点）について

（1） 人口数と議員定数の比率は絶えず変動するものであり、変動したからといって、選挙区割りや議員定数の配分を頻繁に変更することは相当ではなく、具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となった後、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われぬ場合に初めて憲法違反と断ぜられるべきものである（昭和51年大法院判決，昭和58年大法

廷判決，平成23年大法廷判決参照）。

(2) 本件では，平成14年改正によって本件区割規定が改定され，その後，平成19年大法廷判決によって合憲の判断がされたものの（前提事実（3）イ（ウ）），平成23年大法廷判決は，選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差が1対2.304に達していた平成21年選挙について，1人別枠方式に係る部分を理由に，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態になっていたとし，憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないとしたものの，「衆議院は，その権能，議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み，常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており，選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。したがって，事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に，**できるだけ速やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し，区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど，投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」と付言していたものである（同（3）ウ（ウ））。ところが，平成23年大法廷判決及び平成22年国勢調査の結果（速報値）を踏まえた区画審の審議は進まず（同（4）ア），国会の対応も，各党協議会が設置され，緊急是正法案が提出され成立したとはいえ（同（4）イ（ア）～（ウ）），平成23年大法廷判決の1年8か月後に施行された本件選挙時までに，平成23年大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った本件区割規定の改定は行われず（同（4）イ），本件区割規定のまま本件選挙が実施されたものである（同（5）ア）。

したがって，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった本件区割規定は，合理的期間内に是正されなかったものとして，違憲かつ違法で

あるといわざるを得ない。」 (強調 引用者)

と判示する。

(4) 東京高裁判決・平 25/3/6 (難波孝一裁判長) (甲 11)

同判決は、その判決文・19 頁 9 行～22 頁 4 行で、

「(5) 上記のとおり、本件選挙区割りは、憲法の要求する投票価値の平等に反する違憲状態にあるから、憲法上要求される合理的な期間内にこれが是正されないときは、本件選挙区割りを定める本件区割規定は憲法の上記要求に反し違憲と評価されることになると解することが相当である。

したがって、本件選挙までに、国会において、かかる違憲状態を是正するために憲法上要求される合理的期間を過ぎていれば、本件区割規定は違憲と評価され、これに基づいて施行された本件選挙の東京都第 1 区の小選挙区選挙は違法となり、合理的な期間内であれば、同規定は違憲状態ではあるが合憲と評価され、同選挙は適法なものとなる。そこで、以下、この点について検討する。

ア 平成 19 年大法廷判決は、平成 17 年 9 月 11 日実施の総選挙の時点では、なお 1 人別枠方式を維持することにある程度の合理性があったと判示している。このこと等を考慮すると、国会が、1 人別枠方式の合理性が失われており、本件選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反する状態に至っていたものと認識できたのは、平成 23 年大法廷判決が言い渡されたときと認めるのが相当である。 そうだとすると、国会が、平成 23 年大法廷判決が言い渡された後、憲法上要求される合理的期間内にこれを是正しないときには、選挙制度の具体的仕組みの決定について国会が有する裁量権の限界を超えると判断され、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反すると評価されるに至るものと解するのが相当であ

る。そこで、国会が、平成23年大法廷判決が言い渡された時点から本件選挙時までの1年8か月余の間に、憲法上要求される合理的期間が経過したにもかかわらず、国会が上記状態を是正しないまま本件選挙時に至ったかどうかについて検討する。

イ 被告は、平成23年大法廷判決の指摘に従い、1人別枠方式を廃止して選挙を行うためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするのに匹敵する検討と作業を要するものであるから、是正を行うについての国会における審議等には、かなりの期間を要し、選挙区割りが憲法が要求している投票価値の平等に反し違憲であるとされた過去の事例に比較して、より以上の期間を要すると主張する。

確かに、本件選挙区割りについて、1人別枠方式の廃止を反映する是正を行うためには、全ての都道府県に1人ずつ配分された定数の再配分を行った上で、定数の変更が行われる都道府県内の選挙区割りを見直すことが必要となる（なお、小選挙区選挙についても、各都道府県を単位として定数配分を行うことが投票価値の大きな較差を是正し平等を実現するためには限界があるとされる場合には、それ自体の見直しが必要になることについては、最高裁平成23年（行ツ）第51号同24年10月17日大法廷判決（最高裁HP）の説示するとおりである。）。しかし、平成23年大法廷判決によって、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが違憲の状態にあることが確定された状況下では、早期にこれを是正することが要請されるのであり、選挙区割りを決定する上での憲法上の基本的な要請である投票価値の平等の見地に従って上記再配分を行うことに特段長期の期間を要するとは考え難い。都道府県別の選挙区の定数の配分について、従前の配分の基準を規定していた本件区割基準において考慮されていなかったその余の事情を新たに考慮することによって違憲状態の是正を遅らせることは、選挙制度の仕組みの具体的決定につい

て、国会が裁量を有すること考慮しても許容されるものではない。また、都道府県内の選挙区割りの見直しについて、対象となる選挙区数が相当数に上ることは容易に予想されるものの、**選挙区の改定は特別の事態ではなく、区画審設置法において、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から**1年以内**に行うものとされていること（**区画審設置法4条**）、さらには、緊急是正法においても、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が前記のとおり同法の**施行日から6か月以内**に行われることを予定していること（**緊急是正法附則3条3項**）**に照らせば、国会において、本件選挙時まで、区画審による改定案の策定、勧告の手続を経て本件区割規定の是正を行うことが困難であったと認めるには足りないというべきである。

なお、被告は、最高裁判所の判例上、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態について憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと判断された判例である昭和51年大法廷判決及び昭和60年大法廷判決を挙げて、是正に要する期間として長期間が必要であると主張する。しかし、これらの判例において参照されている8年余等の期間は、問題とされた選挙の直前における選挙区割規定（公職選挙法）の改正が行われた時点から当該選挙までの期間であり、選挙区割りが憲法に反する状態であることを国会において認識し得た時点からのものではない（各事案に鑑みれば、是正そのものに必要な期間としてではなく、選挙区間の人口較差が次第に拡大する過程で、国会において、選挙区間の投票価値の較差が違憲状態に至ったと判断するために必要な期間として、相当な期間を要するこ

とを念頭に認定されたものと解することが相当である。) から、これをもって、本件において、憲法が要求している投票価値の平等に反する状態が憲法上要求される合理的期間内に是正されたかどうかを認定するための根拠とすることは相当ではない。よって、被告の上記主張は採用することができない。」(強調 引用者)

と判示する。

(5) 札幌高裁判決・平 25/3/7 (橋本昌純裁判長) (甲 12)

同判決は、その判決文・9 頁下 4 行～11 頁下 11 行で、

「 2 (1) もっとも、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったとはいえない場合には、本件区割規定が憲法 1 4 条 1 項等の憲法の規定に違反するものということができないことは、平成 2 3 年大法廷判決が判示するとおりである。

そして、平成 2 3 年大法廷判決が、平成 1 9 年大法廷判決において平成 1 7 年の総選挙の時点における 1 人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りがいずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮して、平成 2 1 年選挙までの間に本件区割基準中の 1 人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということとはできない旨判示していることに照らすと、上記合理的期間の始期は、平成 2 3 年大法廷判決の言渡し時とするのが相当である。また、平成 2 3 年大法廷判決が、上記合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の 1 人別枠方式を廃止し、区画審設置

法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨説示していることに照らすと、上記合理的期間が経過しているかどうかは、平成23年大法院判決の言渡し時以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を総合的に勘案して判断するのが相当である。

(2) 国会においては、平成23年大法院判決の言渡し後本件選挙までの間に、1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る同法3条は本件選挙時に施行されており、また、区画審においては、同法に基づく選挙区割りの改定案の作成方針(素案)の審議に着手していたものである。しかしながら、同法は、1人別枠方式自体は廃止したものの、1人別枠方式による定数配分は基本的に維持し、それを基礎として選挙区間の選挙人数の最大較差が2倍未満となるよう必要最小限の改定にとどめようとするものであるにすぎず、同法に基づく区画審における具体的な選挙区割りの審議・勧告も上記同様の改定の域を出るものではなく、1人別枠方式の廃止を前提とし、1人別枠方式の下で各都道府県にあらかじめ1ずつ配分された定数につき、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って再配分するというものではない。かかる緊急是正法の内容は、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨の平成23年大法院判決の説示に沿った改正とは質的に異なるものというべきであり、同判決言渡し後速やかに行うことが可能であった1人別枠方式の廃止のみを、本件選挙直前によく実現させたにすぎないと評せざるを得ないものである。そして、平成23年大法院判決の言渡し後本件選挙までには約1年9か月もの期間がありながら、その間に実現したことが上記程度のものにすぎず、しかも、平成23年大法院判決の言渡し後国会において「衆議院選挙制度に



関する各党協議会」の第1回会合が開催されるまで約7か月間の期間を要しているが、その間に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずるためにいかなる具体的作業が行われていたのかを明らかにする証拠はないことからすれば、選挙区割り全体の見直しが困難な立法作業であることを最大限考慮したとしても、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというほかない。

3 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきであり、かつ、それは憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというべきであるから、本件区割規定は、憲法14条1項に違反するものというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

同判示の示すとおり、札幌高裁判決・平 25/3/7 (橋本昌純裁判長) (甲 12) は、【本件選挙日 (平 24 (2012/12/16)) の時点で、『合理的期間』の末日が未経過であること】の立証責任を、国に負担させている。

(6) 高松高裁判決・平 25/3/22 (小野洋一裁判長) (甲 13)

同判決は、その判決文・22頁1行～25頁7行で、

「前記のとおり、投票価値の平等は、代表民主制の基盤をなし、国会の正当性を基礎付ける極めて重要な要素であり、これが損なわれている状態をいたずらに放置することは許されず、その是正は、国政上、優先的に取り組むべき喫緊の課題であるといわなければならない。加えて、前回選挙は平成二一年八月三〇日に実施されており、平成二五年夏ころまでには次期衆

議院議員総選挙が実施されることが確実であったことなどを踏まえれば、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、それまでの準備や検討状況を踏まえつつ直ちに本件区割基準規定及び本件区割規定の是正に具体的に着手し、可及的速やかに是正措置を実現することが要請されていたとすべきである。

ところが、前記のとおり、平成二三年大法廷判決の言渡し（平成二三年三月二三日）から本件選挙の実施（平成二四年一二月一六日）までには、約一年九か月の期間があったにもかかわらず、国会においては、各党協議会を設置して是正措置について検討を行うなどしてはいたものの、次期衆議院議員総選挙（本件選挙）が現実のものとなり、衆議院が解散されたまさにその日である平成二四年一二月一六日に至ってようやく緊急是正法を成立させたのみであり、区画審において新たな選挙区割改定案を作成・勧告するまでには至らず、その結果、本件選挙については、平成二三年大法廷判決が憲法の要請する投票価値の平等に反する状態に至っているとした一人別枠方式を前提とした本件選挙区割りに基づいて施行せざるを得ないこととなったのである。

以上の状況や経緯等も踏まえると、国会においては、合理的期間内の是正が憲法上要求されていると考えられるのにこれを行わなかったものといわざるを得ず、その裁量を逸脱したものとして憲法に違反したものといわなければならない。

(2) これに対し、被告は、国会が投票価値の較差を抜本的に是正するためには、現行の選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するから、平成二三年大法廷判決言渡しから本件選挙まで約一年九か月が経過したことをもってこれを行うための合理的期間が経過したとはいえないし、過去の最高裁判決においても、合理的期間経過が

認められたのは公職選挙法の改正時から約八年という比較的長い期間を経て、かつ、この間に投票価値の最大較差が著しく拡大していた事案に限られている旨を主張する。

しかし、前記のとおり、遅くとも平成二五年夏ころまでには次期衆議院議員総選挙を控えており、何らかの是正措置がなされなければ、違憲状態を解消できないまま選挙を施行せざるを得ないという異例の事態が生じる状況にあったことなどを踏まえると、国会においては、まずは早急に上記の違憲状態を是正ないし解消することが求められていたというべきであり、そうであれば、是正措置のために公職選挙法の改正等を伴うことなどを考慮しても、そのために要する合理的期間は自ずと制約があるものというべきである。被告は、上記のとおり選挙制度の全体的、抜本的な作り替えをするに匹敵する検討と作業を要するため、是正には相当長期間を要する旨を主張するが、もとより制度の抜本的な変更・改正等がなされるのが望ましいことはいうまでもないが、それにこだわるあまりに是正措置の実施を遅らせることは、違憲状態での選挙を施行し、又はこれを繰り返すことにもなりかねず、その相当でないことは明らかである。

また、前記のとおり、前回選挙時（平成二一年八月三〇日）には、少なくとも憲法上の投票価値の平等の要請に反する疑いが既に顕在化していたことができるから、具体的な選挙制度の制定等について一次的な責任と権限を有する国会としては、必ずしも平成二三年大法廷判決を待つまでもなく、自ら是正措置を講ずる必要があるか否かを調査、判断し、その必要があると認めた場合には、本件選挙制度の改正に向けて準備や検討を行うことが期待されているというべきであるし、平成二三年大法廷判決の言渡し以降で考えとしても、区画審による選挙区の改定案の作成と内閣総理大臣への勧告のための期間としては、緊急是正法は同法施行日から

**六か月以内**に行われることを予定していること（**緊急是正法**

**附則三条三項**）、一〇年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく場合でも、同結果が公示された日から**一年以内**に行うものとされていること（**区画審設置法四条**）なども踏まえると、改正法案提出後の国会での審議に要する期間等を考慮しても、**約一年九か月**という期間が、是正措置を講じるための合理的期間として不十分であるとはいえない。なお、被告が挙げる最高裁判決は、被告自身も主張するとおり、いずれも当該選挙が依拠した議員定数配分規定を定めた公職選挙法改正時から当該選挙までに八年余りが経過したという事案であって、憲法上の投票価値の平等の要請に反する状態が生じていることを国会が認識し得た時点からの合理的期間として約八年を要するとしたものではないから、本件においてこれらを参考とするのが相当とはいえない。

また、被告は、国会においては、平成二三年大法廷判決言渡し後、本件選挙までの**約一年九か月**の間に、衆議院選挙制度に関する各党協議会を設置するなどして、投票価値の較差是正を図るために適切に選挙制度の改革に取り組んできたとも主張する。

しかし、前記のとおり、各党協議会においては、遅くとも平成二四年二月ころには、小選挙区選挙における選挙区間の投票価値の較差是正については、緊急是正法と同旨の、一人別枠方式の廃止及び〇増五減を実施する改正を行うこととおおよその意見ないし方向性がまとまりつつあった上、この改正のみを先行させて早急に違憲状態の解消を図ることも検討されていたにもかかわらず、比例定数削減も併せて実施すべきとの意見もあったことから先行実施を見送ったという経緯がある。かかる較差の是正措置が、次期衆議院議員総選挙を目前に控える状況下での国政上の喫緊の課題であったことなどを踏まえると、上記のような国会ないし各党協議会における検討状況が真に適切なものだったかには疑問があり、むしろ、上記の経緯等からしても、一人別枠方式の廃止及び〇増五減を実施する改正を先行

させるといった方法によって、本件選挙までに本件選挙区割りを是正する余地も十分にあったものと解することができる。

したがって、これらの被告の主張はいずれも採用することはできない。」

(強調 引用者)

と判示する。

(7) 東京高裁判決・平 25/4/11 (設楽隆一裁判長) (本人訴訟) (甲 14)

同判決は、その判決文・15 頁末行～17 頁下 2 行で、

「しかしながら、平成 23 年大法廷判決によって、1 人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され、しかも、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに 1 人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況下では、この趣旨に従って早期に投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることが要請されるのである。そして、このことと、**区画審設置法 4 条**では、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法 5 条 2 項本文の規定により 10 年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から **1 年以内**に行うものとされていること、さらに、**緊急是正法附則 3 条 3 項**も、上記のとおり選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告が同法の施行日から **6 か月以内**に行われることを予定していることなどに照らすと、本件区割規定の定める本件選挙区割りを本件選挙までに平成 23 年大法廷判決の趣旨にのっとりて是正する

ことは十分に可能であったものというべきであり、同選挙区割りが、前記  
イの認定事実に係る経緯によって、同判決が言い渡された時から本件選挙  
時まで約1年8か月余が経過しても同判決の趣旨にのっとって是正されな  
かったことは、憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかつ  
たものであるといわざるを得ない。

なお、前掲各最高裁大法廷判決の中には、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態で行われた選挙について、各選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定が約8年にわたって改正措置が施されなかったのは、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったものであると判断した例

(前掲最高裁昭和51年4月14日大法廷判決、前掲最高裁昭和60年7月17日大法廷判決)や、他方において、各選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定が約3年半ないしこれに近似する期間にわたって改正措置が施されなかったのは、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったと断定することはできないとした例(前掲最高裁昭和58年11月7日大法廷判決、前掲最高裁平成5年1月20日大法廷判決)などがある。

しかしながら、これらの判例において言及されている期間は、選挙当時の公職選挙法の議員定数配分規定について当該選挙に至るまで改定措置が施されなかった期間であり、そもそも人口の漸次的異動により生じた議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至った時から各選挙に至るまでの期間ではない。また、これらの判例における合理的期間についての判断は、国会において、人口の漸次的異動により生じた議員1人当たりの選挙人数の較差が憲法の投票価値の平等の要求

に反する状態に至ったことを判断するためには相当な期間を要することを念頭においてされたものであり、平成23年大法廷判決により、1人別枠方式が不合理であることを理由として、これに基づく選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていることが確定され、しかも、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに1人別枠方式を廃止し、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨判示された状況とは異なる事案における判例であるから、いずれも本件選挙に至るまでの合理的期間の経過に関する前記認定判断に影響を与えるものではない。

以上によれば、本件選挙区割りを定めた本件区割規定は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったにもかかわらず、本件選挙当時、憲法上要求される合理的期間を過ぎても是正がされなかったものといわざるを得ず、憲法14条1項等に照らして、違憲であったというべきである。」

(強調 引用者)

と判示する。

(8) 福岡高裁那覇支部判決・平 25/3/26 (今泉秀和裁判長) (甲 15)

同判決は、その判決文・11頁12行～17頁1行で、

「2 合理的期間内における是正の有無について

(1) 以上のとおり、本件選挙当時における本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要請に反する状態に至っていたものというべきであるが、本件選挙までの間に本件区割規定が是正されなか

ったことをもって、憲法上要求された合理的期間内には是正がされなかったとはいえない場合には、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものといえないことは、平成23年大法廷判決が判示したとおりである。

そこで、合理的期間内には是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

- (2) 平成23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準規定及び本件区割規定について、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、平成21年選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったものということとはできないと判示している。このことに照らすと、上記合理的期間の始期は、平成23年大法廷判決の言渡し時とするのが相当であり、上記判決言渡し後に、1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正が合理的期間内にされなかったといえるかどうかの問題になるが、事柄の性質上合理的期間が経過していないことについては、その根拠となる事実関係について被告側で主張立証すべきものというべきである。

そこで、平成23年大法廷判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間に是正がされなかったことにつき、合理的期間内には是正がされなかったといえるかどうかについて検討する。

- (3) 証拠（甲24、乙2の1・2、3の1～7、4の1・2、5の1・2、6の1・2、7、8、9の1～3、10の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。



ア 区画審は、平成23年大法廷判決が出された直後の平成23年3月28日、平成23年大法廷判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行わなければならないことを確認した。

イ 国会では、衆議院選挙制度に関する各党協議会が設置され、第1回会合が平成23年10月19日に開催されて以降、投票価値の較差の是正について、衆議院議員選挙制度の抜本的改革及び衆議院議員定数削減といったテーマとともに協議が重ねられた。

また、平成22年10月に国政調査が実施され、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたため、同年1月25日の上記各党協議会において、上記期限までに上記各テーマについて議論の同時決着を図ることができるよう全力を挙げる旨合意した。

しかし、上記各党協議会において、投票価値の較差是正に関しては、遅くとも平成24年2月8日の協議会の時点では異論がなく、緊急対応として法案を提出すべき旨の意見も出されていたが、定数削減及び選挙制度の抜本改革と同時決着を目指す方向で協議が継続され、投票価値の較差是正のための法案提出は見送られ、同月25日までに上記の同時決着が図られることはなかった。

平成24年4月25日開催の第16回会合では、次回の衆議院議員総選挙のための緊急措置として、1人別枠方式を廃止し、小選挙区選出議員の定数を「0増5減」すること、これと併せて、比例代表選出議員の定数を75削減し、ブロック比例代表制を全国比例代表制に改めることなどを内容とする「座長とりまとめ私案」が提案されたが、1人別枠方

式の廃止及び小選挙区選出議員の定数の「0増5減」以外の提案について意見がまとまらなかったこともあり、採用されるには至らなかった。

ウ その後、民主党は、1人別枠方式の廃止及び定数の「0増5減」案等を内容とする「公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」を、自由民主党は、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案」（以下「緊急是正法案」という。）をそれぞれ衆議院に提出し、いずれも衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託されたが、民主党提出に係る上記法律案は審議未了により廃案となり、緊急是正法案については、継続審理案件とされ、第181回国会において、衆参両院で可決され、平成24年11月16日に緊急是正法が成立し、同月26日公布され、同法2条の規定を除いて、同日施行された（緊急是正法附則1条）。

緊急是正法は、小選挙区選出議員の定数を5人削減して295人とし、併せて、公職選挙法13条1項、別表第1の改定を行うこととし（2条）、また、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分を廃止する（3条）とするものであるが、区画審がこの改正に基づく区割りの改定案を作成して勧告するまでには一定の期間を要するため、緊急是正法2条の規定については、同条の規定による改正後の公職選挙法13条1項に規定する法律の施行の日から施行されることとされた（緊急是正法附則1条ただし書）。また、区画審が平成22年実施の国勢調査の結果に基づいて小選挙区選挙の選挙区の改定案を作成するに当たっては、「0増5減」案により、較差の大きい都道府県である高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県の5県の区域内の選挙区の数を1ずつ削減してそれぞれ2とすることとされ（同法附則3条1項、附則別表）、この改定案に係る区画審の勧告は、同法の施行日（平成24年11月26日）から6か月以内に

できるだけ速やかに行うこととされた（同法附則3条3項）。そのため、是正の範囲は必要最小限の改定にとどめることとし、改定案作成の基準として、①選挙区間における較差の基準を2倍未満とし、②改定の対象とする小選挙区を、（ア）人口の最も少ない都道府県（鳥取県）の区域内の選挙区、（イ）小選挙区の数が増加することとなる県（高知県、徳島県、福井県、佐賀県及び山梨県）の区域内の選挙区、（ウ）人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であつて、かつ、当該人口の2倍未満であるという基準を満たさない小選挙区、及び、（エ）（ウ）の選挙区を（ウ）に記載の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区に限ることとされた（同法附則3条2項）。

エ 緊急是正法の施行を受けて、区画審は、平成24年11月26日、**同法附則3条3項**による区割りの改定案の勧告期限である平成25年5月26日までの今後の審議の進め方を確認するとともに、平成24年12月10日に緊急是正法に基づく区割りの改定案の作成方針（素案）の審議を行った。区画審では、今後、区割りの改定案を勧告するまでの間に、区割りの改定案の作成方針の審議・決定や、具体的な区割りの審議を予定している。

(4) 1人別枠方式及び1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りは、平成23年3月23日に言い渡された平成23年大法廷判決において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていると判断されたのであるから、これを是正するためには、1人別枠方式を廃止して、各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、選挙区割り全体を見直して平等なものにすることが必要になるものであつて、相当程度の期間を要するものであることは否定できない。

そして、区画審が、平成23年大法院判決が出された直後に、同判決の判示内容を踏まえて、小選挙区選挙の選挙区間における議員1人当たりの人口較差をできるだけ速やかに是正し、違憲状態を早期に解消するために、1人別枠方式の廃止やこれを含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの改定を行うことを確認したのをはじめとして、国会の衆議院選挙制度に関する各党協議会における協議が重ねられ、平成24年11月16日に緊急是正法が成立するなど、一定の成果があったことは、上記(3)で認定したとおりである。

しかし、本件選挙当時、1人別枠方式を廃止する旨の緊急是正法3条は施行されていたが、本件区割規定の改正には至らず、本件選挙は、平成21年選挙と同じく本件区割規定の定める本件選挙区割りに基づき行われることとなったことも、上記(3)のとおりである。

そして、平成23年大法院判決においては、衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものであるから、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるとの指摘がされていたものである。

したがって、国会においては、投票価値の平等は憲法上の要請であり、民主主義の根幹をなすものであって、最優先で達成されるべき課題であることは十分認識できたはずであり、全国民の代表者を選出するにふさわしい選挙制度の実現に向けた良識ある行動が要請されていたものということができる。しかし、この観点からみると、上記(3)

で認定したとおり、平成23年大法院判決の言渡し後、国会において、衆議院選挙制度に関する各党協議会の第1回会合が開催されるまでの間に約7か月を要しているが、このことについての合理性を見いだすことはできない。また、国会における検討では、平成23年大法院判決の判断を受け、区画審による選挙区の改定に関する勧告の期限が平成24年2月25日とされていたことをも踏まえて、衆議院小選挙区における投票価値の較差を是正するための法案を成立させる動きこそあったものの、**政党間における意見の対立**のあった衆議院議員の定数削減等の問題との**同時決着**を図ろうとしたことなどから、本件選挙自体は従前の選挙区割りのまま実施されるに至ったものである。したがって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に**できるだけ速やかに**投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講じたとはいえないといわざるを得ず、不十分な対応にとどまったものであって、**それ以上に、被告側から、合理的期間を経過していないことについての立証**がされているということとはできないから、平成23年大法院判決が言い渡された平成23年3月23日から本件選挙が施行された平成24年12月16日までの約1年9か月の間には是正がされなかったことについては、合理的期間内には是正がされなかったというべきである。

- (5) したがって、本件選挙の選挙区割りを定めた本件区割規定は、本件選挙当時、憲法が要求する投票価値の平等に違反し、違憲であったというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

同判決は、「『合理的期間』の未徒過の**立証責任を負う**」旨判示した。

選挙人も、同判決と同様、「『合理的期間』の未徒過の立証責任は、国にある」

旨主張する。

(9) 広島高裁松江支部判決・平 25/3/26（塚本伊平裁判長）（甲 16）

同判決は、その判決文・16 頁 6 行～17 頁下 5 行で、

「イ 以上の経過を前提に、本件区割規定の是正について憲法上要求される合理的期間が経過したかについて判断する。

1 人別枠方式を廃止した上で本件区割規定を改定するためには、1 人別枠方式によりあらかじめ都道府県の 1 ずつ配分されていた定数をいかに配分するかはもとより、市町村を単位とする選挙区のまとまり具合に配慮しつつ、各都道府県内の選挙区割りの在り方の見直し等をも含めて検討しなければならないから、国会において長期間の審議等を行う必要があることは、被告が指摘するとおりである（前記第 2 の 3（2）イ）。

しかし、上記認定事実によれば、①区画審において、平成 23 年大法廷判決がされた 5 日後の同年 3 月 28 日には、同判決についての事務局の説明及び質疑が行われたにもかかわらず、その後区画審において小選挙区の改定案の作成手続が行われず、約 7 か月後の平成 23 年 10 月 19 日に至って、初めての各党協議会が開催されたこと、②同協議会において、区画審の政府に対する勧告期限である平成 24 年 2 月 25 日が迫っていることや、本件区割規定の違憲状態の解消等が党派を超えた国会としての喫緊の課題であることが指摘され、同年 1 月 25 日開催の各党協議会においても、1 か月後の上記勧告期限までに議論を決着することで合意したにもかかわらず、結局、各党は、上記勧告期限である同年 2 月 25 日までに合意に至らず、更にその後の各党協議会でも合意を形成し得なかったこと、③その後、民主党案と自民党案の双方が衆議院に提出されたが、民主党案に関す

る質疑応答が行われた特別委員会に野党側が出席しなかったり、自民党案が特別委員会に付託されたにもかかわらずその後約3か月間採決に至らなかったりしたこと、④最終的には、自民党案が、衆議院の特別委員会で可決された同年11月15日に本会議で、その翌日に参議院本会議で、それぞれ1日の本会議での審議をもって可決され、緊急是正法が成立したことが認められる。

以上の審理の経過並びに緊急是正法成立に至るまでの自民党案の審理日数及び審理状況等に照らせば、平成23年大法廷判決から衆議院が解散されるまでの約1年8か月の間に本件区割規定を改定するために必要な審議を行い得なかったと認めることは困難である。

また、被告は、憲法上要求される合理的期間内が経過したとは評価し得ない事情として、緊急是正法が成立したことなど平成23年大法廷判決後の国会における投票価値の較差是正に関する審理状況を挙げるが、そもそも、本件選挙が行われたのは緊急是正法2条の施行前であったため、本件選挙の小選挙区選挙は、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていた1人別枠方式（平成23年大法廷判決）を含む本件区割基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りの下で行われたことに照らせば、憲法上要求される合理的期間内が経過したか否かの判断において、被告主張の上記事情を殊更に評価することは相当ではない。

以上の事情を総合すれば、本件区割規定は、本件選挙の施行時において、憲法上要求される合理的期間内が経過したにもかかわらず是正されなかったというべきであるから、憲法14条1項等の規定に反し、無効であると断ずるほかない。」(強調 引用者)

と判示する。

(10) 東京高裁判決・平 25/3/26 (奥田隆文裁判長) (山口弁護士グループ) (甲 17)

同判決は、その判決文・22 頁 7 行～25 頁 3 行で、

「しかし、本件選挙区割りは、平成二三年三月二三日に言い渡された大法廷判決によって、平成二一年選挙時において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものと判断され、さらに、**できるだけ速やかに本件区割基準中の一人別枠方式を廃止し**、旧区画審設置法三条一項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請に適合するような立法的措置を講ずる必要があると判示されているものである。そして、この判断は、最高裁判所が、憲法八一条に基づき、法律の憲法適合性を決定する権限を有する終審裁判所として示したものであるところ、①選挙権の内容の平等及び投票価値の平等が確保されることの重要性（我が国における国民ないし有権者の政治的な意見や価値観等もますます多様化し、各地域の年齢、産業・職業等の構成割合が同一ではないこともあって、政治・政策に関する世論の分布が地域によって同質とは限らず、異なり得るものであり、投票行動に地域ごとの特徴・傾向も見られる状況にあることは、公知の事実である。）、②既に平成二一年選挙の時点では投票価値の平等という憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたことの重大性（平成二三年大法廷判決は、平成二一年選挙までの間に是正されなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったとはいえないことを理由として、平成二一年選挙の時点においては本件区割規定が憲法の規定に違反するものとはいえないと判断したものにすぎないのであり、客観的に投票価値の平等という憲法上の要求に反しているという深刻な状態に至っていたことは明らかである。）に加え、③平成二一年選挙の施行が平成二一年八月であり、この選挙により衆議院議員となった者の



任期は平成二五年八月までであった（憲法四五条本文、公職選挙法二五六条）から、平成二三年大法廷判決が言い渡された時期は、その任期のうち約一年七か月間が経過しており、約二年五か月後には任期が満了するという時点であったこと、④衆議院については、任期満了を待たずに解散される可能性があり、換言すれば、一般論としては総選挙の施行がいつでもあり得ることは当然に想定されるべきことであること、⑤平成二三年大法廷判決の言渡しの時点では、既に平成二二年国勢調査の結果による人口が官報で公示されており、旧区画審設置法四条一項により平成二四年二月二五日までに本件区割基準規定に基づき改定案を作成して同法二条による勧告を行うものとされていたから、区画審は、同法上、いわば平成二二年国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成期間に入っていたものであるところ、平成二三年大法廷判決において、本件区割基準規定が投票価値の平等における憲法上の要求に反する状態に至っていたと判断されたのであるから、同法が区画審に対して違憲状態にある本件区割基準規定に基づく改定案の作成と勧告を命じているという深刻な状態になったというべきであること、⑥投票価値の平等における憲法上の要求に反する状態に至っていた平成二一年選挙時の選挙区間の選挙人数の最大較差は一对二・三〇四であったが、平成二二年国勢調査の結果による人口に基づく選挙区間の最大較差は一对二・五二四であり、本件選挙の当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は一对二・四二五となるなど、平成二一年選挙以降にはむしろその較差が拡大する傾向にあったとうかがわれること等の諸事情に鑑みると、立法府である国会は、平成二三年大法廷判決の言渡し後、**直ちに**本件区割基準規定及び本件区割規定の改正等の検討に着手した上で、新たな区割基準を定めて区画審が改定案を作成することができる環境を整え、又はいわゆる議員立法による改正を検討するなど（本件区割規定の改

正をするに当たって、憲法上は区画審による調査審議と勧告を経ることが必要不可欠な過程であるとはいえないことは、緊急是正法が成立した経緯に照らしても明らかである。）、**できる限り速やかに**本件区割規定を是正する義務（すなわち、憲法に適合する選挙区割りを定め、可及的速やかな期日を施行日と定める法律を成立させる義務）を負っていたというべきである。

これに加えて、本件区割規定を是正するという憲法上の義務は、所属する党派のいかんにかかわらず、国会を構成する国会議員が等しく国民に対して負うものというべきであることをも考慮すると、衆議院議員の選挙制度の改正という利害の対立し得る事柄について意見を集約して成案を得ることが容易ではない場合があり得ることや、国会が国権の最高機関及び国の唯一の立法機関（憲法四一条）として、国内外の極めて広範な事象に対応する権能と責務を負い、緊急に対応すべき突発的な事件や事故、震災等が発生した場合にはこれに関する措置を講ずる必要もあること、**旧区画審設置法**によれば、区画審は、選挙区の改定案の作成につき、選挙区間の人口の最大較差が二倍未満になるようにすることを基本としつつも、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとされており（三条一項。なお、区画審は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができることとされている。八条）、同法下における改定案の作成は機械的、形式的な単純作業ではなく、区画審の勧告期限も国勢調査の結果の公表から**一年以内**とされていること（**四条一項**）などの事情を考慮しても、なお、平成二三年大法廷判決から本件選挙の施行までの**約一年九か月間**において本件区割規定が是正されなかったことは、憲法上要求さ

れる是正のための合理的期間を徒過したものと評価すべきであり、本件区割規定は、本件選挙当時において、憲法の投票価値の平等の要求に反し、全体として違憲というべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

(11) 仙台高裁判決・平 25/3/14 (宮岡章裁判長) (甲 18)

同判決は、その判決文・7 頁下 3 行～10 頁 8 行で、

「同大法廷判決は、上記判断の理由として、1人別枠方式は平成6年改正の際の制度改革の実現のためにやむを得ず採られた方策であり、一定の限られた時間の中でその合理性が認められるものであるところ、同改正後の選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになっていた前回選挙時には、もはやその合理性が失われていたものであり、しかも、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差は、その当時、最大で2.304倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も増加しており、1人別枠方式がこのような選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因となっていたことを指摘し、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、前回選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならないが、他方で、それに先立つ平成19年6月13日大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における本件区割基準及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断がされていたことなどを考慮すると、前回選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理

的期間内に是正がされなかったものということとはできないとして、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、**できるだけ速やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を**明確に説示**していたところである。

(2) そうすると、前回選挙時において、本件選挙区割りを定める本件区割規定は既に憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、平成23年大法廷判決の言渡し後、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、**できるだけ速やかに**旧区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置が講じられる必要があったところ、前記認定のとおり、本件選挙は、同大法廷判決の言渡しから**約1年9か月**が経過した後において、なお本件区割規定が改正されないまま本件選挙区割りにより施行されたものである。

被告は、上記の約1年9か月の間、国会において、投票価値の較差是正を図るための協議検討がされてきたこと、具体的な立法措置として1人別枠方式の廃止を含む緊急是正法が成立及び一部施行され、現在まで本件選挙区割りの見直しに向けて区割り改定作業が継続されていること、これらの作業は性質上相応の時間を要するものであること等を指摘し、上記の期間は十分なものとはいえず、本件選挙時点において、憲法上要求される合理的期間内における是正措置がされなかったと評価することはできないと主張する。

そこで検討するに、前記のとおり、衆議院議員の具体的な選挙制度を定めるに当たっては、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮し、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているのであるから、選挙区割りの改定は相当の時間及び労力を必要とする作業であり、審議等を尽くすために一定の期間を要すること自体は首肯し得るものである。しかし、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であり、とりわけ衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請が働くことに照らせば、現に存在する憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するための立法的措置を講ずることは、**国会の最も重大にして、かつできるだけ速やかになすべき責務**というべきであって、その立法的措置を講ずるに当たっては、慎重な審議を積極的に、かつ**相応の迅速性**をもって行うことが要求されることは明らかであり、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの約1年9か月という期間が事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間として**短きに過ぎるということとはできない**。また、この間の緊急是正法の立法及びその経緯に鑑みても、国会において上記期間内に本件区割規定を改正し、本件選挙区割りを改定することが客観的にみて不可能な状況にあったと認めることはできない。さらに、

本件区割規定が改正されないまま行われた本件選挙時には、本件選挙区割りの下で生じていた選挙区間の投票価値の較差が最大で2.425倍に達し、較差2倍以上の選挙区の数も72選挙区に上っていたのであり、投票価値の不平等は、前回選挙時と比較してもさらに増大していたことも指摘できるところである。以上の諸点に照らせば、本件区割規定により生じていた憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を是正するために事柄の性質上必要とされる合理的期間は、本件選挙時まで既に経過していたものといわざるを得ない。

(3) したがって、本件区割規定は憲法の投票価値の平等の要求に反するものであり、しかも、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったものであるから、本件選挙時には、憲法14条1項等の規定に違反し違憲であったというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

(12) 福岡高裁宮崎支部判決・平 25/3/26 (横山秀憲裁判長) (甲 19)

同判決は、その判決文・12頁下10行～14頁12行で、

「(3) 憲法上要求される合理的期間内には是正されたか否かについて

ア 投票価値の平等は、憲法上の平等原則(14条1項)から導かれる個人の主観的権利としての平等権の一内容をなすのみならず、代表民主制を採用する我が国における国家の意思決定の根幹に係わる事柄である。したがって、国会議員の選挙の際に投票価値の較差が生じていた場合、その憲法適合性は国政上極めて重要な問題であり、それが平等原則に

反している場合、すみやかに是正されなければならない。  
い。

イ 上記のとおり、平成23年大法廷判決は、遅くとも平成21年総選挙の時点では1人別枠方式の合理性が失われ、憲法が求める投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたこと、したがって、区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正して投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある旨を明確に判示している。

そうすると、立法府としては、平成23年3月23日（上記大法廷判決の言渡日）の時点で、「遅くとも平成21年8月30日の時点で1人別枠方式の合理性が失われていたこと」を認識した上で、速やかに1人別枠方式を廃止するだけでなく、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って区割規定を改正するなど、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある。

ウ ところが、平成23年大法廷判決の言渡日（平成23年3月23日）から、本件選挙の日（平成24年12月16日）までの間に、緊急是正法によって1人別枠方式は廃止されたが、緊急是正法が小選挙区選出議員の定数を5削減して投票価値の較差修正をめざしたものの、選挙区割りに関する公職選挙法の改正がなされなかったことから、違憲状態にあるとされた前回選挙とまったく同一の選挙区画と議員数のもとに実施されており、選挙制度の抜本的改正はもとより、部分的な改正さえ実行されないまま、本件選挙が行われ、その結果、投票価値の最大較差が2.304倍から2.425倍に拡大するに至っている。

エ 以上によれば、本件選挙は、憲法上もっとも重要な権利の1つである選挙権の観点からすると、較差是正のために憲法上要求される合理的期

間を徒過して実施されたものであるといわなければならない。

オ 被告は、平成23年大法廷判決の言渡日から本件選挙までの期間として約1年9か月しかないことから、1人別枠方式を廃止して、あらかじめ各都道府県に1ずつ配分された定数を再配分するとともに、本件区割規定を抜本的に改正するには期間として不十分である旨主張するところ、

**区画審設置法4条**では、区画審による選挙区の改定案の作成及び内閣総理大臣への勧告のための期間として、統計法5条2項本文が定める国勢調査の結果が最初に官報で公示された日から**1年以内**とされ、緊急立法でも、**その附則3条3項**によれば、選挙区割りの改定案に係る区画審の勧告は同法施行日から**6か月以内**に行われることが予定されており、これらの期間に照らせば、国会において、本件選挙時まで、区画審による改定案の策定、勧告の経路を経て、区割規定の是正を行うことが困難であったと認めることはできない。

(4) 本件選挙の効力について

ア 以上のとおり、本件選挙における投票価値の最大較差が憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたことは明らかであり、かつ、憲法上要求される合理的期間内には是正されなかったというべきであるから、本件区割規定は憲法に違反する。」(強調 引用者)

と判示する。

(13) 広島高裁判決（小林正明裁判長）平 25/3/26（甲 20）

同判決は、その判決文・14頁下5行～15頁9行で、

「(3) 相当な是正期間について



ア 被告は、緊急是正法が成立し、1人別枠方式の廃止に係る部分は施行されたものの、区画審が区割りの改定案を作成し、それを勧告するまでには一定の期間を要するため本件選挙までに本件区割規定を改正するに至らなかったが、なお憲法上要求される合理的期間内に是正されなかったとはいえない旨主張する。

イ 前記認定のとおり、平成23年大法廷判決の言渡しから本件選挙の施行まで1年9か月足らずの期間があり、その間に、緊急是正法が成立して、1人別枠方式を廃止し、本件選挙区割りを改定する旨の立法がされながら、本件選挙区割りの改定の実施が間に合わなかったものである。前記認定の緊急是正法の制定の経緯等の国会の本件選挙区割り等の是正の取組みの下において、緊急是正法を成立させながら本件選挙区割りの実施が間に合わなかったことについて、憲法上要求される合理的期間内にこの是正ができなかった正当な理由があると認めることは困難である。

本件選挙区割りの改定は、憲法上要求される合理的な期間内に是正できなかったと認められる。」（強調 引用者）

と判示する。

(14) 仙台高裁秋田支部判決・平 25/3/27（久我泰博裁判長）（甲 21）

同判決は、その判決文・15頁5行～17頁下6行で、

「（2） もっとも、制定又は改正当時は合憲であった議員定数配分規定がその後立法時の合理性を失ったことにより憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないときに初めて同規定が憲法に違反するものというべきである。そこで次に、本件選挙時点において、1人別枠方式を含む

本件区割基準に基づいて定められ、緊急是正法によりなお従前の例によることとされた本件区割規定について、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかを検討する。

前記のとおり、1人別枠方式は、その立法時には、抜本的改革を伴う本件選挙制度を導入し定着させるための方策として合理性を有していたものであり、最高裁平成19年6月13日判決・民集61巻4号1617頁も、平成17年の総選挙における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、いずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨判示していたところである。そこで、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間を経過していたかは、前回選挙について1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りが憲法の要求に反する状態に至っていたと判示され、国会においてそのことを認識するに至った平成23年判決の言渡日（同年3月23日）を始期として、それ以降の立法の内容及び過程に係る諸事情を踏まえて個別具体的に判断すべきである。

まず、憲法上要求される是正の内容及びこれに要する過程について見ると、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件区割規定の見直しについては、事柄の性質上、1人別枠方式の廃止のみで投票価値の較差が是正されるものではなく、これを踏まえて各都道府県にあらかじめ配分された定数を再配分するほか、行政区画、地勢、交通等の事情も踏まえた選挙区のまとまり具合等にも配慮し、場合により小選挙区選出議員定数自体の見直しの可否も含めて選挙区割り全体を見直す必要があり、それ自体は憲法43条2項、47条所定の国会の裁量権の範囲内として正当に考慮することが許される政策的目的ないし理由に含まれるというべきであって、そのための検討・審議を経て本件区割規定自体を改正・施行するには一定の期間を要すること自体は否定できない。しかしながら、上記作業自体は、旧区画審設置法4条1項が区画審において最新の国勢調査の結果公示後1年以内

に行うこととしていた勧告における作業と本質的に異なるとは認められない。緊急是正法ではより短く、区画審による同法施行後6か月以内のできる限り速やかな勧告が予定されているところでもある。

次に、現実になされた立法の内容及び過程について見ると、平成23年判決の言渡し後、国会は、衆議院議員選挙制度に関する各党協議会において、1人別枠方式の廃止とともに投票価値の較差是正のための措置等について協議を重ね、約1年9か月後の本件選挙までの間に少なくとも1人別枠方式を廃止する緊急是正法を成立させたこと、その可決時期が衆議院の解散日と重なったこともあり、本件選挙時までには具体的な区割りの改定や定数是正にまでは至らなかったものの、区画審が、緊急是正法に従い、勧告期限である平成25年5月26日までに区割りの改定案を勧告できるよう作成に向けた作業を進めていることも認められる。しかしながら、上記の立法の経過を見ると、各党協議会において、1人別枠方式の廃止及び「0増5減」による本件区割規定の見直し自体については、本件選挙制度（小選挙区比例代表並立制）の存続を前提とした緊急是正案との限度では、比較的早期に方向性が示されていたことがうかがわれ、遅くとも平成24年4月頃以降はこれに代わる案が具体的に検討された形跡はない。それにもかかわらず早期の法改正が実現しなかった理由は、小選挙区以外の議員定数削減を含むその他の選挙制度改革の可否をめぐる各党の意見対立等によるところが大きかったと認められる（乙2の1ないし2の7、3の1、3の2、7）。このような、平成23年判決において憲法上の要求とされた1人別枠方式の廃止を含む本件区割基準及び本件区割規定の是正自体にとって必須ではないその他の選挙制度改革の検討・審議に要した期間をもって、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間ということとはできない。

以上のような立法の内容及び過程を考慮すると、平成23年判決から約

1年9か月後の本件選挙までの間に、憲法上の要求として早期是正を求められた本件区割基準中の1人別枠方式の廃止を前提とする本件区割規定自体の是正を、憲法上の要求であることが明らかではないその他の選挙制度の見直しに先行して行えなかった合理的理由は見出し難い。したがって、本件選挙時までに本件区割規定の改正がされていない以上、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったと認めるのが相当である。

(3) そして、本件区割規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである（昭和51年判決参照）。

したがって、本件区割規定は、憲法14条1項の要求する投票価値の平等に反し、全体として違憲となる。」（強調 引用者）

と判示する。

(15) 大阪高裁判決・平 25/3/26（小松一雄裁判長）（甲 22）

ア 同判決は、その判決文・16頁下11行～20頁下13行で、

「(2) そこで、本件選挙時における**本件区割規定の合憲性**について検討するに、**被告らは、この点に関し何らの主張立証をしない。**

本件選挙は、前記1(5)のとおり、前回選挙と同じ1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りの下で実施された選挙であるところ、平成23年大法廷判決において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたとされた前回選挙から3年3か月余を経て

行われたものであることに加え、前提事実に記載のとおり、前回選挙と比べ、議員1人当たりの選挙区間の選挙人数の較差は1対2.425と拡大し、較差が2倍を超える選挙区の数も72へと増加し、各都道府県単位でも、議員1人当たりの選挙人数の最大較差が前回選挙時には1対1.978であったのが本件選挙時には1対2.040に拡大していることに鑑みると、本件選挙においても、本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあり、本件区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといえることができる。

(3) ア もっとも、議員1人当たりの人口又は選挙人数について選挙区間の較差が選挙権の平等の要求に反する程度となったとしても、直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考えられるのにそれが行われない場合に初めて憲法違反と判断されることとなる。そこで、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことについて、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものといえることができるか否かが問題となる。

イ 平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されたことは前提事実に記載のとおりである。最高裁判所において、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が示されたのが、平成23年大法廷判決が初めてであり、この判決が言い渡されることによって、国会も上記の点

を明確に認識できるに至ったものといえることに鑑みれば、上記合理的期間の経過については、平成23年大法廷判決が言い渡された同年3月23日を基準に判断するのが相当である。

ウ 被告らが主張するとおり、1人別枠方式については、これを廃止すれば直ちに投票価値の較差が解消するというものではなく、1人別枠で全都道府県に1ずつ配分された定数を各都道府県の選挙区にいかにより再配分するかという問題が生じるし、当然、都道府県内の選挙区割り自体の見直しも検討の対象とする必要が生じることになる。

しかしながら、これまでの議員定数配分規定に関する訴訟における最高裁判所の累次の判決においても、憲法の投票価値の平等の要求は、選挙区の区割りを行うに当たって、絶対的な基準ではないものの、最も重視されるべき要素であることは繰り返し述べられてきた。区画審設置法3条の定める本件区割基準自体、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとしているのであり（同条1項）、平成12年国勢調査の結果を踏まえて同14年に選挙区割りの改定が行われたが、同改定の時点で既に較差が2倍以上になっており、そのような較差の生ずる主要な要因が1人別枠方式にあることも容易に認識できるところである。上記改定以降、本件選挙に至るまでの約10年という長期間、選挙区割りの改定は行われていない上、前回選挙を経て本件選挙が実施される間に、較差は拡大してきたことに鑑みると、選挙区間の較差の是正は、**国会の最優先課題として、できるだけ速やかに**行われる必要があると解すべきである。

確かに、最高裁判所において、1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至って

いた旨の判断が示されたのは、平成23年大法廷判決が初めてであったが、平成19年大法廷判決においても、本件区割規定は憲法に違反するとする2名の裁判官の反対意見があったほか、本件区割規定を違憲とは判断しないものの、1人別枠方式について、その目的及び手段において合理性の乏しい制度であって、投票価値の平等を損なうことを正当化する理由はないというべきであるとする4裁判官の見解が付されていたものである。平成23年大法廷判決は、平成19年大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについていずれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮して、前回選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったことをもって、憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったものということとはできないとした。しかし、平成23年大法廷判決において、平成21年8月30日に施行された前回選挙時には1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨の判断が明確に示された以上、国会としては、**できるだけ速やかに**その是正をすべき責務があるものというのが当然のことである。平成23年大法廷判決の法廷意見も、「衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、常に的確に国民の意思を反映するものであることが求められており、選挙における投票価値の平等についてもより厳格な要請があるものといわなければならない。」とした上で、「事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、**できるだけ速やかに**本件区割基準中の1人別枠方式を廃止し、区画審設置法3条1項の趣旨に沿って本件区割規定を改正するなど、

投票価値の平等の要請にかなう立法措置を講ずる必要があるところである。」と判示している。

エ 平成23年大法廷判決以降の国会における較差是正の取組の経緯は、前提事実に記載のとおりであるところ、このような経過に照らすと、較差是正の取組が遅れたのは、1票の較差是正を先行させるか否かや、比例定数削減についての意見の相違など、**党派間での対立に関わる政治的な要因が大きく影響した**ことがうかがえるのである。

しかしながら、前記のとおり、平成23年大法廷判決後は、憲法の投票価値の平等の要請にかなう立法措置を速やかに講じることが厳しく要求されていたのであり、これに応えることは、党派を超えた国会の責務であったことに加え、区画審設置法が、区画審による選挙区割りの改定作業について、国勢調査の結果が官報で公示された日から**1年以内**に選挙区の改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとしていること（**区画審設置法4条1項**）に鑑みると、1人別枠方式の廃止を伴うものであったとしても、技術的な観点からは、平成23年大法廷判決から本件選挙に至るまでの**1年8か月余**という期間に選挙区割りを改定することは可能であったと考えられるのであり、これを覆すに足りる**証拠はない**。

オ 以上によれば、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式を前提とする本件区割規定の是正がされなかったことについて、憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったものといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件区割規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平等の要求に反し、違憲であったというべきである。



そして、本件区割規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、憲法に違反する不平等を生ぜしめている部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである（昭和51年大法廷判決，昭和60年大法廷判決参照）。」（強調 引用者）

と判示する。

イ 大阪高裁判決・平 25/3/26（小松一雄裁判長）（甲 22）は、

## 本件区割り規定の合憲性の主張・立証責任

を国に負担させた。

（以下、余白）

## IV 平 25/11/28～平 25/12/25・言渡しの 1 つの違憲無効・人口比例高裁判決（参）と 2 つの違憲違法高裁判決（参）（但し、国の立証責任負担を認める）

（本書 157～170 頁）

### 1 広島高裁岡山支部判決（平 25/11/28）（片野悟好裁判長）（甲 25）

同判決は、その判決文・18 頁 10 行～22 頁下 10 行で、

「(2) もっとも、憲法は、両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定めると規定しており（47条）、どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているから、投票価値の著しい不平等状態が生じているということをもって、直ちに憲法に違反するということとはできず、投票価値の著しい不平等状態が相当期間継続しているにもかかわらず、これを是正する措置を講じないことが、国会の裁量権の限界を超えると判断される場合に、当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

前提事実（5）エのとおり、平成17年10月に専門委員会が参議院改革協議会に提出した報告書によれば、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置により較差是正を図ったとしても、較差を1対4以内に抑えることは相当困難があるとされており、平成21年大法廷判決は、平成19年選挙における選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は、投票価値の平等という観点から、なお大きな不平等が存する状態であるとした上で、前記の専門委員会の報告書を踏まえて、現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替

える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図るために、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要になると指摘した上で、投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれると判示している。したがって、国会は、遅くとも、平成21年大法院判決が言い渡された平成21年9月30日から、単に各選挙区の定数を振り替えるといった改正にとどまるのではなく、参議院議員の選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならない責務があったといえる。

この点、被告は、平成24年大法院判決が、初めて、都道府県を選挙区の単位として各選挙区の定数を定める仕組みを維持することが、投票価値の不平等という点で違憲の問題を生じさせることを明示したものであって、これまでの大法院判決と大きく異なる判断をしたとして、選挙制度の抜本的改革を内容とする立法的措置を講じなければならなくなったのは、平成24年大法院判決の言渡しからである旨主張する。しかしながら、平成24年大法院判決は、都道府県を選挙区の単位とした選挙制度の仕組みの見直しを明示したという点については、初めての判断であるといえるが、平成21年大法院判決が、前記のとおり現行の選挙制度を前提にした較差是正の限界を指摘した専門委員会の報告書を踏まえて選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘し、国会において速やかに適切な検討を行うよう要請しているのであるから、この選挙制度の仕組み自体の見直しの中には、当然、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の見直しも含まれていると解される。平成24年大法院判決は、昭和52年選挙から5倍前後の最大較差が常態化する中で、平成16年大法院判決において、複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ、平成18年大法院判

決において、投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ、平成21年大法廷判決において、投票価値の大きな不平等状態の是正のために選挙制度の仕組み自体の見直しが速やかに必要であると指摘されたにもかかわらず、国会が選挙制度の仕組みについての抜本的な見直しを講じることなく、平成22年選挙において5倍の最大較差を生じさせていたことを踏まえて、国会が講じるべき是正措置についてより明示的に指摘したのであって、これまでの大法廷判決と大きく異なる判断をしたものではない。

ところで、平成21年大法廷判決においても指摘されているとおり、現行の選挙制度の仕組みを大きく変更するには、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が必要であり、事柄の性質上課題も多く、その検討に相応の時間を要するといえる。

しかしながら、平成21年大法廷判決から本件選挙までの間、約3年9か月の期間が存在し（顕著な事実）、前提事実（5）オのとおり、平成22年5月21日には、参議院改革協議会座長から参議院議長に対して、平成22年選挙後、平成25年の通常選挙（本件選挙）に向け、選挙制度の抜本的な見直しの検討を直ちに開始し、平成23年中に公職選挙法改正案を提出する旨の報告がされたにもかかわらず、結局は、4選挙区において議員定数を4増4減するという本件改正にとどまり、本件選挙までに選挙制度の抜本的な見直しを講じた具体案を国会に上程することすらしておらず、国会が選挙制度の改革に真摯に取り組んでいたというには大きく疑問が残る。

そして、本件改正の附則には、平成28年選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする旨の規定が置かれているが、前記のとおり、平成22年5月の時点では、本件選挙までに参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しを行うとされながら、これを

行わずに従前どおり、選挙区の定数の振り替えを内容とする本件改正に至ったこと、本件選挙後の選挙制度の改革に向けての検討状況を見ても、前提事実（５）キのとおり、平成２５年から平成２６年にかけての選挙制度協議会における協議や各党派における検討を経た上で、平成２６年中に見直し案を取りまとめ、平成２７年中に見直し法案を提出するという予定を確認するにとどまり、いまだ、選挙制度の抜本的な見直しに向けて具体的・本質的な協議が行われているとは認められない。以上に照らすと、本件改正の附則どおりに、平成２８年選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しをした法案が成立するという見通しは、甚だ不透明であるといわざるを得ない。

被告は、平成２４年大法廷判決は、４選挙区において議員定数を４増４減するにとどまるという本件改正のもとで本件選挙が施行されることを予想していたものであって、本件選挙が昭和４０年施行の選挙時以来の低い最大較差において施行されることが、国会の裁量権の限界を超えると判断することを予定していない旨主張する。しかし、平成２４年大法廷判決は、あくまでも平成２２年選挙における投票価値の著しい不平等状態が、国会の裁量権の限界を超えるか否かを判断するに当たって、平成２２年選挙までの国会の検討が現行の制度の仕組み自体の見直しに向けて行われていたものであったとの評価を基礎付ける一つの事情として、本件改正の附則を摘示したものと解され、当然のことであるが、本件選挙が違憲であるか否かを判断したものではない。また、平成２４年大法廷判決は、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要があると国会に要請しているのであって、「**できるだけ速やかに**」という文言が、平成２４年大法廷判決の言渡しから約３年９か月先の平成２８年選挙を指すとは考え難い。

投票価値の著しい不平等状態の是正は、国民主権に直結する極めて重要な問題であることからすれば、他の懸案問題に優先して取り組むべきものであり、東日本大震災の対応や景気回復等国会が取り組まなければならない課題が山積していることを最大限考慮しても、平成17年の専門委員会の報告書において、現行の選挙制度の構造的問題が指摘され、平成21年大法廷判決において、選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性を指摘した上で、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると要請され、平成24年大法廷判決も、「できるだけ速やかに」違憲の問題が生ずる不平等状態を解消する必要がある旨要請されていたにもかかわらず、本件選挙までの間に、投票価値の著しい不平等状態を是正する案を国会に上程すらできなかったことについて合理的理由があるとはいえない。

以上のような事情を考慮すれば、本件選挙までの間に、国会が、投票価値の著しい不平等状態を是正する措置を講じなかったことは、国会の裁量権の限界を超えるものといわざるを得ず、本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたといえる。」(強調 引用者)、

と判示する。

## 2 大阪高判(平 25/12/18)(山田知司裁判長)(甲 26)

同判決は、その判決文・25頁7行～29頁11行で、

「(4) 上記のとおり、本件定数配分規定は憲法の要求する投票価値の平等に反する違憲状態にあったから、憲法上要求される合理的な期間内にこれが是正されないときは、本件定数配分規定は憲法の上記要求に反し違憲と評価されることになる。そして、憲法上要求される合理的期間内における

是正がされなかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のためにとるべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものである（衆議院議員選挙に関する最高裁平成25年11月20日大法廷判決・最高裁ホームページ参照）。そこで、以下、上記の考慮事情について検討する。

ア 平成24年大法廷判決は、前記のとおり、「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置を講じ、できるだけ速やかに違憲の問題が生ずる前記の不平等状態を解消する必要がある」旨付言をしたが、平成21年大法廷判決においても、「投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が残る状態であり、選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない」「現行の選挙制度の仕組みを維持する限り、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、これを行おうとすれば、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない」とされ、その検討に相応の時間を要することは認めざるを得ないものの「投票価値の平等が憲法上の要請であることにかんがみると、国会において、速やかに、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれる」として、参議院議員の選挙制度の構造的問題及びその仕組み自体の見直しの必要性については既に指摘がされていた。

したがって、国会は、平成21年大法廷判決の言渡時（同年9月30日）において、当時の定数配分規定が憲法の投票価値の平等に反する状態に至

っていること、これを解消するためには参議院議員の選挙制度の仕組み自体の見直しを含めた検討をする必要があることを認識するに至ったものといえる。

イ 都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する方式を改める方法としては、現行の比例代表選出議員と選挙区選出議員の区別を廃し、全国をいくつかのブロックに分け、ブロック単位の選挙区に人口比例により定数を配分するという方法（甲36。J参議院議長（当時）作成のたたき台参照）や、比例代表選出議員と選挙区選出議員の区別を維持したまま、人口の少ない県を合区した上で選挙区割りをする方法などが考えられる。後者の方法を採用した場合、A県とB県を合区して一つの選挙区とし、定数を2人とする場合を仮定すると、選挙の結果次第では2名の選出議員がいずれもA県の出身者となることも考えられるが、このような選挙制度については、地方の声が十分に国政に反映されなくなるという批判もあり得るところであり（乙8の1ないし7）、二院制の下での参議院の役割、特に地域代表としての性格の有無等について、議論を深める必要がある。

また、ブロック案又は合区案を採用する場合には、具体的な区割りをどうするかについて検討する必要がある。この場合、都道府県の境をまたぐ形の地域ブロックを採用することが可能か（例えば兵庫県淡路市の一部を四国ブロックに入れるなど。甲40参照）といった事項についても検討する必要がある。

ウ 制度の改正に向けた具体的な手順としては、国会に選挙制度の改革に関する検討会や専門委員会を置き、学識経験者の専門的意見や国民各層からの意見を聴取した上、時間を区切って精力的に作業を行う必要がある。

平成21年大法廷判決の後である平成22年5月21日に参議院議長に提出された参議院改革協議会報告書においては、同委員会の下に設置された専門委員会の議論の結論として、平成22年7月施行の通常選挙（前回



選挙) までに定数較差の是正を行うことは時間的余裕がないため困難であるが、平成25年の通常選挙に向け選挙制度の見直しを行うこととされ、平成23年中に公職選挙法の改正案を国会に提出することなどを内容とする大まかな工程表が示された。

また、前記のJ参議院議長のたたき台のほか、平成23年8月には、各会派から参議院の選挙制度改革に関する具体的な案が示された(甲23)。

(5) 上記(4)によれば、国会が、参議院議員の選挙制度について、投票価値に大きな不平等が存し、選挙区間の選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあること、及びそのためには仕組み自体の見直しが必要であることを認識してから本件選挙までの期間は約3年9か月と認められる。そして、国会は、上記を認識した以上、投票価値の不平等の是正方法について広範な裁量権を有しているが、立法機関として自ら速やかに是正をして既に生じている大きな不平等状態を解消させる責務を負うのであって、この裁量権を考慮するにしても、**時期的、時間的な裁量の範囲にはおのずと制約があるというべきである。すなわち、国会の立法機関としての権限の根拠は、国民により正当に選挙された国会における代表者で構成されていることにあるから、その選挙の正当性は、国会の立法機関としての裁量権の基礎である。そして、国民の意思を適正に反映する選挙制度は民主政治の基盤であることからすると、選挙の正当性の保障は重要であり、是正が遅延して正当性に問題のある選挙により選出された国会における代表者が選出され続けること(是正の時期的・時間的問題)に関する国会の裁量権には、おのずと制約が存在するのである。**

本件で問題となる人口移動による選挙区間の投票価値の較差の是正についていえば、前の選挙時において大きな不平等の是正を図ることが求められる状態に至っていたとすれば、人口移動に関する国勢調査の結果やその

時期も踏まえ、次回の選挙時までには何らかの是正が求められ、次回の選挙時において定数配分規定に実効的な是正が施されていなかったとすれば、そのことを正当化する理由が必要になるものと考えられる。そうすると、上記の約3年9か月という期間は、参議院議員通常選挙が2度行われる期間であって、是正のための措置を講じる期間として短すぎるとはいえない。

確かに、ブロック案を採用するにせよ、合区案を採用するにせよ、検討すべき課題は少なくなく、特に合区案を採用する場合には、合区の対象となる選挙区選出の議員の利害等が関係することから、合意形成や議院の審議に相当な時間を要することは十分考えられる。しかし、上記（４）ウのとおり、国会の専門委員会においては、次回の通常選挙までに法改正を行うことを前提とした大まかな工程表を作成して、これに向けた検討作業を行っていた経緯があり、現にある程度具体的な案も示されていたのであるから、このような工程に基づいて、本件選挙時までに、抜本的な見直しをすることは困難であったとしても、より選挙区間の投票価値の較差を少なくする内容の法改正を行うことは可能であったように思われる。こうした工程表や検討作業にもかかわらず早期の結論を得ることが困難であるというなら、その具体的な理由と作業の現状を絶えず国民に対して明確に説明すべきであって、それが行われていた場合にはともかく、そのような**主張立証のない**本件においては、前記実効性のある是正ができなかったことを正当化する理由があると認めることはできない。

そうすると、本件改正により議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対4.77に縮小していること、前記第2の2（4）、（7）のとおり、平成24年大法院判決後本件選挙までの間に、国会において、平成28年の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しに向けた協議を行うことが確認され、同判決後選挙制度協議会において精力的に検討作業が行われてい

ることを考慮してもなお、本件においては、憲法上要求される合理的期間内の是正は可能であったのに、これを行わなかったものと評価せざるを得ず、本件選挙時における本件定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたものというべきである」(強調 引用者)

と判示する。

上記のとおり、同判決は、「合理的期間の未経過の主張・立証責任は、国がこれを負担する、と判断している。

### 3 東京高判（平 25/12/25）（鈴木健太裁判長）（甲 27）

(1) 同判決は、その判決文・23 頁下 2 行～27 頁 1 行で、

「(2) もっとも、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、参議院の在り方をも踏まえた高度に政治的な判断が求められるなど課題も多く、その検討に相応の時間を要することから、本件選挙までに選挙制度の仕組みを改め、憲法の要求する投票価値の平等の実現を図らなかつたことが、合理的期間内における是正が行われなかつたものとして、国会に与えられた裁量権の限界を超えたものというべきかについては、更に検討を要し、その判断に当たっては、単に期間の長短のみならず、採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項等の諸般の事情を総合考慮して評価すべきである。

前記前提事実及び認定事実によれば、〈1〉 国会は、平成一六年大法廷判決を受けて、参議院において定数較差問題につき協議を開始し、平成一

六年選挙後に参議院改革協議会の下に設置した専門委員会において、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しの要否も含め、各種の是正案を検討したこと、〈2〉 しかし、参議院改革協議会において合意を形成することはできず、当面の是正策として挙げられていたいわゆる四増四減案に基づき、平成一八年改正が行われたこと、〈3〉 参議院は、平成一九年選挙後、選挙制度の抜本の見直しを議論・検討する必要があるとして、参議院改革協議会の下に新たに専門委員会を設置したが、平成二二年選挙までの間に行われた協議は六回のみで、その間、選挙制度の抜本の見直しについて実質的な検討が進められたとはいいい難いこと、〈4〉 ただし、上記専門委員会は、その間に平成二一年大法廷判決が言い渡されたことを踏まえ、平成二五年施行の選挙（本件選挙）に向けて選挙制度の見直しを行うことについて意見が一致し、平成二二年五月、参議院改革協議会においてもその報告書が了承され（同協議会の報告として参議院議長に提出された。）、現に、平成二二年選挙後、選挙制度の改革に関する検討会において、参議院議長からたたき台が提示されるなどして具体的な検討が行われたこと、〈5〉 ところが、その後、平成二五年施行の選挙に向けては現行の選挙制度を維持するという案が提出されるなどして、再度当面の是正策として平成二四年改正が行われたことが認められる。

このような経過に照らせば、国会は、平成一六年大法廷判決後、参議院において、憲法上要求された投票価値の平等の実現を図るため、他の政策的目的ないし理由との調和の下にいかなる選挙制度を採るかについて、その仕組み自体の見直しの要否を含めた検討・協議を行い、当面の是正策として平成一八年改正を行った上で更に協議の場を設けていたところ、平成二一年大法廷判決において、上記改正によっても残ることとなった投票価値の大きな不平等を解消するためには選挙制度の見直しが必要であることを強く指摘されたことを受けて、遅くとも平成二二年五月の段階で、最大

較差の大幅な縮小を図るための選挙制度の見直しの必要性とその実現可能性があることを前提に、本件選挙に向けて選挙制度の改革を行うことを合意したといえることができる。そうであるにもかかわらず、国会は、平成一六年大法廷判決から八年以上、平成二一年大法廷判決から三年以上の期間が経過してもなお、選挙制度の見直しの具体的内容について各会派の意見の一致を見ないという理由で、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、またもや当面の是正策にすぎない四増四減案に基づく改正を行った。そして、その改正によっても、各選挙区間における選挙人の投票価値の較差は、最大値において、平成二一年大法廷判決で「大きな不平等が存する状態である」とされた四・八六とほとんど変わらない四・七七となったにすぎない。

確かに、選挙制度の仕組み自体の見直しについては、その具体案の策定、合意の形成等に様々な困難を伴うほか、新たな選挙管理事務体制の検討等にも相応の時間を要するものと考えられる。しかし、上記のとおり、国会においては、平成一六年大法廷判決後に参議院改革協議会の下に設けられた専門委員会において、既に、較差を四倍未満とするためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であるとして、都道府県単位の選挙区の合区を行う案等の検討も始めており、「平成一八年改正の結果によっても残ることとなった上記のような較差は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存する状態であり、選挙区間における選挙人の投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあるといわざるを得ない。」とした平成二一年大法廷判決後には、その実現可能性を前提に、平成二五年に施行される本件選挙に向けて選挙制度の改革を行う旨の合意がされたのである。そして、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送ったことについては、各会派の意見の一致を見ないということのほかにも説明はなく、被告らからもその具体的理由の主張はない。また、平成二四年大法廷判決

後、本件選挙までに、国会において選挙制度の見直しについて具体的な検討が進められていることはうかがわれない。

そうすると、本件選挙に向けた選挙制度の見直しを見送り、当面の是正策にすぎない四増四減案に基づく改正を行った国会の対応は、投票価値の平等の重要性に照らして看過し得ない選挙区間の投票価値の不均衡につき合理的期間内には是正をしなかったものとして、国会に与えられた裁量権の限界を超えているというべきであり、本件定数配分規定は本件選挙時には憲法に違反するに至っていたというべきである。

なお、平成二四年改正の附則には、平成二八年に行われる参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得る旨の規定がある。しかしながら、前記認定のとおり、本件選挙後、協議会が開催されていることは認められるものの、前記認定事実によれば、上記附則には、座長私案にあった選挙区の広域化について触れられていない上、上記協議会ではなお有識者からの意見聴取が予定されているというのであって、改正案が具体化されている様子もうかがわれないことからすると、上記附則の存在は、上記判断を左右するものではない。

(3) 以上によれば、本件定数配分規定は、憲法の要求する選挙権の平等に違反し、違憲というべきである。そして、本件定数配分規定は、その性質上不可分一体のものとして、全体として違憲の瑕疵を帯びると解すべきである（最高裁昭和四九年（行ツ）第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇卷三号二二三頁参照）。」（強調 引用者）

と判示する。

(2) 上記(1)の「また、平成二四年大法廷判決後、本件選挙までに、国会において選

挙制度の見直しについて**具体的な検討**が進められていることはうかが

われない。」の判示に照らし、東京高判（平 25/12/25）（鈴木健太裁判長）（甲 27）は、

【本件選挙投票日（平 24 〈2012〉 .12.16）の時点に於ける、『合理的期間』

の末日の未徒過の**立証責任**】は、国がこれを負担する

と解している、と理解される。

(以下、余白)

# V 昭和 51 年大法院判決（事情判決）（衆院選） の 6 判事の反対意見（違憲無効）（本書 171～181 頁）

## 第 1 『事情判決の判例法理』（本書 171～177 頁）

- 1 昭和 51 年大法院判決（衆）（甲 31）の法廷意見は、その判決文・5 頁 10 行～6 頁下 13 行で、

### 「三 本件選挙の効力

右のように、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時においては全体として違憲とされるべきものであつたが、しかし、これによつて本件選挙の効力がいかなる影響を受けるかについては、更に別途の考察が必要である。

憲法九八条一項は、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。この規定は、憲法の最高法規としての性格を明らかにし、これに反する国権行為はすべてその効力を否定されるべきことを宣言しているのであるが、しかし、この法規の文言によつて直ちに、法律その他の国権行為が憲法に違反する場合に生ずべき効力上の諸問題に一義的解決が与えられているものとすることはできない。憲法に違反する法律は、原則としては当初から無効であり、また、これに基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであるが、しかし、これは、このように解することが、通常は憲法に違反する結果を防止し、又はこれを是正するために最も適切であることによるのであつて、右のような解釈によることが、必ずしも憲法違反の結果の防止又は是正に特に資するところがなく、かえつて憲法上その他の関係において極めて不当な結果を生ずる場合には、むしろ右の解釈を貫くことがかえつて憲法の所期するところ



は反することとなるのであり、このような場合には、おのずから別個の、総合的な視野に立つ合理的な解釈を施さざるをえないのである。

そこで、本件議員定数配分規定についてみると、右規定が憲法に違反し、したがってこれに基づいて行われた選挙が憲法の要求に沿わないものであることは前述のとおりであるが、そうであるからといって、右規定及びこれに基づく選挙を当然に無効であると解した場合、これによつて憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく、かえつて、右選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかつたこととなる結果、すでに右議員によつて組織された衆議院の議決を経たうえで成立した法律等の効力にも問題が生じ、また、今後における衆議院活動が不可能となり、前記規定を憲法に適合するように改正することさえもできなくなるという明らかに憲法の所期しない結果を生ずるのである。それ故、右のような解釈をとるべきでないことは、極めて明らかである。

次に問題となるのは、現行法上選挙を将来に向かつて形成的に無効とする訴訟として認められている公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かつて失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。（元来、右訴訟は、公選法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせること（同法一〇九条四号）を目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがつて、右訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うことはできないのではないかと、との疑

がないではない。しかし、右の訴訟は、現行法上選挙人が選挙の適否を争うことのできる唯一の訴訟であり、これを措いては他に訴訟上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会はないのである。およそ国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして考えるときは、前記公選法の規定が、その定める訴訟において、同法の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反することを選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨であるとするのは、決して当を得た解釈ということではない。)

しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、真に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならぬことになりはならず、更に、全国選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の不当な結果を生ずることもありうるのである。また、仮に一部の選挙区選挙のみが無効とされるにとどまつた場合でも、もともと同一憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもないというべきである。それ故、公選法の定める選挙無効の訴訟において同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことを許した場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無効とすべきものかどうかについては、更に検討を加える必要があるのである。

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたものではあるが、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるのである。もつとも、行政事件訴訟法の右規定は、公選法の選挙の効力に関する訴訟についてはその準用を排除されているが（公選法二一九条）、これは、同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利益に適合するとの立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効としない旨の判決をする余地はない。しかしながら、本件のように、選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとするべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法

理を適用すべき場合がないとはいきれないのである。

そこで本件について考えてみるのに、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われたものであることは上記のとおりであるが、そのことを理由としてこれを無効とする判決をしても、これによつて直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずることは、さきに述べたとおりである。これらの事情等を考慮するときは、本件においては、前記の法理にしたがい、本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこととするのが、相当であり、そしてまた、このような場合においては、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに、当該選挙が違法である旨を主文で宣言するのが、相当である。」(強調 引用者)

と判示（甲 31）する。

2(1) 上記 1 の判決文（但し、一部の引用）に示すとおり、昭和 51 年大法廷判決は、いわゆる「事情判決」を下記の**第 1 の理由**～**第 2 の理由**の 2 つから導いた。

**第 1 の理由：** 違憲の選挙で選出された全衆院議員が失格すると、誰一人として、衆議院議員が居なくなり、衆議院の活動が出来なくなるため、結局、然るべき公選法自体の改正も出来なくなってしまうから。

**第 2 の理由：** 仮に、一部の選挙区での選挙のみが、無効とされるに止まった場合でも、もともと同一憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区

からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で行わざるを得ないこととなるのであって、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもないから。

- (2) ア (7) 上記第 1 の理由の理由について言えば、本件選挙投票日現在、衆院は、小選挙区選出議員 (295 人) と比例代表選出議員 (180 人) から成っているので、全小選挙区選出議員 (295 人) が全員選挙無効により失格しても、残りの比例代表選挙選出の全議員 (180 人) が、衆議院の活動を 100% できる。

よって、【上記本件選挙では、第 1 の理由をもって、事情判決の判例法理を適用すること】は、**不可能である**。

- (イ) 更に、下記 A～F のとおり、詳述する。

A 全衆院小選挙区選出議員 (295 人) が選挙無効により失格しても、衆院には、尚比例代表選出議員 (180 人) が存在するので、衆院は、100% 衆議院の活動を行い得る。

B 衆院の定数は、全小選挙区選出議員 (295 人) が存在する時は、比例代表選出議員 (180 人) の合計の  $1/3$  (即ち、 $159 \text{ 人} \div 158.33 = 475 \times 1/3$ ) である。

しかしながら、もし仮に、全小選挙区選出議員 (295 人) が選挙無効により衆院議員の地位を失うと、衆院は、比例代表選出議員 (180 人) のみから成るので、その場合、衆院議員の定数は、180 人である。そして、その時の衆議院の定数は、同 180 人の  $1/3$  ( $= 60 \text{ 人} = 180 \text{ 人} \div 3$ ) である。

C 昭 51 年大法廷判決 (衆) の判決対象の衆院選の投票日 (昭 47/12/10) に於いて

は、衆院選は、中選挙区選挙のみであって、比例代表制選挙は存在しなかった。  
したがって、全中選挙区選挙が無効となると、衆院は、衆議院の活動を行えなかつた。

D ところが、本件選挙日（平 26/12/14）に於いては、昭和 51 年の衆院と異なって、衆院は、小選挙区選出議員（295 人）と、比例代表選出議員（180 人）とから成っている。

従って、衆院は、全小選挙区選出議員（295 人）が選挙無効判決により失格しても、残余の比例代表選出議員（180 人）が、衆議院の活動を 100%行い得る。

E よって、もし仮に、全小選挙区選出議員（295 人）が、選挙無効判決により、失格しても、**衆議院の活動に、何等の不都合も生じない。**

イ 上記第 2 の理由について言えば、本件選挙では、全 295 小選挙区で提訴されているので、【上記第 2 の理由をもって、本件裁判で、事情判決の判例法理を適用すること】は、**不可能である。**

(以下、余白)

## 第2 6 最高裁判事の「違憲無効」意見 (本書 177～181 頁)

1 下記の6 最高裁判事 (敬称略) は、昭和 51 年大法廷判決に於いて、憲法 98 条 1 項により『当該選挙は、違憲無効である』旨の反対意見である (甲 31)。

- 1 岡原 昌男
- 2 下田 武三
- 3 江里口 清雄
- 4 大塚 喜一郎
- 5 吉田 豊
- 6 岸 盛一

【違憲無効】の6 最高裁判事の反対意見は、昭和 51 年当時、決して、

# 異端ではなかった。

2(1) 上記の岡原、下田、江里口、大塚、吉田の5 判事の反対意見 (違憲無効) は、昭和 51 年大法廷判決・判決文・9 頁下 7 行～10 頁下 17 行 (甲 31) で、

「 (1) 先ず、多数意見は本件議員定数配分規定を違憲としながら、その規定自体の有効無効を確定しないで、右配分規定に基づく選挙の効力を検討している。しかしながら、上告人は、右配分規定の違憲無効を理由としてこれに基づく本件選挙を無効とすることを求めているのであつて、本件選挙が右配分規定に違反して行われた瑕疵のあることを理由としてその無効を求めているのではないから、順序として先ず右配分規定の効力の有

無を判断すべきではなかつたかと思われる。

(2) 仮に、多数意見の説くように、本件議員定数配分規定を全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解しても、本件選挙を無効とする判決は、千葉県第一区選出の議員の資格を将来に向つて失わせる効力をもつだけであつて、他の選挙区選出の議員の資格に影響を及ぼすものではない。もとより、千葉県第一区について憲法に適合する選挙が実現するためには、本件議員定数配分規定の改正にまたなければならないが、多数意見の憂えるように、全国における他の選挙区選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのものではない。本件選挙を無効とする判決によつて千葉県第一区選出の議員がその資格を失うことになれば、残りの議員だけでは衆議院の定足数を欠く可能性があるという具体的事情が本件訴訟において明らかにされない以上、衆議院の活動が法律上不可能になる虞れがあるとはいえない。また、衆議院の活動が選挙を無効とされた千葉県第一区からの選出議員を得ることができないままの状態で行われざるをえないことは、憲法上望ましい姿ではないが、これを異常な事態として、そのためにも本件選挙を無効とすべきではないとする多数意見が当をえないことは、既に述べたところによつて明らかである。要するに、本件議員定数配分規定を全体として違憲であると解するとしても、本件選挙を無効とする判決によつては、直ちに憲法の所期しない結果を生ずることにはならず、したがつて、本件選挙の効力について事情判決の法理を適用する必要はないのであるから、本件選挙は違法であるがこれを無効とすべきではないとする多数意見の結論には同調することができない。多数意見が本件選挙を無効とする判決によつて憲法の所期しない結果を生ずることを危惧せざるをえないとするのは、ひつきよう、本件議員



定数配分規定全体を違憲と考えることに由来するものと思われるのである。

(3) 多数意見は、その説くような事情のために、投票価値の最大最小の偏差が約五対一に達するような違憲の議員定数配分規定に基づく選挙であつても、事情判決の法理によつて選挙を無効とすることはできないとするのであるから、多数意見によれば、今後投票価値に右の程度の偏差を生じて、選挙を無効とすることにはならないであろうし、また、その偏差が右の程度を超えたとしても事情判決をすべき事情は依然として解消しないのである。多数意見は選挙無効の判決をなしうる理論上の余地を残しているが、果して如何なる場合を予想するのであろうか。これらの不合理は、すべて議員定数配分規定を一体不可分と解したために生じたものとししか考えられない。

以上は多数意見に対する疑問であるが、われわれの考え方からすれば、憲法九八条はその文言のとおり適用すべきこととなるので、これについて多数意見のような複雑な論理を展開する必要もなく、また、行訴法三一条及び同条と公選法二一九条との関係の問題も生じないので、これらについて難解な説示をしないで済むのである。そして選挙無効の判決をしても、それは性質上いわゆる当然無効として過去にその効力が遡ると解すべきものではなく、将来に向つて形成的な効力をもつに過ぎないのであるから、法律的にもさほど困難な問題を生ずることはなく、また、社会的、政治的にも著しい混乱を来すこととはならないのである。

六 以上のような次第で、本件議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り違憲無効であつて、これに基づく同選挙区の本件選挙もまた、無効とすべきものである。したがつて、本件上告は理由があり、これと見解を異にする原判決を破棄し、本件選挙の無効を求める上告人の本訴請求を認容すべきものとする。』(強調 引用者)

と記述する。

(2) 【同判決意見が、

「 多数意見の憂えるように、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するように改正することができなくなるわけのものではない。」(強調 引用者)

と明記していること】に注目されたい。

(3) 本件選挙日に於いて、衆院は、(i)概ね人口比例選挙に近似する比例代表選挙選出衆院議員(180人)(但し、憲法の『人口比例選挙の保障』に反する。選挙人注)と(ii)非人口比例選挙選出の小選挙区選出衆院議員(295人)から成る。

本件選挙日時点では、衆院に比例代表選出議員(180人)が存在するので、もし、現在の最高裁判事の過半数が、それにも拘らず、『事情判決の法理』を持ち出して「違憲無効判決」を回避するならば、上記6最高裁判事は、その姿勢をいぶかるであろう。

(以下、余白)

## 第 12 部 5 の論点 (本書 182~193 頁)

### I 人口比例選挙 (本書 182~183 頁)

(1) ① 米国連邦下院選のペンシルバニア State<sup>1</sup>での、選挙区間の

最大人口差は、**1** 人である<sup>2</sup>。

【=64 万 6372 人《最大人口》－ 64 万 6371 人《最小人口》】

即ち、人口比例選挙である (甲 28 の 1~2)。

② 日本の衆院選 (「0 増 5 減」の改正法) での、選挙区間の

最大人口差は、**25 万 4316** 人

【=48 万 7678 人 (北海道 1 区) － 23 万 3362 人 (宮城 5 区)】である<sup>3</sup> (甲 29)。

即ち、非人口比例選挙である。

1 人 : 254,316 人は、**天文学的大差**である。

(2)A 『米国連邦上院での一票の格差は、65 倍もある。米国連邦上院と比べれば、日本の参院選の一票の格差の 5 倍強は、許容範囲である』との議論がある。

<sup>1</sup> 和訳 : 州。しかし、正しい訳文は、「米国連邦を構成する国」である。

<sup>2</sup> 195F. Supp.2d 672 (M.D. Pa2002)。甲 28 の 1~2

<sup>3</sup> 総務省資料〈平成 25 年〉より。甲 29

しかしながら、この議論は、【米国 (United States of America) が、50 個の国 (States) から成る連邦 (Federal) であること】を見落とししたものであって、誤っている。

都道府県は、日本国内の行政区画にすぎず、State (州。正確に言えば、米国連邦を構成する国) とは別物である。敢えて言えば、日本国の都道府県は、State (州) の中の County にあたると言えよう。

B 米国連邦憲法は、「各 State (州) は、2 名の上院議員を選任する」旨定めているが、日本国憲法は、都道府県に、さような権限を付与していない。

C 下記(i)~(iv)に示すとおり、State は、米国連邦に参加している国であるが、都道府県は、日本国の行政区画でしかない。

(i) 各 State (州/国) は、軍隊を持っている。州 (State) によっては、空軍まで持っている。

都道府県は、軍隊を持っていない。

(ii) 各 State (州/国) は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を持っている。

都道府県は、自らの憲法、会社法、民法、刑法等々から成る諸法の総体を持っていない。

(iii) 各 State (州/国) は、State (州/国) の地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所を有する。

都道府県は、自らの裁判所を持っていない。

(iv) 各 State (州/国) は、実質的な課税権を持っている。

都道府県は、実質的な課税権を有していない。

## Ⅱ 立証責任 (本書 184～185 頁)

### 1 (1)A 米国連邦最高裁判決は、

『① 投票価値の平等は、絶対ではない。

② 選挙区割り、投票価値の平等 (=人口比例選挙) から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の『立証責任』を負う』

旨明言している (1984 年米国連邦最高裁判決 (Karcher v. Daggett 事件)、甲 30)。

他方で、日本国最高裁判決は、これまで、

『① 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは、絶対ではない。

② 投票価値の平等は、立法裁量権の合理的な行使によって調整され得る』旨

判示するに留まり、

『選挙管理委員会が、「立法裁量権の行使に合理性があること」の『立証責任』を負う』

旨明言していない (昭和 51 年最高裁大法廷判決 甲 31)。

(2) 即ち、日本国最高裁判決も、米国連邦最高裁判決も、『憲法は、投票価値の平等を要求しているが、それは絶対ではない』とする点では、既に、一致しているのである。

(3) 両者の違いは、

一方で、日本国最高裁判決が、『投票価値の平等からの乖離を生む立法裁量権の行使が合理的であることの『立証責任』は、選挙管理委員会（国）にある』旨明言していないが、

他方で、米国連邦最高裁判決は、『投票価値の平等（＝人口比例選挙）からの乖離に合理的があることの『立証責任』は、選挙管理委員会（State）にある』旨明言しているという、

# 唯一一点

である。

- 2 (i) 平成 25 年 3 月 6 日東京高判（難波孝一裁判長）および  
(ii) 同年同月 18 日福岡高判（西謙二裁判長）

は、『人口比例選挙からの乖離を生ぜしめた、立法裁量権の行使に合理性があることの『立証責任』は、国にある』旨明言する

# 歴史的判決

である。

### Ⅲ 平成 25 年大法院判決（衆）の一部は、無効である：（本書 186～189 頁）

1 憲法 98 条 1 項は、

「…（憲法）の条規に反する…国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」

と定める。

2 判決の言渡行為は、憲法 98 条 1 項の「国務に関するその他の行為」に該当する。

3 よって、憲法98条1項に基づき、憲法の条規に反する

【判決の一部】は、

# 無効

である。

4 平成 24 年衆院選（小選挙区）についての平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、

「(2) 平成 23 年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、本件旧区割基準のうち 1 人別枠方式に係る部分は、前記のとおり平成 6 年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から 10 年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成 21 年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも、前記 2 (4) のような平成 21 年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。

本件選挙は、このように平成 21 年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること、前記 2 (6) のとおり選挙区間の較差は平成 21 年選挙時よりも更に拡大して最大較差が 2.425 倍に達していたこと等に照らせば、本件選挙時において、前回の平成 21 年選挙時と同様に、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない。」（＝「**違憲状態部分**」）（強調 引用者）

と判示しながら、「合理的期間における是正」の可否の問題を検討し、



「(4) 以上のとおりであって、本件選挙時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、前回の平成21年選挙時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえ、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということとはできない。」(=「合憲部分」)(強調 引用者)

と結論付けた。

【同判決文の中の文書】の中の、

「**違憲状態部分**」は、有効であるが、

「**合憲部分**」は、憲法98条1項に基づき、**無効**である。

即ち、【平成24年12月選挙は、「憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあった」。しかし、合憲である】旨の平成25年大法廷判決(衆)は、憲法98条1項に違反する

# 一部無効の判決

である。

5 結局、上記3～4の理由により、【平成25年大法廷判決(衆)が「0増5減の選挙区割りに基づく選挙も、憲法の投票価値の平等の要求に反する」と既に判決済の、「0増5減」の選挙区割りに基づいて施行された、2012年12月16日衆院選(小選挙区)】は、

平成 25 年大法廷判決の『本件選挙は、合憲である』旨の判示にも拘らず、

憲法98条1項後段に基づき、

無効

である。

(以下、余白)

#### IV 92% (但し、世論調査の有効回答の) (本書 190 頁)

1 2011 年 5 月 2 日朝日新聞の世論調査の結果は、下記のとおりである (甲 32)。

質問：「以下のそれぞれの意見についてどう思いますか。」				
「国政選挙の選挙区の一票の格差は、できるだけ小さくすべきだ」				
回答：	「強く賛成」	「やや賛成」	「やや反対」	「強く反対」
	「42」	「44」	「5」	「2」
				(「単位%」)

(1) 有効回答：  $42+44+5+2=93\%$ ..... ①

回答なし： 7%

(2) 「強く賛成」 (42%) + 「やや賛成」 (44%) = 86%..... ②

(3) 「強く反対」 (2%) + 「やや反対」 (5%) = 7%..... ③

(4) 「強く賛成」 + 「やや賛成」 = 有効回答の 92%..... (=86% (②) +93% (①)) ④

即ち、有効回答の92%が、「国政選挙の選挙区の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成である。

# 92%

2 【同世論調査の有効回答の 92% が、「国政選挙の選挙区

の一票の格差はできるだけ小さくすべきだ」に賛成】は、1945 年～2011 年の 66 年

# 奇跡

間の世論を考えると、 である。

V 最高裁は、過去、判決で、「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は、人口比例選挙を要請している」との規範を示していない。

よって、最高裁は、【日本が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に定める、【人口比例選挙の国】にならないこと】に、100%責任がある：（本書 191

～193 頁）

1 最高裁が、「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は、人口比例選挙を要請している」と判断しない限り、【国会が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める人口比例選挙の立法をすること】は、現実問題として、あり得ない。

2 米国でも 1964 年米国連邦最高裁（Reynolds 判決、甲 35）が、

『憲法は、人口比例選挙を要請している』旨

判決して、憲法の要求する人口比例選挙の規範を国会と国民に示すことにより、  
一気に、人口比例選挙の国になった。

ところが、1964 年の時点では、米国では、1 票の格差は、972 倍（=35000 人〈最大人口の小選挙区の人口〉／36 人〈最少人口の小選挙区の人口〉）もあつたのである（バーモント州の議会議員の小選挙区）（甲 36）。

この事実は、日本では、未だ、余り知られていない。

3 憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙をガチガチに定めていながら、未だに、「1 票の格差は、2 倍未満なら合憲だ」、などという議論が、国会

で存在している。

これは、一重に、最高裁が、(i)憲法 56 条 2 項、(ii)同 1 条、(iii)同前文第 1 文を文理解釈し、

「(i)憲法 56 条 2 項、(ii)同 1 条、(iii)同前文第 1 文は、人口比例選挙を定めている」

との判決を出さないからである。

最高裁は、昭和 38 年～今日迄、違憲状態国会の立法裁量権を認めて、

『現選挙制度（一人別枠制を含めて）は、違憲である』旨

判決するに止まり、「憲法の定める投票価値の平等とは、人口比例選挙である」との規範を明示する判決を、只の一回も、言渡していない。

最高裁が、違憲状態国会に立法裁量権を認め、「憲法の投票価値の平等とは、人口比例選挙である」との規範を明示する判決を言渡さないのであるから、

違憲状態国会が、規範を示さない最高裁判決に沿って、あれこれ、延々と選挙制度改革の立法活動するのは、当然である。

(以下、余白)

4 よって、【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定める人口比例選挙が実現されないこと】の責任は、

100%、最高裁にある。

各最高裁判決日以降の数年のスパンで言えば、  
国会は、

該【【1 票の投票価値の平等】を合理的に減殺する国会の立法裁量権を容認する、最高裁判決】

に概ね従って、選挙制度改革の立法作業を行っている。

国会に、責任は、無い。

(以下、余白)

## 第 13 部 歴史的裁判（その 1）（本書 194～203 頁）

### I 国民主権国家の誕生 （本書 194～198 頁）

1 本裁判は、**歴史的裁判**である。

なぜならば、本裁判の判決の言渡しは、【飛鳥時代以降 1500 年の日本史上初めて、国民主権国家を誕生させるか、国民主権国家誕生を阻止するかの**【歴史の創造】**に繋がる**国家権力の行使**】であるからである。

2 **非**「人口比例選挙」では、必ず、少数の主権者が、多数の国会議員を選ぶ。そして、少数の主権者から選ばれた多数の国会議員が、多数決で、国政を決する。

即ち、少数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国政を決しているのであるから、今の日本は、**【国会議員主権国家】**である。

3 逆に、人口比例選挙では、**必ず**、多数の主権者が、多数の国会議員を選出する。そして、多数の国民から選ばれた多数の国会議員が、国会での多数決により、国政を決める。即ち、多数の国民が、多数の国会議員を通じて、国政を決める。

人口比例選挙の国は、**国民主権国家**である。

4 最高裁判所が、

『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨

判決すれば、

同判決により、日本は、今の**国会議員主権国家**から、**一気に**、**国民主権国家**に変わる。

5(1) 米国を見てみよう。

米国では、独立宣言（1776）～1964年の188年間、一票の価値の不平等の問題を解決できなかった。

即ち、1964年の時点では、米国のバーモント State（州。正しくは、米国連邦を構成する国）の一票の価値の不平等（但し、地方議会選挙）は、

なんと、**972 倍**であった（甲 36）。

（ $972 = 35,000 \text{ 人} \langle \text{State 議会議員選挙の最大人口} \cdot \text{小選挙区} \rangle \div 36 \text{ 人} \langle \text{同最少人口} \cdot \text{小選挙区} \rangle$ ）。

そして、1964年に、米国連邦最高裁判所は、

『米国連邦憲法は、人口比例選挙を保障している』旨

一気に、判決した（甲 35）。

(2) 2004年、ペンシルバニア state（州。正しくは、米国連邦を構成する国）での、米国連邦下院議員選挙では、最少人口の小選挙区の人口（646,372人）と最大人口の小選挙区の人口（646,371人）の【人口差】は、

**1 人**（ $= 646,372 \text{ 人} - 646,371 \text{ 人}$ ）である（甲 28 の 1 の 2）。



- (3) 「0 増 5 減」の「改正法」の下での衆院選（小選挙区）の議員一人当りの【有権者数の差】は、

# 254,316 人

(=487,678 人〈北海道 1 区〉－233,362 人〈宮城県 5 区〉) である (甲 29。総務省発表資料より。2013/9/2 現在。)

溜め息のでるような、**【254,316倍の大差】** である。

- (4) 地球上で、初めて市民革命 (Revolution) を成功させた米国ですら、建国 (1776) ~1964 年の 188 年間、多数回の選挙を繰り返しても、上記(1)に示したとおり、972 倍の一票の住所差別の問題 (甲 36) を解決できなかったのである。

米国で、一票の住所差別の問題を一気に解決したのは、上記のとおり、1964 年の米国連邦最高裁判決 (Reynolds 判決 (甲 35)) であった。

即ち、市民革命の発祥国・米国ですら、米国連邦憲法に定める人口比例選挙は、司法によってしか、実現できなかったのである。

この米国の例からみても、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の定める人口比例選挙は、司法によってしか、実現できない。

- (5) 日本で、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の定める人口比例選挙が実現されないのは、

最高裁判所が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈を行うことを怠り、

『当該 3 つの条項が、人口比例選挙を要求している』旨

判決しなかったからである。

即ち、【日本で、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の定める人口比例選挙が、実現していないことの原因】は、

## 100%、最高裁判所にある。

国会に、責任はない。

最高裁判所は、今日迄、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈を行うことを怠り続け、

『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙を要求している』旨

未だ、一回も、判決しなかった。

本件裁判の第 1 審・高等裁判所の判事は、

●●●●●●●●●●  
憲法と法律にのみ拘束され、

良心に従い、

独立して、

本件裁判を遂行する、憲法 76 条 3 項の重大な義務を負っている。

これが、

**【本裁判が、高裁裁判とはいえ、  
歴史的裁判である】**

所以である。

(以下、余白)

## II 司法の敗北 (本書 199~203 頁)

もし仮に、当裁判所が、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の 3 つの条項の<sup>●●●●●●●●</sup>文理解釈の誤りを、理由を付して指摘することなく、選挙人の【「(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文が人口比例選挙を要求している」との主張】を排斥すれば、それは、

**司法の敗北**である

- 1 選挙人は、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の 3 つの条項の文理解釈により

「憲法は、厳格な人口比例選挙の保障を定めている」

と主張する。

- 2(1) (i) 憲法 56 条 2 項  
(ii) 同 1 条  
(iii) 同前文第 1 文

の 3 つの条項が、人口比例選挙を定めているという選挙人の文理解釈を否定すること】は、**不可能**である。

- (2)ア 何故なら、

【(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の 3 つの条項が、人口比例選挙を定めているという、選挙人の文理解釈は、誤っている。】  
と主張するためには、反対論者は、法理論を突き詰めてゆくと、

「憲法は、「**国会議員が、主権者である**」と定めている」

と主張しなければならなくなるからである。

イ ところが、

(ア) 憲法 1 条は、

「**主権の在する日本国民**」

と明文で定めている。

(イ) 更に、憲法前文第 1 文後段は、

「**主権が国民に存することを宣言し**」

と明文で定めている。

(ウ) 他方で、憲法は、

「**国会議員が、主権者である**」

とは、定めていない。

(3)ア 現に、選挙人の弁護士グループについて言えば、平 21 (2009) 年～今日まで、51 の高裁判決と 4 の最高裁大法廷判決が言渡されている (上記第 3 部 I、4 (2) (本書 33～35 頁) 参照)。

更に、山口弁護士グループの 6 件の裁判にも、当弁護士グループの主張・証拠が、上申書とともに、提出されている。

そして、**7 の高裁判決・合議体**（但し、山口弁護士グループ提訴の平成 25

年 3 月 25 日広島高裁判決を含む）は、既に、

『憲法は、人口比例選挙を要求している』旨

判決した。

イ しかしながら、その余の 45 の高裁判決（45＝当弁護士グループの提訴した全人口比例選挙訴訟の 51 の判決－6 の人口比例選挙判決）は、選挙人の『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』（＝『主権者の多数決論』（上記第 3 部（本書 24～42 頁）記載）に反論することなく、人口比例選挙を否定する判決を言渡している。

ウ 平成 23 年～平成 26 年の間に言渡された 4 の最高裁大法廷判決も、選挙人の主張する『憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の文理解釈論』（＝『主権者の多数決論』）に対し、その【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の 3 つの条項の文理解釈上の誤り】を何一つ指摘することなく、

【憲法が、人口比例選挙を要求していること】

を否定している。

エ これらの事実に照らすと、

【最高裁は、【(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の 3 つの条項が、人口比例選挙を要求している】との選挙人の『文理解釈論』に全く反論できないという**深刻な事態**に陥っている】

と解さざるを得ない。

(4)ア もし仮に

【(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文が、人口比例選挙を定めている】

との選挙人の主張を**排斥**するのであれば、裁判官は、

法律家たる裁判官として、

【(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文についての、選挙人の文理解釈とは異なる、別の文理解釈に基づく、**該排斥の理由**を判決文に明記するよう、求められる。

イ もし、仮に、万一、本法廷が、平成 23 年、同 24 年、同 25 年、同 26 年の 4 の最高裁大法廷判決と同様、(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文の選挙人の文理解釈の誤りについて正面から議論せず、

【(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文が、人口比例選挙を要求している】旨の選挙人の主張を排斥するようなことがあるとすれば、

『裁判官は、日本の全法律家の TOP 約 400 人に位置する高裁裁判官とし

## ての 使命を放棄した』

と評価されても仕方がない。

選挙人は、そのような事態が起こらぬよう期待する。

(5) 裁判官が、『(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文が、人口比例選挙を定めている』旨の選挙人の主張に反論できないのであれば、

裁判官は、憲法 99 条に従って、潔く

『(i) 憲法 56 条 2 項、(ii) 同 1 条、(iii) 同前文第 1 文は、人口比例選挙を要求している』旨

判決すべきである。

それこそが、

**【法律家たる裁判官が、行うべきこと】**

である。

(以下 余白)



## 第 14 部 歴史的判決（その 2）（本書 204～208 頁）

1 当法廷が、

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の 3 つの定めは、人口比例選挙を要請している」

と判決すれば、

その判決は、今の【国家議員主権国家】を【国民主権国家】に変える歴史を創る判決である。

他方で、当法廷が、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の定め of 文理解釈をすることなく、

「憲法は、人口比例選挙を要請していない」

との従来 of 大法廷判決の判断枠組みを踏襲する判決を言渡すなら、

その判決は、日本が憲法どおりの国民主権国家になることを許さなかった【悪い判決】として、歴史に記録されることになるろう。

2 天動説を「是」とし、地動説を否定した【ガリレオ判決】は、1633 年に言渡された。381 年経た現在でも、ガリレオ判決は、【悪い判決】として、歴史となり、今も、人々は、忘れていない。

天動説は、紀元前 4 世紀にアリストテレスによって唱えられ、以降 17 世紀まで、2100 年間、ヨーロッパを支配した。

3 人口比例選挙を否定する昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】は、どうであろうか？

(1) 憲法 43 条 2 項は、「両議院の議員の定数は、法律でこれを定める」

と定めている。

- (2) 憲法 47 条は、「選挙区、投票の方法、その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める」と定めている。

- (3) 昭和 51 年大法廷判決は、

『この憲法 43 条 2 項、47 条により、国会は、選挙につき広範な立法裁量権を有するので、投票価値の平等も調整され得る。即ち、憲法は、人口比例選挙を要請していない。』

という判断枠組みを創った。

昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』によれば、**違憲状態議員** (= **国政の無資格者**) は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、立法裁量権を行使できる。

**豪快な、詭弁**である。

昭和 51 年大法廷判決の【判断枠組み】の豪快な**詭弁**ぶりを見ると、その豪快さは、2100 年間ヨーロッパを支配した**アリストテレス／プトレマイオスの天動説**を思わせる。

- 4 【昭和 51 年大法廷判決の判断枠組み】は、例えて言えば、**アリストテレス／プトレマイオスの**

# 天動説

である。

(1) ガリレオ裁判の裁判官は、地動説の存在を知った上で、  
地動説を「誤り」とし、  
天動説を「正しい」と判決した。  
そして、【ガリレオ判決の裁判官が、そのガリレオ判決を下した事実】は、歴史となった。

(2) 昭和 51 年大法廷判決日～平成 23 (2011) 年の間、  
日本人は、誰一人、

【仮に、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、国会議員が、投票価値の平等を調整するための立法裁量権を有するとしても、該国会議員が、**実は**、最高裁が「**違憲状態**」と判断済の【選挙】で選ばれた【只の人】(=憲法 98 条 1 項に基づく**国政の無資格者**)でしかない、という**驚天動地の論点**を知らなかった。

## しかし、今は、違う。

選挙人は、

『① 最高裁の判断済の「**違憲状態の選挙**」で当選した人は、憲法 98 条 1 項に基づき**国政の無資格者**である。

② かかる**国政の無資格者**は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づいて、立法裁量権を有し得ない。

③ 昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』は、**違憲・無効の詭弁判例**である。例えて言えば、**天動説**である』

と、明確に本法廷で主張している。

即ち、この【**選挙人の主張**】を知ったうえで、

【裁判官が、「投票価値の平等は、憲法 43 条 2 項、47 条に基づく国会の立法裁量権により調整される」旨

判決するとすると、仮定しよう。

同裁判官は、故意に、違憲状態議員（＝憲法 98 条 1 項に基づく【国政の無資格者】）の立法行為を容認して、昭和 51 年大法廷判決の『判断枠組み』を憲法上の「是」として採用することになるので、

結果として、故意に、憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護の義務）に違反することになる。

該判決の言渡し行為は、憲法 98 条 1 項後段に基づき、違憲無効の「国務に関するその他の行為」として、無効である。

# この【豪快な、詭弁判決】

は、歴史となる。

ガリレオ判決が、判決言渡し日の 381 年後の今でも、歴史であり続けるよう  
に。

(以下、余白)

## 第 15 部 違憲国会議員、違憲状態総理大臣 (本書 209~211 頁)

- (1) 違憲状態総理大臣 (= 【(平成 25 年大法廷判決が「違憲状態」と判断した平 24/12/16 衆院選 (小選挙区)) で選出された違憲状態議員】たる「総理大臣」) が解散権を行使して、【平成 25 年大法廷判決が、「1 人別枠方式の構造的問題が最終的に解決されているとはいえない」と明言する「0 増 5 減」の「改正法」】の下での「本件選挙」を施行すること自体が、

(i)平成 23 年大法廷判決 (衆)、(ii)平成 24 年大法廷判決 (参)、(iii)平成 25 年年大法廷判決 (衆)、(iv)平成 26 年大法廷判決 (参) の

# 否定

である。

- (2) 【違憲状態総理大臣】の解散権 (???) 行使という、憲法上【あってはならない国政】が、現に日本で起きている。

日本では、飛鳥時代以降の過去 1500 年間で、未だ

# 三権分立

は、**未誕生**である。

この三権分立・未誕生の責任は、最高裁判官の過半数にある。

国会議員には、該責任はない。

- (3) 上記(1)～(2) (本書 209～210 頁) の次第のとおり、**違憲状態総理大臣**は、  
最高裁を

**馬鹿** 骨の髄まで にしている。

**今の日本は、【法の支配の国】** でないどころか、

# 法治国家

ですらない。

(以下、余白)



## 第 16 部 100 日裁判（但し、最高裁判決日迄）（本書

212～229 頁）

### I 公選法 213 条 1 項、2 項の【100 日裁判規範】（但し、確定判決迄の）（本書 212～222 頁）

- 1 当高等裁判所は、公職選挙法 213 条 1 項、2 項に基づき、本訴提起日（平成 26 年 12 月 15 日）より

50 日 以内

に、本件人口比例選挙裁判の判決を言渡す義務を負っている。

けだし、下記 2 （本書 212～214 頁） に示すとおり、公職選挙法 213 条 1 項、2 項の 100 日裁判の規範は、上告審を含む【争訟の処理】の規範であるから、上告審の必要な裁判期間・50 日を含めると、第一審・高裁の裁判期間は、本件人口比例選挙裁判提訴日以降 50 日以内である、と解されるからである。

- 2 安田充／荒川敦【編著】『逐条解説 公職選挙法（下）』（株）ぎょうせい、平 21 1708～1709 頁（甲 33）は、

「

「(争訟の処理)

第213条 本章に規定する争訟については、異議の申出に対する決定はその申出を受けた日から30日以内に、審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から60日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から100日以内に、これをするように努めなければならない。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。

(略)

本条は、選挙争訟の性質にかんがみ、先に述べたように争訟の提起期間を可能な限り短期間に規定するとともに、提起された争訟も速やかにこれを終結させる必要があるために設けられた規定である。

一 争訟の処理は、他の法律の規定にかかわらず、争訟の種類によってそれぞれ次の期間内に処理するよう努めなければならないこととされている。

① 異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から30日以内

② 審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から60日以内

③ 訴訟の判決は、事件を受理した日から100日以内

二 争訟の処理期間は訓示的規定であって、期間経過後になされた決定、裁決又は判決が無効となるものではない。判例もまた、公職選挙法第213条の規定は選挙に関する争訟をできるだけ迅速に処理することを促すための訓示規定にほかならないから、その違反は、訴願（審査の申

●●●●●  
立て)の裁決の効力になんらの影響を及ぼさない(昭 30.6.28 東京高裁)  
としている。

(略)

」(強調 引用者)

と記述する。

3 同『逐条解説 公職選挙法(上)、(下)』は、昭和 32 年に刊行された『逐条解説 公職選挙法』の、複数回改訂を重ねている改訂版であって、●●●●●  
日本唯一の権威ある公職選挙法の逐条解説書である。

4 同書は、その 1708 頁、左 2～末行で、

「本条は、・・・提起された争訟も速やかにこれを  
●●●●●  
必要があるために設けられた規定である。」

と記述する。

5(1) 同書は、その 1709 頁、右 1～5 行で、

「一 争訟の処理は、他の法律の規定にかかわらず、争訟の種類によってそれぞれ次の期間内に●●●●●  
処理するよう努めなければならないこととされている。

① 異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から 30 日以内

② 審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から 60 日  
以内

③ 訴訟の判決は、事件を受理した日から 100 日以内  
」(強調 引用者)

と記述する。

即ち、同書によれば、公職選挙法 213 条の争訟は、「異議の申出」、「審査の申立て」、「訴訟」の 3 種類に分類され、公職選挙法 213 条 1 項、2 項は、それらの 3 つの争訟が、上記の、

- ① 異議の申出に対する決定は、その申出を受けた日から 30 日以内、
- ② 審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から 60 日以内、
- ③ 訴訟の判決は、事件を受理した日から 100 日以内の各期限内に、

夫々、「速やかに**終結させる必要**があるために設けられた規定である。」

(2)

**訴訟は、確定判決によって終結する。**

(3) 従って、213 条 1 項の、「訴訟の判決は事件を受理した日から 100 日以内にこれをするように努めなければならない」とは、

「訴訟の（確定）判決は、事件を受理した日から 100 日以内にするように努めなければならない」

という意味であると解される。

ということになると、100 日裁判の「100 日」の意味は、「事件を受理した日」から**確定判決（上告審の確定判決を含む）**までの期間が、100 日である、との意味であると解される。

(4) 該 100 日間は、合理的に見て、

ア 第一審の裁判期間の 50 日間、

イ 上告審の裁判期間の 50 日

に二分される、と解される。

(5) 本件訴訟は、本年 12 月 15 日に、当裁判所に提起されたので、平成 27 年 2 月 3 日が、本件受理日から 50 日目である。

従って、当高等裁判所は、公選法 213 条 1 項、2 項に基づき、本件判決を平成 27 年 2 月 5 日迄に言渡すよう、努力しなければならない。

6 「争訟の処理期間は、訓示的規定であって」(強調 引用者『逐条解説公職選挙法』1709 頁右 6～7 行) の意味

(1) 同書は、その 1709 頁、右 6～7 行で、

「争訟の処理期間は、訓示的規定であって、期間経過後になされた決定、  
裁決又は判決が無効となるものではない。」(強調 引用者)

と記述する。

(2) 「昭 30.6.28 東京高裁」(甲 34) は、「静岡県磐田郡田原村の村会議員選挙および村長選挙無効の裁決」についての判決である。

(3) 同東京高裁判決は、

「又原告は被告県選管が訴願受理の日たる昭和29年10月7日から公職選挙法第213条所定の60日の期間経過後たる同年12月20日に裁決をしたのであるから右裁決は違法のものである旨主張するけれども、公職選挙法第213条は選挙に関する争訟をできるだけ迅速に処理させるが為の訓示規定に外ならないことその文理上明らかであるから、仮に原告主張の通り本件に於て右期間の起算点を右昭和29年10月7日とすべきものとしても、右裁決が訴願受理の日から60日経過後になされたが為に裁決の効力に何等の影響をも及ぼさないものと解すべく、従って右裁決が右60日以内になされなかった為取消すべきものとする原告の主張も之を認容することができない。」(強調 引用者)

と判示する。

即ち、同判示は、

「被告選管の訴願受理の日たる昭和29年10月7日から公職選挙法213条所定の60日の期間」経過後たる同年12月20日に裁決がなされたが、  
「公職選挙法213条は選挙に関する争訟をできる限り迅速に処理せんが為の訓示規定に外ならないことその文理上明らかであるから、」(強調 引用者)

「右裁決が右60日以内になされなかった為取消すべきものとする原告の主張も之を容認することができない。」(強調 引用者)

と判示するに止まるものであって、それ以上でもなければ、それ以下でもない。

(4) 即ち、同判決は、第213条1項の

「(争訟の処理)

第 213 条 本章に規定する争訟については、……審査の申立てに対する裁決はその申立てを受理した日から 60 日以内に、……これをするように努めなければならない。」(強調 引用者)

との文理を根拠として、同法 1 項の審査の申立～裁決の期間・「60 日」の【争訟の処理の期間】は、訓示的規定であるので、同 60 日の【争訟の処理期間】の末日の 13 日後に言渡された当該裁決であっても、その裁決は、無効ではない、と判示したと解される。

(5) ここで、3 つのポイントがある。

A 第 1 のポイントは、結論を先に言えば、**公選法 213 条 2**

項は、公選法 213 条 1 項と異なって、【訓示規定】でもなければ、【努力義務規定】でもなく、その真逆の、

## 【一義的な具体的義務規定】

である。

『公選法 213 条 2 項の

「前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。」(強調 引用者)

は、訓示規定か、否か』

の問題を下記(a)～(d)で、議論する。

(a)ア 上記公選法 213 条 2 項の定めは、その文言の中に、「努めなければならぬ」等の【努力義務の文言】を一切含んでいない。

イ そして、同 213 条 2 項の「前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。」（強調引用者）の文言は、

【裁判所が、

「他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない」】

という、裁判所の一義的な具体的義務を明文で定めている。

ウ（小括）

即ち、同 213 条 2 項は、その文理（文言）上明らかなとおり、同条同項が【訓示規定】又は【努力義務規定】であることを示す文言を含まず、それとは真逆に、

「前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしなければならない。」

という、裁判所の【一義的な具体的義務】を明定しているのである。



(b) 裁判官は、憲法 76 条 3 項より「この憲法及び法律にのみ拘束される」。

裁判官は、憲法の定める三権分立の中の司法を司る国家機関である。

最高裁判所は、憲法 81 条に基づいて、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有」している。

しかしながら、裁判官は、憲法の定める三権分立に基づき、憲法 81 条に基づく場合を除き、法律を変更、修正する権限を有さない。

そして、裁判官は、憲法の定める三権分立に基づき、憲法 81 条に基づく場合を除いて、法律を変更、修正することを禁止されている。

(c) 以上のとおり、公選法 213 条 2 項が、【努力義務】を定めず、それと真逆の、裁判官の【一義的な具体的義務】を定めている以上、

【裁判官が、公選法 213 条 2 項の文理を根拠として、

『公選法 213 条 2 項は、訓示規定であって、裁判官は、「他の訴訟の順序にかかわらず速やかに」公選法 213 条 1 項の裁判をするよう努める義務を負うのみであって、

「他の訴訟の順序にかかわらず速やかに」公選法 213 条 1 項の裁判をする義務を負わない』

と、解釈すること】は、

全く不可能である。

(d) 万に一つのことであるが、裁判所が、

「公選法 213 条 2 項の文理（文言）にも拘らず、同条同項は、訓示規定であって、そのため、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその（即ち、公選法 213 条 1 項の）裁判をしなくても、裁判所は、公選法 213 条 2 項違反の責を問われないとの立場」

を採用したと仮定しよう。

その場合、公選法 213 条 2 項違反か否かの問題は、憲法 81 条（違憲立法審査権）の適用の場合以外の問題であるので、裁判官は、憲法 76 条 3 項（「裁判官は、……法律……に拘束される」）に違反することになる。

即ち、『公選法 213 条 2 項は、訓示規定であるので、裁判所は、「裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその（公選法 213 条 1 項の）裁判をしなければならない。」との義務を負わない』との議論は、憲法 76 条 3 項（裁判官の憲法、法律遵守義務）違反の

# 【禁じ手】

である。

B 第2のポイントは、

同判決の「公選法 213 条は、訓示規定に外ならないことその<sup>●●●●●●</sup>文<sup>●●●●●●</sup>理<sup>●●●●●●</sup>上<sup>●●●●●●</sup>明<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>か  
である」(強調 引用者)との記述は、同判決が、

『公選法 213 条は、<sup>●●●●●●</sup>その<sup>●●●●●●</sup>文<sup>●●●●●●</sup>理<sup>●●●●●●</sup> (即ち、「…<sup>●●●●●●</sup>努<sup>●●●●●●</sup>め<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>け<sup>●●●●●●</sup>れ<sup>●●●●●●</sup>ば<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い<sup>●●●●●●</sup>。」との文  
言)に<sup>●●●●●●</sup>照<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>し<sup>●●●●●●</sup>て、訓示規定であることが明らかである、として、(審査申立  
日～裁決日迄の【争訟の処理期間】・60 日間の末日から 13 日後に言渡され  
た)当該<sup>●●●●●●</sup>裁<sup>●●●●●●</sup>決<sup>●●●●●●</sup>は、<sup>●●●●●●</sup>無<sup>●●●●●●</sup>効<sup>●●●●●●</sup>で<sup>●●●●●●</sup>は<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い、と

解していること』を示しているにすぎない。

C 第3のポイントは、『同判決は、

『同 213 条が<sup>●●●●●●</sup>訓<sup>●●●●●●</sup>示<sup>●●●●●●</sup>規<sup>●●●●●●</sup>定<sup>●●●●●●</sup>であるから、「審査の申立に対する裁判は申立を受理  
した日から 60 日以内にこれをするように<sup>●●●●●●</sup>努<sup>●●●●●●</sup>め<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>け<sup>●●●●●●</sup>れ<sup>●●●●●●</sup>ば<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い」と  
<sup>●●●●●●</sup>義<sup>●●●●●●</sup>務<sup>●●●●●●</sup>は、<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い』と

判示しているわけでは<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い、ということ』

である。

即ち、同 213 条 1 項の「審査の申立に対する裁決は、その申立を受理し  
た日から 60 日以内に、これをするように<sup>●●●●●●</sup>努<sup>●●●●●●</sup>め<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>け<sup>●●●●●●</sup>れ<sup>●●●●●●</sup>ば<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い」(強調 引用者)  
の定めどおり、同審査を受理した国家機関は、「審査の申立を受理した日か  
ら 60 日以内に」、「これ(裁決。引用者注)を<sup>●●●●●●</sup>す<sup>●●●●●●</sup>る<sup>●●●●●●</sup>よ<sup>●●●●●●</sup>う<sup>●●●●●●</sup>に<sup>●●●●●●</sup>努<sup>●●●●●●</sup>め<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>け<sup>●●●●●●</sup>れ<sup>●●●●●●</sup>ば<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い」  
(強調 引用者)。

同様に、「訴訟の判決は、事件受理した日から 100 日以内に、これを<sup>●●●●●●</sup>す<sup>●●●●●●</sup>る<sup>●●●●●●</sup>よ<sup>●●●●●●</sup>う<sup>●●●●●●</sup>に<sup>●●●●●●</sup>努<sup>●●●●●●</sup>め<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>け<sup>●●●●●●</sup>れ<sup>●●●●●●</sup>ば<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>ら<sup>●●●●●●</sup>な<sup>●●●●●●</sup>い」(公選法 213 条 1 項。強調 引用者)のである。

## Ⅱ 裁判官は、公選法 213 条 2 項に違反してはならない：（本書 223～224 頁）

- 1 裁判所は、司法権（国家権力の一つ）に基づき、法律を解釈・適用し、国民（主権者）に対し、法律の遵守を要求する国家機関である。

もし仮に、

【その国民（主権者）に対して、国家権力に基づいて法律の遵守を要求する国家機関たる裁判所自らが、法を遵守しないということ】が、もし有るとすれば、それは、裁判官の憲法76条3項違反である。

- 2 もし仮に、裁判所が、「公職選挙法 213 条 2 項の明文は、訓示規定であるから、同条同項それを遵守しなくても違法でない」という立場をとって、【法律の遵守を国民に要求する裁判所】自らは、法律（公職選挙法 213 条 2 項の明文）を遵守しないという事態が、起きたとしよう。

もし、小学生がその事態を知れば、  
小学生でも、

「それはひどい！」

と思う。

3 作り話をしよう。

小学校の先生が、昔、昔のある日、「遅刻をしてはいけません」と至極真つ当なことを小学生に教えた。ところが、先生は、その後何度も遅刻をして授業が遅れた。

小学生は、そんな先生を尊敬するだろうか？

- 4 万一、裁判官が公選法 213 条 2 項を守らないような事態が発生したとすると、それは、裁判官自らの手による国民の司法に対する信頼のぶち壊しである。

# ● ● ● ● ● 司法の自滅

である。

(以下、余白)

### Ⅲ 【違憲状態国会議員の国政支配】という国家レベルの異常事態（本書 225

～226頁）

- 1 公選法 213 条 2 項は、一見非現実的で、裁判所に無理難題を押し付ける条項のように見える。

しかしながら、現時点の日本では、

【平成 25 年大法廷判決が違憲状態と判断済の平成 24 年衆院選（小選挙区）で選出された違憲状態議員】と

【平成 24 年大法廷判決が違憲状態と判断済の平成 25 年参院選（選挙区）で選出された違憲状態議員】が、

国家権力の行使に参加しているという【**国家レベルの異常事態**】が、今日も含めて毎日、発生している。

- 2 かかる憲法が予定していない国家レベルの異常事態を 1 日でも早く中止させるためには、公選法 204 条の選挙無効訴訟で、司法が、公選法 213 条 2 項を遵守した上で、司法判断して、法の支配を実現する以外に方途はない。

- 3 現在、日本では、違憲状態国会議員を含む国会議員によって、日本の国家権力が行使されている。

日本が、このように、今国家レベルの異常事態の只中に置かれていることを考えると、公選法 213 条 1 項、2 項の【100 日裁判の規範】は、決して、国にとって過酷過ぎる定めとは、言えないし、実行不可能な定めとも言えない（本第 16 部 I。本書 212～222 頁参照）。

- 4 現在、日本は、国家権力が違憲状態国会議員によって支配されているという、憲法秩序崩壊の**国家レベルの異常事態**に置かれている。

【司法が、上告審を含めて 100 日以内に確定判決を言渡し、非「法の支配」を否定して「法の支配」を実現すること】は、実行不可能ではない。

逆に、

憲法は、

## 『司法が、法の支配を実現すること』

を要求している。

(以下、余白)

#### IV 国及び選挙人側の、各【100 日裁判規範】に基づく訴訟追行義務（本

書 227～229 頁）

1(1) 民訴法 2 条は、

「（裁判所及び当事者の責務）

裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。」

と定める。

(2) 民訴法 2 条は、行政事件訴訟法 7 条により行政事件訴訟に準用されている。

(3) 従って、本件訴訟の両当事者（＝「選挙人」及び国）は、いずれも、民訴法 2 条、行政事件訴訟法 7 条に基づき、「信義に従い誠実に」本件訴訟を追行する義務を負っている。

(4) 公選法 213 条 1 項、2 項は、裁判官の義務を定めている。

2(1) 裁判は、裁判官の民訴法 2 条に基づく行為のみならず、各訴訟当事者の【民訴法 2 条の信義・誠実な訴訟追行行為】が加わることによって、実行される。

(2) 即ち、裁判所が、公選法 213 条 1 項、2 項に法的に拘束されるとともに、各訴訟当事者も、民訴法 2 条、行政事件訴訟法 7 条により【裁判所の、公選法 213 条 1 項、2 項の義務履行】に、**全面的に協力する法的義務**を負っている。

(3) よって、国及び「選挙人」は、公選法 213 条 1 項、民訴法 2 条、行政事件訴



訟法 7 条により、下級審で敗訴した場合、上告するのであれば、第 1 審判決日の当日又はその翌日に上告する義務を負っている。

けだし、民訴法の定める 14 日間の上告状提出期間のルールを一般法とすれば、公選法 213 条 1 項は、それに対して、特別法の関係に立つからである。

かかるスピーディーな両訴訟当事者の上告状、上告理由書の裁判所への提出が、裁判所が公選法 213 条 1 項を履行するために、**必須**であるからである。

- 3(1) 更に、両訴訟当事者の一般民事訴訟の 50 日間の上告理由書提出期限のルールについても、同じことが言える。
- (2) 上記(1)の 50 日間の上告理由書提出期限のルールも、一般法にあたり、公選法 213 条 1 項の 100 日裁判の努力義務は、それに対して、特別法の関係に立つ。
- (3) 従って、両訴訟当事者は、公選法 213 条 1 項、民訴法 2 条、行政事件訴訟法 7 条に基づき、現時点～第 1 審判決言渡日迄に、上告理由書を作成しておき、第 1 審の敗訴判決の当日、又は遅くともその翌日に、上告理由書を裁判所に提出する義務を負っている。
- (4) また、裁判所も、必要とあれば、然るべき訴訟指揮を両訴訟当事者に対して行う義務を負う。
- (5) 日本国は、今、【違憲状態国会議員が国家権力を行使するという、**国家レベルの異常事態**】の真っ只中に、置かれている。

- 4(1) 上記 1～3 に示した理由と同様の理由で、公選法 213 条 1 項に基づき、高等裁判所は、最高裁判所へ本件記録を可能な限り速やかに送付すべき義務を負っている

る。

- (2) 高等裁判所は、公選法213条1項により、両訴訟当事者からの然るべき上告状、上告理由書が揃うのを待って、一括して1件記録を最高裁判所へ送付するという通常の手続によることなく、

本件を例外扱いとして、両訴訟当事者からの各書類の受領毎に直ちに最高裁へ送付する義務を負っている。

(以下、余白)

第 17 部 平成 26 年大法廷判決の法廷意見（同判決文・1 頁 1 行～18 頁下 3 行）の中で、憲法の条規は、「**憲法 46 条**」（但し、同判決文・9 頁下 4 行）の 1 ヶ条のみである：（本書 230～231）

1 平成 26 年大法廷判決（衆）（甲 4）は、選挙人の、

【憲法の条項（憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文を含む）が人口比例選挙を要請しているにも拘らず、当該選挙は、非人口比例選挙であるが故に、違憲無効であることを理由とする、当該選挙（＝処分）の取消請求】

に対する、司法の回答である。

2 法治国家では、裁判所は、該憲法、法律等の法令に記載されている各条規を解釈をして、規範を確立し、判決（法的判断）を言渡すよう、求められる。

（以下、余白）

- 3 ところが、平成 26 年大法廷判決中の法廷意見（同判決文・1 頁 1 行～18 頁下 3 行）の中に記載されている憲法の条規は、「憲法 46 条」（但し、参院議員の 3 年毎の半数改選の規定。同判決文・9 頁下 4 行）の 1 ヶ条のみである。

これは、

異 常

である。

(以下、余白)

## 第 18 部 最高裁が『憲法は人口比例選挙を要求している』旨明言する判決を言渡せば、国会は、同判決日より、1 年以内に、人口比例選挙の選挙区割りの改正法を立法できる：（本書 232～233 頁）

1 過去、各最高裁大法廷判決は、

『投票価値の平等は、絶対ではない。国会は、それが著しく合理性を欠かない限り、投票価値の平等を減殺する**立法裁量権**を有する』旨

判決している。

2 そのため、違憲状態国会議員は、国会で、延々と議論を重ね、憲法の要求する人口比例の選挙区区割り立法を行わないまま、今日迄徒に年数を重ねている。

違憲状態議員は、次回選挙で、当選することをに利益を持っている、選挙区割りの立法改正について、**利害関係者**である。

そうである以上、最高裁が、

『投票価値の平等は、絶対ではない。国会は、それが著しく合理性を欠かない限り、投票価値の平等を減殺する**立法裁量権**を有する』旨

判決しながら違憲状態議員に、**速やかに**（例えば、1 年以内に）憲法の要求する選挙区割りの改正法の立法をすることを期待しても、それは、

# 見果てぬ夢

である。

### 3 しかしながら、最高裁が、

「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は、人口比例選挙を要求している」

と明言する判決を言渡せば、国会は、この 1 票の不平等の問題につき、立法裁量権を有しないので、

国会は、1 年以内に、最高裁判決が「憲法の要求である」旨明示する人口比例選挙に基づく、選挙区割りの改正法を立法できる。

### 4 人口比例に基づく選挙区割り案（衆・参）

甲 38 は、「町丁の境界を考慮した参議院議員選挙仮想選挙区割（案）」である。現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、参院選選挙区割りは、選挙区選出国會議員一人当り人口格差を **1.00008 倍**（又は 1 票（選挙権の最大価値の選挙区の選挙権の価値）：**0.99991 票**（選挙権の最小価値の選挙区の選挙権の価値））**にまで、圧縮できる**（但し、10 ブロック選挙区且つ都道府県の県境を跨ぐ）。

甲 39 は、「町丁の境界を考慮した衆議院議員選挙仮想選挙区割(5) (案)」である。現行公職選挙法が採用する地域枠組みを基礎として現行公職選挙法上許されていると考えられる方法により選挙区割を行った場合でも、選挙区間の人口較差を均一化しようと誠実に努力すれば、衆議院 300 小選挙区間の格差(最大)は、**1.0110 倍**(又は **1 票** (選挙権の最大価値の選挙区選挙権の価値) : **0.9891 票** (選挙権の最小価値の選挙区選挙権の価値)) **にまで圧縮できる** (但し、都道府県の県境を跨ぐ)。

(以下、余白)

## 第 19 部 【一人別枠制を廃止した後、都道府県単位での人口比例に基づいて都道府県に小選挙区の数配分して選挙区割りの改正法を立法すること】は、1 年以内に可能である：（本書 235～238 頁）

1 平成 25 年大法廷判決（衆）（甲 3）は、その判決文 11 頁 4～下 2 行で、

「(2) 平成 23 年大法廷判決は、上記の基本的な判断枠組みに立った上で、本件旧区割基準のうち 1 人別枠方式に係る部分は、前記のとおり平成 6 年の選挙制度改革の実現のための人口比例の配分により定数の急激かつ大幅な減少を受ける人口の少ない県への配慮という経緯に由来するもので、その合理性には時間的な限界があったところ、本件選挙制度がその導入から 10 年以上を経過して定着し安定した運用がされていた平成 21 年選挙時には、その不合理性が投票価値の較差としても現れ、その立法時の合理性が失われていたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っており、上記の状態にあった同方式を含む本件旧区割基準に基づいて定められた本件選挙区割りも、前記 2（4）のような平成 21 年選挙時における選挙区間の較差の状況の下において、**憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた旨判示したものである。**

本件選挙は、このように平成 21 年選挙時に既に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた本件選挙区割りの下で再び施行されたものであること、前記 2（6）のとおり選挙区間の較差は平成 21 年選挙時よりも更に拡大して最大較差が 2.425 倍に達していたこと等に照らせば、本件選挙時において、前回の平成 21 年選挙時と同様に、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったも



のといわざるを得ない。」(強調 引用者)

と判示する。

2(1) ところで、旧区画審設置法3条2項は、

「② 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。」(強調 引用者)

と記述する。

(2) 同法3条2項の中で、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決が、それぞれ「違憲状態」と判示した部分は、一人別枠方式の部分であるので、旧法3条2項の中の一人別枠方式の部分は、無効となる。

(3) その結果、各都道府県の区域内の衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区の数は、人口に比例して各都道府県に配当した数となる、と解される。

(4) そこで、国会は、人口比例に基づいて、都道府県毎に配当された小選挙区の数に基づいて、旧区画審設置法3条1項に基づいて、具体的に選挙区割りをするようになる。

【国会が、同法4条1項の「1年以内に行うものとする」との文言に照らし、最高裁の判決した「一人別枠方式の廃止」を、国会に課せられた喫緊の課題と捉える限り、国会が、その立法作業のために、1年を超える期間を要するとは、到

底解されない。

- 3 大谷剛彦最高裁判事は、この点につき、平成 25 年大法廷判決・24 頁 5～4 行 (甲 3) で、

「 本件において求められた是正は、投票価値の平等の観点から選挙区間の較差を是正することであるが、今回は 1 人別枠方式という区割基準を廃止した上、**人口比例**に基づく区割基準により都道府県への定数の配分及び区割りの改定を行うことが求められ、これまでの人口異動による較差の是正と比べ、改定のための立法の作業や手続にそれに応じた時間を要することは容易に理解される。しかし、区割基準の改廃といっても、新たな基準を検討するものではなく、旧区画審設置法 3 条 2 項の特例を廃止して、同条 1 項の原則的な**人口比例を基本**とする基準で定数配分を見直す作業であり、これに基づく区割規定の見直しは、人口異動による見直しと本質的には大きく異なるものではないといえよう。区割規定の改正には区画審の勧告手続が必要とされ、手続に時間を要する上、議員の利害等が関係し、合意形成や議院の審議に相当な時間を要すること、衆議院では解散があり得ることなどは、これを見込んで実施可能な工程が考えられるべきであり、このような工程に基づけば、本件選挙時までには、少なくとも漸次的な是正策である上記の新区割規定への改正を了することは可能であったと考えられる。

もとより国会は是正の方法について広範な立法裁量権を有しており、また、本件において、国会が是正の必要性を認識して意識的に是正に取り組んだことは評価されるべきものである。これに対し、様々な政治的要請や優先課題が存在したことなど、国会情勢や政治情勢上速やかに合意を形成することが容易ではない事情があったことも認められるが、これらの諸事

情は、事柄の性質に照らして通常必要とされる合理的期間を超えて区割規定の是正を行わなかったことを許容する正当な理由となり得るとはいい難いと思われる。」（強調 引用者）

との反対意見を記述されている。

- 4 上記2の選挙人の主張は、上記大谷判事の反対意見に、概ね沿っている。

選挙人の本第19部、1～4での主張は、あくまでも、

『【平成23年大法廷判決の「一人別枠方式を廃止して、議院定数を人口比例で都道府県に分配すべし」との【規範】に基づいて、選挙制度改革の改正法を立法すること】は、同判決日（平23/3/23）から1年以内に、十分可能であること』

を論証するための主張でしかない。

選挙人は、本法廷で、

『憲法56条2項、同1条、同前文第1文が人口比例選挙を要求しているので、平成23年大法廷判決の同【規範】は、憲法56条2項、同1条、同前文第1文に違反する』

と主張する。

## 第 20 部 『1 票の格差・2 倍以下・合憲説』は、 憲法の条文上の根拠が無い：（本書 239～242 頁）

- 1 『1 票の格差・2 倍以下・合憲説』は、憲法の条規に基づく根拠を、全く示し得ない。

即ち、それは、憲法の条規に基づく根拠を全く示し得ない、単なる

# 匙加減論

でしかない。

従って、憲法論として、**憲法の条文上の根拠が無い**  
『1 票の格差・2 倍以下・合憲説』は、立たない。

- 2 他方で、上記第 2 部（本書 15～23 頁）に示したとおり、それらの 3 つの定め<sup>の</sup>文理解釈によれば、憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文は、人口比例選挙を要求している。

従って、「憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は、人口比例選挙を要求している」との文理解釈論は、立つ。

- 3(1) 平成 23 年大法廷判決は、その判決文 16 頁 8～11 行で、

「投票価値の平等は憲法上の要請であり、1人別枠方式の構造的な問題は最終的に解決されているとはいえないことは前記のとおりであって、国会においては、今後も、**新区画審設置法3条**の趣旨に沿った選挙制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があるというべきである。」(強調 引用者)

と判示する。

(2) そして、同判示が引用する、新区画審設置法3条は、

「前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が**2**以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。」(強調 引用者)

と記述する。

(3) 平成23年大法院判決は、16頁8～11行で、新区画審設置法3条を引用することにより、

必ずしも明確ではないが、『選挙区間の人口較差・「**2**」倍以下を合憲とするための1つの基本的な基準とする』旨

判示している。

- (4) しかしながら、新区画審設置法 3 条は、憲法より下位に位置する法律でしかない。よって、【同法 3 条の「2」という数値が、選挙区間の人口較差・2倍の合憲性を裏付けること】は、憲法論として、

# 全く不可能である。

即ち、平成 23 年大法廷判決の「2」の数値は、**憲法上の根拠を示し得ない**のである。

- (5) 裁判官は、**憲法 99 条の憲法遵守・擁護義務**を負っている。選挙人は、総合計 46 の高裁判判体と、4 の最高裁大法廷裁判体の各法廷で、

『**憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文は人口比例選挙を要求している**』

と主張し続けている。

過半数の最高裁裁判官は、選挙人らの本(5)の当該主張に反することなく、平成 25 年大法廷判決・判決文・16 頁 8～11 行で、憲法の下位に位置する法律でしかない、区画審設置法 3 条の「2」という数値を「是」として、上記(3) (本書 240～241 頁) に示すとおり、判示した。

かかる過半数の最高裁判事は、この点で、

# 憲法 99 条に違反

している。

(以下、余白)

## 第 21 部 【『合理的期間』の未徒過】の立証責任：

(本書 243～246 頁)

【国は、本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点では、『合理的期間』の末日は、未だ未徒過であること】の立証責任を負担する。

1 平成 23 年大法廷判決は、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨判示し、平成 25 年大法廷判決も、『当該選挙は、「違憲状態」である』旨判示し、かつ『いわゆる「0 増 5 減」の選挙区割りも、「違憲状態」である』旨判示した。

2 憲法 98 条 1 項は、

「(憲法) の条規に反する…国務に関するその他の行為の全部又は一部は  
その効力を有しない」

と定める。

3 国は、憲法 98 条 1 項の定めにも拘らず、

『本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過  
であるので、本件選挙は、有効である』旨

主張する。

そうである以上、立証責任の問題について、民事訴訟法を準用する行政事件訴訟法に従って、(当該本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未徒過であると主張している) 国が、



『当該本件選挙投票日（平 26/12/14）の時点で、『合理的期間』の末日が未  
徒過である』

との主張・立証責任を負担する。

4 下記(1)～(4)の 4 の高裁判決は、

『国が【『合理的期間』の未徒過】について、立証責任を負う』

と判示する。

(1) 平 25/3/25 広島高判（筏津順子裁判長）・判決文 33 頁下 6～下 2 行（甲 9）（本  
書 110～117 頁）

(2) 平 25/3/26 福岡高裁那覇支部（今泉秀和裁判長）・判決文 12 頁 1～7 行（甲 15）  
（本書 130～137 頁）

(3) 平 25/3/26 大阪高裁（小松一雄裁判長）・判決文 20 頁 1～5 行（甲 22）（本書 151  
～156 頁）

(4) 平 25/12/18 大阪高判（山田知司裁判長）・判決文 28 頁下 10 行～29 頁 2 行（甲  
26）（本書 161～166 頁）

5 毎日新聞・<http://senkyo.mainichi.jp/news/20140208ddm005010089000c.html> によれば、  
2014 年 02 月 08 日毎日新聞朝刊は、

「衆院選挙制度改革:改革案、合意遠く 野党 5 党、小選挙区削減を提示

毎日新聞 2014 年 02 月 08 日 東京朝刊

自民、公明、民主、日本維新の会、みんな、結い、生活の与野党7党の衆院選挙制度に関する実務者協議が開かれ、野党5党は小選挙区の削減を柱とする2案を示した。だが、多数の小選挙区選出議員を抱え比例30議席の削減を主張する与党と、比例選出が多く小選挙区削減を求める野党の主張の隔たりは大きく、合意できる見通しは立っていない。【高橋恵子、阿部亮介】

5党が提案したのは、小選挙区の定数を東京などで増やし、人口の少ない県を中心に減らす「5増30減」と「3増18減」の2案。比例代表については、制度創設時の小選挙区と比例の比率である3対2に「配慮する」とした。民主党の岡田克也元副総理を中心に作成した。

自民、民主、公明3党は昨年11月、現行制度の当面維持▽極端な結果になりやすい小選挙区制度が行き過ぎない配慮一で合意した。全党では妥協点をみつけるのが難しいとみて、現制度の維持でひとまず一致できる政党だけで協議の枠組みを作る狙いがあった。このため、比例代表を重視する抜本改革を求める共産、社民両党は除かれた。

自民党は協議で、持ち帰って検討すると回答したが、与党が小選挙区の定数削減で折り合う気配はない。与党は比例を30削減する一方、第2党以下を比例で優遇する仕組みとし、小選挙区の削減を避けたい考えだ。昨年11月の最高裁判決は1票の格差の段階的な見直しを許容しており、自民党の細田博之幹事長代行は「(0増5減後の小選挙区は)配分の見直しは必要ない」と強調した。

協議は今後も難航するのは必至で、自民党幹部は「具体的な数字の話になると民主党との調整さえ厳しい」とぼやく。

一方、かやの外に置かれた共産党の穀田恵二国対委員長は記者会見で、「多数派が案を押しつけるのは、選挙制度の議論にふさわしくない」と反発した。」

(強調 引用者)

と報道している (甲 37)。

即ち、平成 26 年 2 月 8 日に、自民、公明、民主、日本維新の会、みんなの党、結い、生活の与野党 7 党の衆院選挙制度に関する実務者協議が開かれたが、与野党の主張の隔たりが大きく、選挙制度の抜本的見直しの改正法について、合意できる見通しは立っていなかった。

6 その後、平 26/12/14 迄、国会で、当該問題について、進展はなく、平成 26 年 12 月 14 日の本件選挙投票日まで、国会は、一人別枠制を廃止した抜本的選挙制度見直しの改正法を立法し得なかった、

7 上記 3(本書 242~243 頁)に示したとおり、国会は、平 26/12/14 迄に、いわゆる『合理的期間』の末日が未徒過であることの主張・立証責任を負担する。

しかしながら、国は、当該『合理的期間』の末日の未徒過の主張・立証責任を果たすことに失敗している。

8 よって、平 26/12/14 の時点で、『合理的期間』の末日は徒過済である、と解されるので、本件選挙は、違憲である。

(以下、余白)

## 最後に

(本書 247 頁)

- 1 裁判所は、公選法 213 条 1 項に基づき、「事件を受理した日から 100 日以内にこれ（判決。引用者 注）をするように努めなければなら」ず、かつ  
裁判所は、同 213 条 2 項に基づき、「他の訴訟の順序にかかわらず、速やかにその裁判をしなければならない。」
- 2 上記第 16 部 (本書 212~229 頁) に示したとおり、裁判所は、公選法 213 条 1 項、2 項に基づき、本件裁判の<sup>●●●●</sup>確定判決を事件受理の日から 100 日以内に言渡すよう努めなければならない。  
  
とくに、同 213 条の「他の訴訟の順序にかかわらず、速やかにその裁判をしなければならない。」の定めは、<sup>●●●●</sup>具体的に、原審・第一審、上告審を法的に拘束する。
- 3 そのため、当裁判所は、第一審・原審として、  
事件受理の日から **50 日以内**に判決を言渡すよう努めなければならない。よって、選挙人は、事件受理の日（平成 26 年 12 月 15 日）から 51 日目の **平成 27 年 2 月 3 日迄**に、当裁判所におかれて、判決を言渡されるよう、要請する。
- 4 選挙人は、本原告準備書面 (1)及び提出済の各証拠により、本件裁判のために必要な主張・立証を尽くしている。
- 5 よって、選挙人は、ここに 1 回・結審を要請する。

【補遺 1】 (本書 248 頁)

本件裁判の判決は、

- (i) 憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文に<sup>●●●</sup>反する、現在の【国会議員主権国家】を
- (ii) 憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文の<sup>●●●</sup>定める、人口比例選挙の【国民主権国家】

に変わるか否かを決する国務行為（憲法 98 条 1 項）である。正に、歴史を創り得る判決である。

このようなことを記述すると、人格を疑われるが、本件裁判が日本を国民主権国家に変え得る歴史的裁判であるが故に、選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、敢えて、下記の事実を付言させていただきたい。

記

『 選挙人代理人（升永英俊弁護士）は、平成 21（2009）年 4 月以降～今日の 5 年 8 ヶ月強の間、68 個の人口比例選挙裁判の思索のために、1 万時間超を費やした。

この長時間の思索の結果、【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙をガチガチに定めていること】を発見した。

裁判官におかれても、法律家として、必要十分な時間を費やして、本件裁判の争点（即ち、【【憲法 56 条 2 項、同 1 条、同前文第 1 文が、人口比例選挙をガチガチに定めているとの原審原告らの主張】が、誤っているか、正しいかという争点<sup>●●●</sup>】）を思索され、歴史に耐える判決を言渡されるよう、要請します。』

(以下、余白)

【補遺 2】 (本書 249 頁)

公選法 213 条 1 項、2 項の【100 日裁判 (但し、確定判決まで) の規範】に沿うため、選挙人は、平成 26 年 12 月 30 日までに、各最高裁判事と各担当調査官に、上申書に同封して、訴状、本準備書面、各甲号証の各写しを送付します。

更に、公選法 213 条 1 項、2 項の【100 日裁判 (但し、確定判決まで) の規範】に沿うため、選挙人は、当裁判所の本件裁判の判決言渡し日に、各最高裁判事と各担当調査官に、上申書に同封して、本件裁判の判決文の各写しを送付します。

【補遺 3】 (本書 249～253 頁)

(1) 平 25/3/25 広島高判 (筏津順子裁判長)・判決文・29 頁 5～下 3 行 (甲 9) は、

「既に、平成 23 年判決が言い渡され、国会が上記の憲法上の義務を国民に対

して負っていることが明らかにされている以上、国会の審議又は議決におい

て、なお紛糾が生ずるなどということは、憲法が三権

分立制度を採用し、最高裁判所に違憲審査権を付与していることに照らし、

憲法上予定されていない事態というべきであるし、また、

緊急是正法の施行を受けて、審議を再開した区画審に関しては、**6 か月**

**以内**においてできるだけ速やかに勧告を行うものとされているのである

から、(緊急是正法附則 3 条 3 項。なお、第 180 回国会の平成 24 年 8 月 23

日の衆議院政治倫理委員会において、田口尚文

# 政府委員

〔総務省自治行政局選挙部長〕は、区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、**6か月以内**には作業を完了し得る旨の答弁をしている。〔公知の事実〕、通常の場合であれば、平成23年判決の言渡しの日である平成23年3月23日から1年が経過する平成24年3月23日までに、また、国会が正に国難というべき東日本大震災の対応に追われていたことを最大限考慮したとしても、平成23年判決の言渡しの日である平成23年3月23日から**1年半**が経過する平成24年9月23日までに、本件区割基準中の1人別枠方式及びこれを前提とする本件区割規定の是正がされなかったのであれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態については、憲法上要求される合理的期間内には是正されていなかったものといわざるを得ない」(強調 引用者)

と記述する。

(2) ここで、田口尚文**政府委員**は、

# 国の機関

である。

(3) 第 180 回国会の平成 24 年 8 月 23 日衆議院政治倫理委員会で、【国の機関たる  
田口尚文政府委員】は、

『区画審においては、6か月以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区  
の改正案作成の作業を完了し得る』旨

答弁している。

(4) 田口尚文政府委員の当該答弁は、

裁判所が、『合理的期間』が、平成 23 年大法廷判決の判決日（平 23/3/23）か  
ら 3 年 8 か月 22 日後の本件選挙日（平 26/12/14）の時点で、徒過済か、否かを  
判断するに当って、

重要

である。



(5) けだし、第一に、田口尚文政府委員は、国の機関だからである。

更に、第二に、国は、上記田口尚文政府委員の答弁によって、

『衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改正に関し、調査審議し、・・・その改正案を、(必要であれば、6か月以内に)「作成し、内閣総理大臣に勧告」できること』(区画審措置法2条参照)

を、

公に  
白認

しているからである。

(6)ア 一方で、本件裁判の被告（＝**選挙管理委員会＝国の機関。国**）は、本法廷で、『本件選挙・投票日の時点では、『合理的期間』は、未徒過である』旨主張する、と予測される。

イ 他方で、**政府委員（＝国の機関。国）**は、上記(3)（本書251頁）で記述したとおり、国会で区画審の作業期間について質問されたところ、区画審においては、**6か月以内**には作業を完了し得る旨の答弁をしている。  
〔公知の事実〕と答弁している

ウ 上記アで示した、国の（即ち、**国の機関たる選挙管理委員会**）本法廷での『合理的期間』・未徒過の主張（予測）は、上記イでの、**国の（即ち、国の機関たる政府委員の）**国会での上記答弁と矛盾する。  
よって、**国の、本件選挙投票日の時点で、『合理的期間』は未徒過である、との主張は、信用性に欠ける。**

エ **それよりも、何よりも、国は、【本件選挙・投票日の時点で、『合理的期間』が未徒過であること】の立証責任を負っている。**  
**それにも拘らず、国は、当該立証責任を果たしていない。**

（以下、余白）

【補遺 4】 (本書 254～255 頁)

昭和 51 年大法廷判決 (甲 31) は、投票価値の平等の問題を、平 25/3/18 名古屋高裁金沢支部判決 (市川正巳裁判長) (判決文・14 頁 13 行～末行 甲 10) の指摘するとおり、

- ① 投票価値の平等の問題 (即ち、憲法違反の存否の問題を含む) と
- ② その他の選挙制度の問題 (即ち、憲法問題を一切含まない)

の 2 つに二分して論ずることなく、俗な言葉で言えば、

味噌

糞

を一緒くたにするが如く、

ひとくくり  
一括りの選挙制度の問題として論ずる、



を犯している。

その結果、昭和 51 年大法廷判決は、結局、『国会には、「選挙に関する事項」（憲法 47 条）について、広範な立法裁量権があるので、憲法は、厳格な人口比例選挙を要請していない』旨、判断している。

【補遺 5】 (本書 256～258 頁)

- (1) 「違憲無効判決で、小選挙区選出衆院議員（295 人）が全員失格すると、社会的混乱●●●が生まれるのではないか？」という漠然とした不安●●●がある。

しかしながら、この漠然とした不安●●●は、よくよく考えてみれば、何のことはない、

裸果

の王様●●●であった。

- (2) 衆議院の解散により、衆議院は、小選挙区選出国會議員（295 人）と比例代表選出国會議員（180 人）の全員が、失格し、内閣総理大臣及び全大臣が失格する。

そして、解散時から次の総選挙で当選者が確定する日迄、衆議院は、衆院議員・**零**の空白期間が生じる。

それでも、1 億 2000 万人強の国民は、誰一人、解散によって生じるこの空白期間を社会的混乱とは捉えていない。

- (3) 他方で、違憲無効の確定判決による小選挙区選出国會議員（295 人）の全員失格は、内閣総理大臣及び各大臣の失格を伴うとはいえ、衆議院には、比例代表選出国會議員（180 人）が継続して存在する。

よって、衆議院は、憲法に定められた衆議院の活動を 100%行い得る。

この点で、**社会的混乱**は、



である。

(4) この論点を上記**第7部**（本書64～69頁）で詳述した。

以上